

14. 5-535



145

35



始



533

14.5
535

自昭和十年十月二十三日
至昭和十年十月二十六日
〔四日間〕

第八回全國社會事業大會報告書

財團法人
中央社會事業協會



第八回全國社會事業大會報告書

自昭和十年十月二十三日
至昭和十年十月二十六日 (四日間)

財團中央社會事業協會



14.1-575

第八回全國社會事業大會報告書目次

目次	令	旨
	一、奉答辭	(一)
	一、宣言決議	(二)
	一、式辭並に祝辭	
	一、式辭	第八回全國社會事業大會會長 伯爵 清浦奎吾 (三)
	一、祝辭	內閣總理大臣 岡田啓介 (四)
	一、祝辭	宮內大臣 湯淺倉平 (五)
	一、祝辭	內務大臣 後藤文夫 (六)
	一、祝辭	陸軍大臣 川島義之 (七)
	一、祝辭	海軍大臣 大角岑生 (七)
	一、祝辭	司法大臣 小原直 (八)
	一、祝辭	文部大臣 松田源治 (九)



全國社會事業大會報告書

編輯人 中央社會事業協會



一、祝 辭…………… 逓信大臣 望月圭介……………(一〇)

一、祝 辭…………… 拓務大臣 伯爵 兒玉秀雄……………(一〇)

一、祝 辭…………… 東京府知事 横山助成……………(一一)

一、祝 辭…………… 東京市長 牛塚虎太郎……………(一二)

一、祝 辭…………… 東京商工会議所會頭 男爵 郷 誠之助……………(一三)

一、大會の概況……………(一四)

一、大會概況……………(一五)

一、第八回全國社會事業大會日程……………(一五)

一、大會の準備……………(一六)

一、準備概況(準備委員會)……………(一九)

一、第八回全國社會事業大會要綱……………(二〇)

一、第八回全國社會事業大會歲入歲出豫算……………(二二)

一、第八回全國社會事業大會後援並に協賛團體名……………(二五)

一、第八回全國社會事業大會準備委員氏名……………(二七)

一、開會式の概況……………(三〇)

一、開會式概況……………(三〇)

一、社會事業功勞被表彰者一覽……………(三三)

一、總會の概況……………(三六)

一、第一次總會の概況……………(三六)

一、第二次總會の概況……………(四六)

一、部會の概況……………(四八)

一、第一部會概況並に決議事項……………(四八)

一、第二部會概況並に決議事項……………(六四)

一、第三部會概況並に決議事項……………(八三)

一、第四部會概況並に決議事項……………(九四)

一、第五部會概況並に決議事項……………(一〇三)

一、第六部會概況並に決議事項……………(一〇九)

一、第七部會概況並に決議事項……………(一一六)

- 一、第八部會概況並に決議事項……………(一三)
- 一、綜合委員會概況並に決議事項……………(一三)
- 一、各種行事の概況
 - 一、新宿御苑拜觀……………(一六)
 - 一、高松總裁宮殿下社會事業功勞者並に大會役員を御召宴遊ばさる……………(一六)
 - 一、内閣總理大臣並に各大臣招待會……………(一七)
 - 一、東京府知事並に東京市長招待會……………(一八)
 - 一、社會事業功勞者の表彰……………(一八)
 - 一、各部會特別講演……………(一九)
 - 一、大會記念ラヂオ放送……………(二〇)
 - 一、大會記念公開講演映畫會……………(二一)
 - 一、第八回全國社會事業大會出席者名簿……………(二六)
 - 一、第八回全國社會事業大會推薦協議員名簿……………(二七)
 - 一、第八回全國社會事業大會出席者一覽……………(三一)

- 一、第八回全國社會事業大會係員表……………(二四)
- 一、第八回全國社會事業大會協議事項……………(二〇)
- 一、第八回全國社會事業大會協議事項建議處置分類一覽……………(二六)
- 一、第八回全國社會事業大會諸決議一覽……………(二六)

- 一、第一回社會事業資料展覽會の概況
 - 一、第一回社會事業資料展覽會概況……………(二六)
 - 一、第一回社會事業資料展覽會資料目錄……………(二六)

令 旨

我國ニ於ケル社會事業ハ先覺ノ獻身的努力ニ頼リテ其ノ基礎漸ク鞏固ヲ致シ軌近世運ノ急速ナル進歩ト相俟ツテ發達殊ニ顯著ナルモノアリ前回以來既二十年ヲ經過シ茲ニ全國諸團體相提携シテ第八回大會ヲ此ノ處ニ開キ草創以來ノ業績ヲ考查シテ有功者ヲ表彰シ且各方面ノ事業ヲ檢討シテ將來ノ企畫ニ資セシメムトス予今總裁ノ任ニ膺リ親シク此ノ盛況ヲ見欣快ニ堪ヘズ願ミテ諸子ガ積年ノ勞ヲ念フト共ニ社會福祉増進ノ爲益盡瘁セムコトヲ望ム

奉 答 辭

總裁宮殿下ノ 台臨ヲ辱ウシ第八回全國社會事業大會ヲ開催スルニ當リ親シク 令旨ヲ賜ハル洵ニ感激ノ至ニ勝ヘス

惟フニ我邦ノ社會事業ハ畏クモ 皇室ノ洪大無邊ナル 御仁慈ニ浴シ時世ト與ニ進展シテ其ノ體系愈々整ヒ其ノ施設亦益々備ハリ聊カ國民生活ノ安定福祉ノ増進ニ貢獻セリ

今ヤ内外正ニ多事ニシテ舉國緊張ヲ要スルノ秋殊ニ社會事業者ノ發奮ニ俟ツヘキモノ多シ是ノ時ニ當リ忝クモ深遠ニシテ切實ナル 台訓ヲ賜ハリ斯道ノ嚮フ所ヲ示シ給フ吾等斯業ニ從事スル者皆能ク謹ミテ 令旨ヲ奉戴シ益々奮勵シテ一層力ヲ事業ノ充實ニ致シ以テ邦家ノ安寧國運ノ隆昌ニ寄與セムコトヲ誓ヒ奉ル

昭和十年十月二十三日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

宣言

刻下我國內外共ニ多端ニシテ舉國愈々奮起スヘキノ秋
國民ニシテ或ハ活力ヲ缺キ或ハ生活ノ不安ニ艱ム者益
々多キヲ見ルハ洵ニ深憂ニ堪ヘサル所ナリ
今乃チ吾等社會事業ニ關與スル者此ニ相會シテ長クモ
總裁 高松宮殿下ノ 台臨ヲ忝フシ優渥ナル 令旨ヲ
賜ハリ吾等ノ感激ヲ新ニス榮幸何ソ之ニ過キン
吾等益々發奮淬勵シテ事業ノ完璧ヲ期シ提携結束能ク
世人ノ理解ヲ普クシ進ンテ力ヲ社會的禍根ノ交除ニ致
シ皇謨樂土ノ確立ニ貢獻センコトヲ誓フ
右宣言ス

昭和十年十月二十三日

第八回全國社會事業大會

決議

- 一、吾等ハ常ニ優渥ナル 令旨ヲ奉戴シテ全幅ノ努力
ヲ致シ經世報國ノ實ヲ舉ケンコトヲ期ス
 - 一、吾等ハ具ニ同胞ノ救濟教化防貧ノ道ヲ究メ一意邁
進成果ノ遺憾ナカランコトヲ期ス
 - 一、吾等ハ身ヲ持スルコト恭謙他ニ對シテ寛容事ニ當
ツテ誠實克ク社會ノ儀表タランコトヲ期ス
- 右決議ス

昭和十年十月二十三日

第八回全國社會事業大會

式辭

第八回全國社會事業大會 會長 伯爵 清 浦 奎 吾

茲ニ第八回全國社會事業大會ヲ開催致シマスルニ當リ忝クモ 總裁宮殿下 台臨アラセラレテ優渥ナル 令旨ヲ賜ハリマシ
タコトハ各位ト共ニ海ニ恐懼感激措ク能ハザル所デアリマス。吾等ハ誠心誠意優旨ヲ奉戴シテ本大會ヲ最モ有意義ニ終始セン
コトヲ期サナケレバナラバオノデアリマス。尙本日ハ内務大臣閣下ヲ始メ多數ノ來賓諸賢ノ御臨席ヲ得マシタコトハ誠ニ光榮
ノ至リニ存ズルトコロデアリマス。而シテ本大會ノ開催ニ就キマシテハ宮内省、内務省ヲ始メ陸海軍、司法、文部、逓信、拓
務ノ各省並ニ東京府、市當局ヲ基大ナル御後援ト中央ニ於ケル社會事業其他關係團體ノ積極的ナル御協賛御後援ヲ得マシタコ
トニ對シ滿腔メ感謝ヲ表スル次第デアリマス。

願フニ全國的ナ社會事業大會ハ明治三十六年其ノ第一回ヲ大阪市ニ開キマシテヨリ以降大正十四年迄回ヲ重ヌルコト七回ニ
及ビマシタガ其ノ後ハ社會事業各施設ノ著シイ進歩發達ニ伴ヒ自然各部門毎ノ全國會議ガ開カレルコトトナリ事業全般ニ亘ル
會議ハ約十年ノ間ソノ開催ヲ見ナイデ今日ニ至ツタノデアリマス。然ルニ願フテ想ヒマスレバ時勢ノ進展ニ伴ツテ事業範圍ガ
次第ニ擴大サレ從ツテ各般ノ施設ガ漸次分化獨行スルノ傾向ヲ辿ルコトハ避ケ難イ所デアリマスガマタソレ等ガ互ニ協同シ一
體ノ組織トシテ働クニ非ンバ眞ニソノ效果ヲ收メ充分ソノ目的ヲ達成スルコトハ出來ナイノデアリマス。此ノ意味ニ於テ社會
事業全體ノ協同的組織的活動ヲ圖ルコトハ誠ニ喫緊事デアリマス。本大會開催ノ趣旨ハ實ニ此處ニ存スルノデアリマシテ廣般
ニ發達セル事業ノ全部門ニ於ケル各種ノ問題ヲ協同シテ研究スルト共ニ事業ノ緊要性ニ對スル社會ノ理解ヲ進メ併セテ事業關
係者ノ親和ヲ圖ランコトヲ意圖シテキルノデアリマス。

試ミニ過去三十年間ニ於ケル我國社會事業發達ノ跡ヲ大會ノ出席者トソノ當時ノ社會事業施設數トニ付テ見マスレバ第一回

大會ノ出席人員ハ僅カニ百名デ當時ノ施設數ハ約三百八十ヲ數ヘタニ過ギナカツタデアリマス。然ルニ其ノ後施設數ハ逐年増加シ殊ニ歐洲大戰後ハ異常ナル進展ヲ遂ゲテ大正十四年第七回大會ノ當時ハ施設總數一躍シテ三千二百ニ上リ參會者ハ二千名ノ多數ヲ數ヘタデアリマス。其ノ後更ニ二十年斯ノ大勢ハ駭々トシテ進ミテ止マズ本年ニ至ツテ施設ハ殆ド七千ヲ超エ本大會ノ出席人員ハ三千名ニ達スルト云フ盛況デアリマス。尙其ノ間社會事業法制モ時代ノ勢ニ順ジテ次第ニ整備シツマアルコトハ各位ノヨク御承知ノ通りデアリマス。之ヲ以テ見テモ斯業ガ明治ノ末葉ヨリ大正昭和ヲ通ジテ如何ニ目醒マシイ躍進ヲ遂ゲテ來タカハ略ボ想像ニ難クナイデアリマス。

斯業ノ斯クノ如キ發達ハ勿論時勢ノ然ラシムル所デアリマスガ特ニ申スモ畏イコトナガラ上 皇室ノ洪大無邊ナル仁徳ト赤子憐愍ノ聖澤ガ四海ニ洽ク爲メニ衆民競フテ社會奉公ノ至誠ヲ致シタルニ因ルモノト申サネバナリマセヌ。然シナガラツラツラ我國現時ノ社會情勢ヲ顧ミマスレバ外ニハ國際關係益々複雑ニ赴キ内ニハ經濟界ノ不況ト比年相踵グ自然ノ災害ニ生活ノ不安ヲ訴フルモノ彌々多ク極貧者ノ窮乏益深刻ナルモノガアルデアリマス。此ノ秋ニ方リ先ヅ内ニ國民生活ノ安定ヲ期シクク民力ノ復活ヲ圖ルコトハ正ニ邦家喫緊ノ要務デアリマシテ社會事業家ノ責務ハ亦一層重キヲ加ヘツ、アルコトヲ痛感セザルヲ得ナイデアリマス。冀クハ會同ノ各位ニ於カレテハ斯ノ時局ノ重大ナルニ鑑ミ愈々至誠奉公ノ意圖ヲ強メ慎重議ヲ練ツテ克ク本大會ノ成果ヲ收メ進ンデ之ガ實行ヲ期シ以テ一層民衆福祉ノ増進ニ寄與セラレンコトヲ衷心祈念シテ止マナイ次第デアリマス。

祝 辭

内閣總理大臣 岡 田 啓 介

茲ニ全國ノ社會事業關係者相會シ第八回全國社會事業大會開催ニ當リ畏クモ 總裁高松宮殿下 台臨ノ下ニ盛大ナル式典ヲ

舉行シ難有 令旨ヲ賜リタル事ハ洵ニ恐懼感激ニ堪ヘザルトコロデアリマス。

惟フニ近代ノ社會事業ハ同胞相愛ノ大義ニ立テ社會改善ノ理想ニ則スルモノデアリマシテ恒ニ國民生活ヲ安定シ其ノ福祉ヲ増進シ以テ國運ノ隆盛ニ貢獻スルコトヲ目標トスルモノデアリマス。我國ニ於ケル社會事業ハ輒近甚ダ發達シタデアリマスガ近年世相愈々深刻ヲ呈シテ居リマスル際社會事業關係者ノ双肩ニ懸ケラレタル責務ハ愈重且ツ大ヲ加ヘテ居ルト申サネバナリマセヌ。此秋ニ當リ本大會ヲ開催シ關係者相寄り相勵マシ且ツマタ社會事業各般ノ事項ニ關スル研究協議ヲ遂ゲ將來ノ方途ヲ講ゼラレムトスルコトハ現下内外ノ情勢ニ照シ意義眞ニ深キモノアルヲ感ズルデアリマス。畏クモ我 皇室ニ於カセラレテハ夙ニ社會事業ニ 大御心ヲ垂レサセ給ヒ普ク御仁慈ヲ注ギ給フコトハ誠ニ難有極ミデアリマシテ殊ニ直接社會事業ニ關係ノ諸君ハ此ノ 聖旨ニ對シ奉リ克ク優渥ナル 令旨ヲ奉體シ協力我國社會事業ヲシテ眞ニ國情民風ニ和シ國民ノ一人ダモ其ノ所ヲ得ザルモノナカランメ以テ國運ヲ隆昌ナラシムルコトニ努メラレムコトヲ切ニ希望スル次第デアリマス。

祝 辭

宮内大臣 湯 浅 倉 平

財團法人中央社會事業協會ハ茲ニ 總裁高松宮殿下ノ 台臨ヲ辱クシ第八回全國社會事業大會ヲ舉行セラル洵ニ慶賀ノ至ニ堪ヘス。

願レハ明治三十六年ノ第一回大會當時ニ在リテハ會スル者一百人ニ過キサリシニ今次ノ大會ニハ優ニ三千人ヲ算スルニ至ル又斯業ニ從事スル者約六萬人ノ多キニ及ヘリ以テ本會カ駭々乎トシテ發展シテ已マサルノ勢ヲ察スルニ足ラン盛ナリト謂フヘキ哉。

今ヤ時世ノ急劇ナル變遷ニ伴ヒ經濟關係ハ益々錯綜シ社會狀態ハ愈複雜シ之カ爲社會事業團體ノ將來ニ於ケル責務ハ一層重大ヲ加ヘ來ラントス此ノ時ニ當リ本大會ヲ開催シテ大イニ群議ヲ盡シ衆智ヲ集メ以テ斯業ノ擴張ヲ促シ關係者間ノ親和ヲ圖ラントスルハ最モ時宜ニ適セルモノト謂フヘシ。

畏クモ我 皇室ノ御仁慈ナル社會事業ニ大御心ヲ注カセ給フコト殊ニ深キモノアリ余ハ會同各團體ノ將來益々協心戮力シテ重大ナル責務ヲ遂行シ以テ 皇恩ニ奉答セラレンコトヲ切望シテ已マサルナリ之ヲ祝辭ト爲ス。

祝 辭

內務大臣 後 藤 文 夫

本日茲ニ 總裁宮殿下ノ 台臨ヲ仰キ奉リ第八回全國社會事業大會ノ開催セラルルニ當リ祝意ヲ表スルノ機會ヲ得タルハ深ク光榮トスル所ナリ。

輓近世運ノ推移ニ伴ヒ各般ノ社會法制並ニ施設漸ク備ハリ斯業進展ノ狀著シキモノアルハ邦家ノ爲寔ニ同慶ニ堪ヘサル所ニシテ此ノ間ニ於ケル關係各位ノ苦心ト努力トニ對シテハ衷心謝意ヲ表スル次第ナリ。然モ現下ノ實情ニ察スルニ多年經濟不況ノ重壓ニ加フルニ近時各地ニ災害相踵イテ起リ都鄙ヲ通シテ疲弊困憊尙甚クシク社會事業ノ全面ニ亘リテ之カ普及徹底ヲ期スルノ要殊ニ切ナルモノアルヲ痛感ス。此ノ秋ニ當リ中央社會事業協會主催ノ下ニ全國社會事業關係者相會シテ綜合的協議會ヲ開キ相共ニ討議ヲ竭クシテ斯業ノ發達ヲ企圖セラル寔ニ時宜ヲ得タルノ舉ニシテ效果ノ及フ所尠少ナラサルヲ信ス。來會者各位冀クハ 總裁宮殿下ノ 令旨ヲ奉戴シテ益々奮勵事ニ當リ相率キテ斯業ノ堅實ナル發展ヲ圖リ共存共榮ノ實ヲ舉クルニ努メラレンコトヲ。

祝 辭

陸軍大臣 川 島 義 之

畏クモ總裁 高松宮殿下ノ 台臨ヲ仰キ茲ニ第八回全國社會事業大會ヲ開催セラレタルハ邦家ノ爲慶賀ニ堪ヘサルナリ。願フニ國運ノ興隆ハ社會事業ノ健全ナル發達ニ須ツモノ頗ル多ク各位ノ努力ニ依リ業績年ト與ニ舉リ就中軍事扶助事業ハ近年著シキ進歩ヲ見タリ殊ニ今次ノ滿洲事變以來銑後ニ活躍シテ皇軍士氣ノ振作ニ貢獻シ軍人ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメタル活動ニ對シテハ眞ニ感謝措ク能ハサル所ナリ。

今ヤ國家益々多事ナルノ秋相會シテ互ニ協議研鑽ヲ積ミ其ノ連絡親善ヲ圖ルハ最モ時宜ニ適セルモノニシテ斯業ノ發展擴充期ニテ俟ツヘキモノアリ。庶幾クハ和衷協力益々斯業ノ深厚ナル研究ヲ遂ケ以テ國運ノ隆昌ニ寄與セラレンコトヲ一言ヲ陳ヘテ祝辭ニ代フ。

祝 辭

海軍大臣 大 角 岑 生

本日茲ニ 總裁宮殿下ノ 台臨ヲ忝フシ第八回全國社會事業大會ヲ開催セラルルニ當リ一言所懷ヲ述ベ得ルハ余ノ最モ欣幸トスルトコロナリ。

惟フニ明治三十六年第一回大會開催以來幾多ノ困難並ニ社會不安ノ情況ニ即應シ飛躍日本ノ今日アラシメタル因由ハ多々アルベシト雖社會事業家カ其ノ嵩高ナル使命ヲ自覺シ社會的缺陷ノ補正改善ニ努力セラレタルニ依ルトコロ大ナルモノアルヲ信

ズ。

然レドモ刻下ノ國際情勢ノ不安世界經濟狀況ノ不況ニ加フルニ近年頻發セル天災等非常時ハ益々深刻化セントシ社會情勢亦愈々複雑多難ナラントス。

此ノ秋ニ當リ本大會ヲ開催シ一般社會事業ノ發達ト斯業關係者ノ親和ヲ圖ルト共ニ新ニ軍事扶助ニ關スル事項ヲ加ヘ國防ノ第一線ニ立チテ尊キ犠牲トナリ又ハ明日ノ戰鬪ニ即應スヘク獻身ノ忠誠ヲ效シツ、アル將兵ニ對スル認識ヲ深メ以テ軍事扶助事業ト一般社會事業ノ連繫ヲ緊密ナラシメントスルハ誠ニ機宜ニ適ヘルトコロナルヲ欣ブ。

冀クハ全國社會事業ニ從事セラル、各位ガ一堂ニ會セル此ノ好機ニ於テ各位ノ造詣ト體驗ヲ披瀝シ充分研究討議セラレ以テ官民一致協同シテ斯界ノ趨勢ヲ善導シ國運ノ振興ニ寄與センコトヲ。

一言以テ祝辭トナス。

祝

辭

司法大臣 小 原 直

財團法人中央社會事業協會カ茲ニ第八回全國社會事業大會ヲ開催セラルルニ當リ一言祝意ヲ表スルヲ得ルハ深ク欣幸トスル所ナリ。

方今文化ノ進展ニ伴ヒ社會ノ組織愈錯綜シ匡救ヲ要スル事案漸ク多キヲ加フルハ數ノ免レサル所ニシテ世界各國ノ等シク憂トスル所ナリ然ルニ我カ國ニ在リテハ官民一致多年之カ對策ニ努力シ各種ノ社會事業著シク勃興シテ諸般ノ施設歲ト俱ニ隆盛ニ赴キ其ノ成績頗ル見ルヘキモノアリ是レ蓋シ聖代ノ惠澤屢此ノ種事業ニ及ヒ朝野恐懼シテ報效ノ萬一ヲ圖ラントスルノ致ス所洵ニ感激ニ堪ヘサルナリ。

惟フニ是等社會事業ハ各其ノ特質ヲ有シ目的トスル所ニ從ツテ施設運營自ラ異ナルモノアリ司法保護事業ノ如キ亦此ノ見地ニ則リ特殊ノ施設經營ヲ必要トスル所以ナリトス然レドモ互ニ皆齒輪輔車ノ關係ニ在ルカ故ニ相倚リ相扶ケテ初メテ克ク其ノ機能ヲ發揮シ得ヘキハ言ヲ俟タサル所ナリ冀クハ事ニ從フ者思フ此ニ致シ益協心努力シテ事業ノ振興ヲ圖リ以テ民人ノ福祉ヲ進メ社會ニ貢獻センコトヲ。

聊カ所懐ノ一端ヲ述ヘテ祝辭トス。

祝

辭

文部大臣 松 田 源 治

茲ニ總裁 高松宮殿下ノ 台臨ヲ仰ギ第八回全國社會事業大會開會式ヲ舉行セラルルニ當リ祝意ヲ表スルコトヲ得ルハ予ノ最モ光榮トスル所ナリ財團法人中央社會事業協會ハ明治三十六年ヲ以テ第一回大會ヲ開催シタル以來今ニ三十年銳意力ヲ本邦社會事業ノ進展ニ致シ社會ノ安寧福祉ノ増進ニ寄與スル所少カラス夙ニ邦家内外ノ情勢ニ稽ヘ社會事業ノ範圍極メテ廣大ナルニ願ミ全國斯業者ノ大會ヲ開催スルコト亦七回ニ及ヒ今ヤ其ノ第八回ノ會同ヲ催シテ四日間ニ互リ具ニ協議研究ヲ重ネ由テ以テ關係各方面トノ協調親和ヲ圖リ一般社會ノ理解ヲ促進シ斯業一段ノ振興ヲ期セントス其ノ意義ヤ極メテ深ク其ノ資益ヤ大ナルヘキヲ疑ハス殊ニ本大會ノ參加者ハ遠ク朝鮮臺灣樺太關東州南洋ノ官民ニ及ヒ協贊團體亦廣ク網羅セラレ行事議事ノ諸項頗ル豊富ニシテ且複雑多岐ニ涉リ會容ノ旺盛ナルコト從來ニ未タ見サリシ所ナリ其ノ旨ニ社會事業將來ノ伸暢ニ貢獻スル所アルノミナラス我カ國民教育ニ及ホス所亦必スヤ有益ナルモノアルヘキヲ信ス。

冀ハクハ關係者各位ノ深ク思ヒフ此ニ致サレ協力審議能ク本大會所期ノ目的ヲ達成シ以テ 皇室ノ特ニ斯業ヲ重セサセ給フ聖恩ノ萬一ニ報イ奉ルアラントコトヲ。

所懐ヲ陳ヘ以テ祝辭ト爲ス。

祝 辭

逓信大臣 望 月 圭 介

茲ニ 總裁宮殿下 台臨ノ下ニ第八回全國社會事業大會ヲ開カルルニ當リ聊カ所懐ヲ述ブルノ機會ヲ得タルコトハ私ノ最モ欣幸トスル所デアリマス。

我邦公私ノ社會事業團體ガ年ヲ逐フテ顯著ナル發達ヲ遂ゲ國家ノ施設ト相俟ツテ社會狀態ノ改善ニカヲ盡シ國民福利ノ増進ニ至大ノ貢獻ヲ致シテ居ルコトハ邦家ノ爲洵ニ慶賀ニ堪ヘマセヌ。近時世運ノ進展ニ伴ヒ社會ノ情勢ハ益々複雑ヲ極メ各般ノ社會施設ニ就キ關係者ノ發奮努力ヲ要スル所愈々緊切ヲ加フルノ秋ニ際シ此ノ大會ヲ開催セラレ斯界ノ權威者ヲ一堂ニ集メテ重要事項ノ討議研鑽ヲ行ハル、コトハ定ニ時代ノ要求ニ適應シタルノ企デアリマシテ其ノ成果ノ絶大ナルコトヲ確信致スモノデアリマス。

ドウカ關係各位ニ於カレテハ社會事業ノ崇高ナル使命ニ鑑ミ今後協力一致益々事業ノ完璧ヲ期セラレ國運ノ伸張人類ノ福祉ニ寄與スルアランコトヲ切望スル次第デアリマス。

祝 辭

拓務大臣 伯爵 兒 玉 秀 雄

財團法人中央社會事業協會ノ主催ニ係リ畏クモ 高松宮殿下ノ 台臨ヲ仰キ奉リ茲ニ第八回全國社會事業大會ノ開催セラレ

ルニ方リ其ノ席末ヲ汚シテ所懐ノ一端ヲ陳フルノ機會ヲ得タルハ本官ノ洵ニ光榮トスル所ナリ。

輒近我カ國運ノ隆昌ト文化ノ進展トハ一面ニ於テ一般社會上ニ於ケル生存競争ノ激甚ト個人生活不安トノ傾向ヲ漸ク顯著ナラシメントスルニ鑑ミ之カ救治ニ膺ルヘキ社會事業ノ任亦愈々重キヲ加ヘントス曩ニ財團法人中央社會事業協會ノ設立セラレテヨリ廣ク内外地ニ互リテ社會問題並ニ社會事業ノ調査研究ヲ重ネ以テ斯業ノ發達ニ寄與スル所鮮カラス今回更ニ内外地ニ於ケル斯業ノ關係者ヲ帝都ニ會同シテ第八回全國社會事業大會ノ開催ヲ見ルニ至レルハ現下ノ世情ニ鑑ミ定ニ時宜ニ適セル企舉ト謂ハサルヘカラス、殊ニ朝鮮、臺灣、樺太並ニ南洋等各外地ニ於ケル社會事業カ此ノ大會ニ依テ啓發セララル所大ナルヘキヲ信シ欣快ニ堪ヘサルナリ。

冀クハ關係者各位 總裁宮殿下ノ思召ヲ奉體シ克ク審議討究以テ所期ノ目的達成ニ努メ依テ以テ邦家ノ隆昌ニ貢獻スル所アラントヲ。

聊カ蕪言ヲ陳ヘテ祝辭ト爲ス。

祝 辭

東京府知事 横 山 助 成

畏クモ 總裁宮殿下ノ 台臨ヲ仰キ奉リ第八回全國社會事業大會ヲ開催セララルニ方リ一言祝意ヲ表スルコトヲ得ルハ洵ニ光榮ノ至リナリ、惟フニ我邦ニ於ケル社會事業ハ上 皇室ノ優渥ナル御庇護ト下官民力不斷ノ協力トニ依リ畫策成中リ成果年ト共ニ見ルヘキモノアルハ邦家ノ爲メ誠ニ慶祝ニ堪ヘサルナリ。

方今我國ノ情勢ハ頗ル多事多難ニシテ外ハ國際關係ニ將夕經濟問題ニ史上未曾有ノ難局ニ遭會シ内ハ近年災殃ノ頻發ト社會狀態ノ複雜化ニ伴ヒ生活ノ窮迫ヲ訴フル者漸ク多キヲ加フ定ニ是レ舉國一致 聖訓ニ恪遵シ正ヲ履ミ中ヲ執リ產ヲ治メ儉ヲ勤

又國用ヲ豐ニシ世教ヲ振ヒ民風ヲ新ニシ綱紀ヲ光張シ以テ内外ノ憂患ヲ剷滅セサルヘカラス此ノ非常時局ニ方ツテ其ノ本末ヲ
跌マラス先ツ内民心ノ安定ト國力ノ充實トヲ圖リ以テ外國運ノ發展ニ邁進セサルヘカラサルハ論ヲ俟タサル所ナリ此ノ秋ニ方
リ社會事業大會ヲ開催シ既存施設相互ノ聯絡ヲ鞏固ニシ其ノ統制的活動ヲ促進シ或ハ法規ノ整備ニ或ハ施設ノ擴充ニ精査攻究
シテ眞ニ國情人風ニ適スルノ方策ヲ講スルハ豈啻ニ國民生活ノ安定ト社會ノ福祉トヲ増進スルノミナラス又以テ社會行政ノ健
全ナル發達ニ資スル所尠カラサルモノアルヘシ。

翼クハ來會ノ各位時局ノ重大性ニ鑑ミ反覆議ヲ鍊リ慎重策ヲ樹テ協心戮力益々斯業ノ實績ヲ舉クルニ一段ノ努力ヲ拂ハレム
コトヲ。

一言所懷ヲ述ヘテ祝辭ニ代フ。

祝辭

東京市長 牛 塚 虎 太 郎

茲ニ長クモ 總裁宮殿下ノ 台臨ヲ忝フシ第八回全國社會事業大會ノ開會式ヲ舉行セラルルニ方リ一言祝辭ヲ陳フルヲ得ル
ハ余ノ光榮トスル所ナリ。

社會事業ハ市政中最モ重要ナル項目ノ一ナリ我東京市亦夙ニ力ヲ此處ニ致スト雖モ現下ノ複雜ナル世情ニ鑑ミル時ハ更ニ之
カ擴充徹底ノ要アルヲ覺ユ殊ニ公私各事業施設ノ聯絡ヲ密ニシ統制ヲ保チテ其ノ運営ヲ一層組織的ナラシムルハ當面ノ急務ト
謂フヘシ。

此ノ秋ニ方リテ多年社會事業ニ盡瘁セラルル各位カ全國ヨリ參集セラレ研究協議ヲ行ヒテ將來ノ方途ヲ講シ廣ク社會ノ理解
ニ訴ヘテ其ノ協力ヲ求メ兼テ相互ノ親睦ヲ厚クセムトセララルルハ定ニ機宜ニ適シタル企ニシテ其ノ效果期シテ待ツヘキモノア

ルヘシ冀クハ各位造詣ヲ傾ケ理想ヲ披瀝シテ審議ヲ盡シ本大會開催ノ目的ヲ達成シ以テ斯業ノ發展ニ資セラレンコトヲ。
些カ所懷ヲ陳ヘテ祝辭トス。

祝辭

東京商工會議所會頭 男爵 郷 誠 之 助

本日ノ佳節ヲトシ總裁 高松宮殿下 御台臨ノ下ニ第八回全國社會事業大會ヲ舉行セラルルニ當リ一言祝辭ヲ呈スルノ機會
ヲ得タルハ予ノ最モ光榮トスル所ナリ。

惟フニ世運ノ進展ニ伴ヒ經濟機構益々複雑トナリ社會ノ構成愈々多岐ニ亙リ國民貧富ノ懸隔亦逐年増大スル傾向ニアリ故ニ
社會事業ノ發達ヲ圖リ國民相互ノ隣保親善ト共存共榮ニ努メ以テ社會ノ圓滿ナル發達ヲ期スルコトハ最モ緊要ナリト謂ハサル
ヘカラス茲ヲ以テ先覺諸賢夙ニ本協會ヲ組織シ多年各關係團體ノ連絡協調ト國民ノ本事業ニ對スル理解促進ニ努メラレ本事業
ノ發達ニ貢獻シタル功績甚大ナルモノアリ。

今茲ニ本協會創立滿三十周年ヲ記念シテ第八回大會ヲ帝都ニ舉行セラレ各地方代表者多數ノ參加ヲ得テ刻下ノ緊要ナル社會
問題ヲ協議スルト共ニ併セテ相互ノ連絡親善ヲ圖リ以テ事業進展ノ方圖ヲ講セラルルハ定ニ時宜ニ適セル美舉ニシテ邦家ノ爲
メ衷心慶賀ノ至ニ禁ヘス。

冀クハ關係各位時局ノ重大ナルニ鑑ミ今後益々奮勵努力以テ事業ノ發展ト國運ノ隆昌ニ寄與セラレムコトヲ。
聊カ蕪辭ヲ陳ヘテ祝辭トナス。

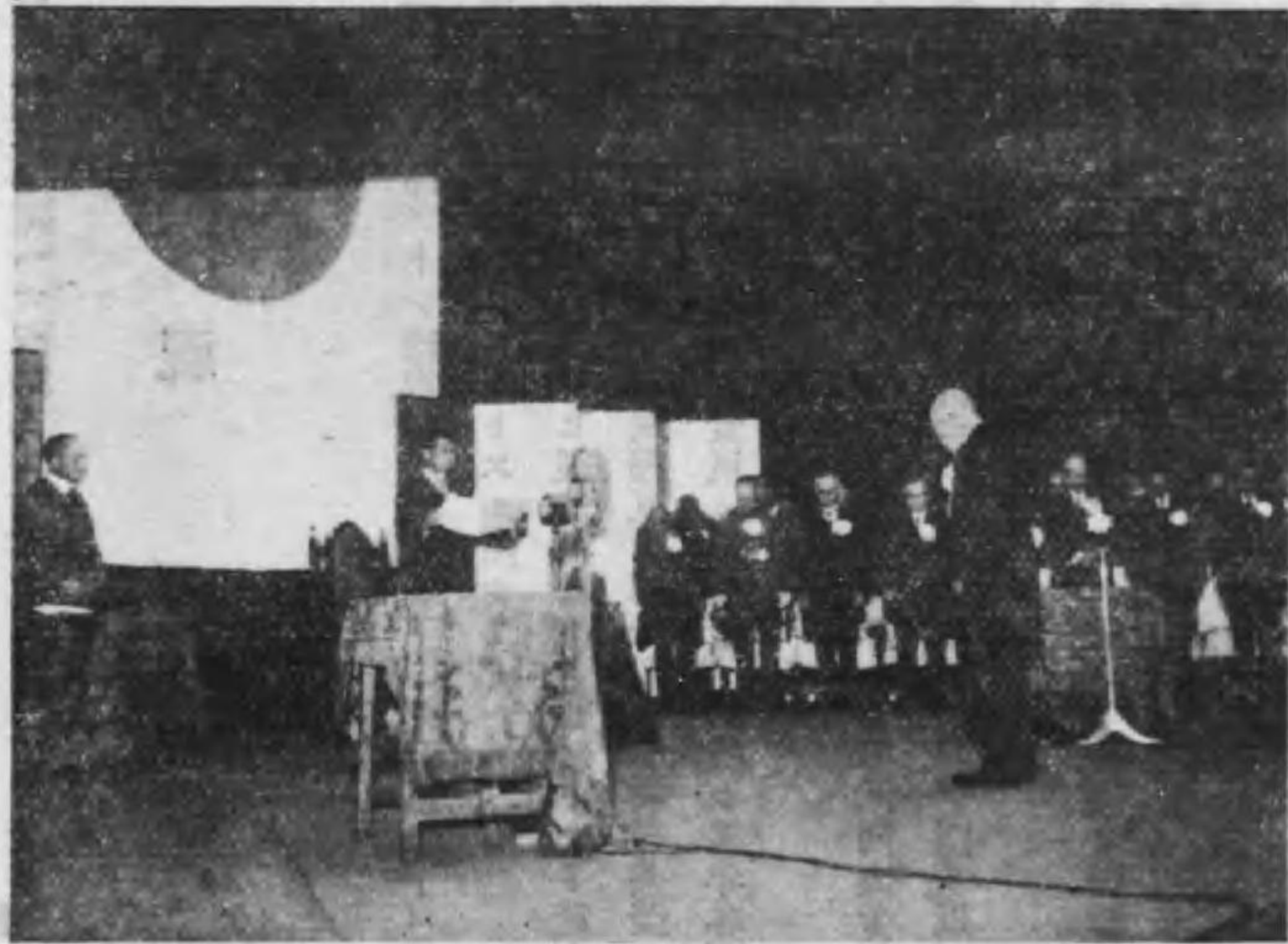
大會の概況

財団法人中央社會事業協會主催の、第八回全國社會事業大會は、關係官廳並に關係諸團體の絶大なる後援と協賛により、昭和十年十月二十三日より同二十六日に至る四日間、帝都に於て開催せられた。本大會は、大正十四年五月、その第七回大會以來、正に十年振りの開催である。今ここに我國社會事業の全野に於ける戦士が相集まつて、夫々の分野に於ける研鑽を報じ、十年苦闘の戦績を點檢し、陣容を整備すると共に、更に一段と士氣を振作し、自奮共勵、あらたなる進撃の壯途に就かんとす。本大會の意義と使命は、誠に重且つ大なるものがある。

殊に本大會は、畏くも 高松宮宣仁親王殿下を總裁に奉戴し親しくその 台臨を仰ぎ 令旨を賜はつたことは、誠に恐懼に堪へざる儀で、本大會が未曾有の盛會裡に終始し得たことは、實に大會參列者の光榮たるに止まらず、全社會事業の光榮として感激措く能はざる次第である。

本大會は、二十三日午前十時新宿御苑の拜觀に始まり、二十

第八回全國社會事業大會典式の状況



六日午後一時 總裁宮御殿に於ける大會役員並に社會事業功勞者の御召の儀によつて、その最終の幕を飾つたのであるが、かくも我が 皇室の社會事業のために垂れさせ給へる恩眷の深厚なる、齊しく感激措く能はざるところで、出席者各自の全身心に燃ゆるこの感激の力が、凝つて斯業の成果に及ばんことを想へば、既に本大會の意義と使命は充分達成せらるるものと確信する。

大會日程は左の通りである。

第八回全國社會事業大會日程

第一日 (十月二十三日) 水曜日

▽御苑拜觀(自午前十時至午前十一時)……新宿御苑甲門前午前九時集合……

▽開會式

第一振鈴(午後一時三十分)

一、總裁宮殿下會場御着(午後一時四十分)

第二振鈴(午後二時)

一、總裁宮殿下台臨(海軍々樂隊奏樂)

一、國歌齊唱

一、會長學式言上

一、令旨

一、會長奉答辭

一、會長式辭

於 日比谷公會堂

參列者一同着席

一同起立

一同起立

一同起立最敬禮

一、祝 辭

內閣總理大臣
宮內大臣
內務大臣
陸軍大臣
海軍大臣
司法大臣
文部大臣
逓信大臣
拓務大臣
東京府知事
東京市長
東京商工會議所會頭

一、社會事業功勞者表彰

會長表彰狀授與

一、會長閉式言上

一、總裁宮殿下御退場（海軍々樂隊奏樂）

▽總會（自午後三時至午後四時）

一、總會の成立

一同起立最敬禮

於日比谷公會堂

一、物故社會事業家慰靈（默禱）

一、宣言決議

一、報告

一、協議

參列者退場（午後四時）

▽各大臣招待茶會（總會直後）

第二日（十月二十四日）木曜日

▽協議會（自午前九時至午後四時）

第一部會（兒童保護關係）

第二部會（救護、救療、保健關係）

第三部會（經濟保護、職業保護關係）

第四部會（社會教化關係）

第五部會（融和事業關係）

第六部會（司法保護關係）

第七部會（軍事扶助關係）

第八部會（社會事業の行政、聯絡、助成並他部に屬せざる事項）

▽大會記念公開講演映畫會（自午後六時至午後九時）

一、挨拶
中央社會事業協會總務部長 原 泰 一

二、映畫
「明朗日本」（兒童擁護協會提供）全五卷

於日比谷公園舊音樂堂前廣場天幕內

於日本青年館

於青山會館

於協調會館

於三會堂

於三會堂

於芝公會堂

於日本赤十字社博物館

於市政講堂

於青山會館

三、講 演

法學博士 下 村 宏

四、映 畫 「母の手」(三映社提供) 全十卷

第三日(十月二十五日) 金曜日

▽部會講演(自午前九時至午前十時)

於 各 部 會 場

▽協議會(自午前十時至午後四時)

於 各 部 會 場

……前日に引き続き各部協議續行……

第四日(十月二十六日) 土曜日

▽總 會(自午前九時至午前十一時)

於 歌 舞 伎 座

一、各部會報告

一、閉 會 の 辭

▽東京府知事 招待會(自午前十一時至午後三時)

於 歌 舞 伎 座

▽ラヂオに依る記念講演(十月二十三日午後七時三十分) 全國中繼

講演者 會長 伯爵 清 浦 奎 吾

▽社會事業資料展覽會(自十月二十三日至十月二十六日每日午前九時ヨリ午後八時マデ) 於 日本青年館

大 會 の 準 備

第七回全國社會事業大會が、中央社會事業協會主催の下に東京に開かれたのは大正十四年五月であつたが、その當時の決議の一つとして、今後の會議はなるべく分科的に、研究的に開かれないといふ要望があつた。そこで、中央社會事業協會は、この十年間、専ら専門的、分科的の會議若くは協議會を開き、主として研究協議に主力を注ぐことによつて、相應の効果を擧げて來たが、最近急激なる時勢の變遷に伴ふ要救護者、要保護者の激増、多種多様の社會的疾患の簇出は、從來とは異つた何等かの對策を要望して居り、又、これらに對して施設せられる社會的施設も、十年前の四、〇〇〇に比べて約一〇、〇〇〇の多きを數へ、従事員の數も一〇〇、〇〇〇を算するに至り、その組織的聯絡の要望これ又頓に高くなつた。この時に當り、同勞者が一堂に會し、この非常時に處すべき方策を案すると共に、お互ひの聯絡をより緊密にし、更には又、一堂に會することによつて、社會事業精神の高揚

に資せんとすることは、決して無駄事ではない。殊にこの十年間に制定せられた各種社會立法に就ては、分科的、又は研究的には屢々論議もせられ、研究もされたが、それらの運用に關する全面的若くは相關的研究に至つては、少くとも全國的に且つ各分野から、これを検討する必要がある。かうした要望が次第に高まり、遂に、本大會開催の計畫がなされるに至つたのである。

昭和十年七月二十三日、第八回全國社會事業大會準備委員會が、内務省會議室に於て開かれた。

同委員會は、慎重審議の結果、左の通り、要綱、日程(略……一五頁参照)、豫算、その他の諸事項を決定し、直ちに準備事務に入つたのである。

これより先、主催者たる中央社會事業協會は、本大會の後援並に協賛團體の主腦部の參集を求め、六月三日(於内務省會議室)並に同十日(於華族會館)の二回に互り、本大會の

計畫に關し、懇談會を開催した。

同懇談會が、前後二回の會合によつて、本大會開催に對して多大の厚意を示され、主催者をして安んじて準備事務に没頭せしめられたことは、關係者一同の誠に感謝に堪へないところであつた。

今、準備委員會決定の

- 一、第八回全國社會事業大會要綱
 - 二、第八回全國社會事業大會歳入歳出豫算
 - 三、その他の諸事項
- 並に大會後援、協賛團體名を示せば、左の通りである。

一、第八回全國社會事業大會要綱

- 一、名 稱 第八回全國社會事業大會
- 一、目 的 社會事業に關する協議研究を行ひ且つ社會の理解を促進し以て社會事業の發達に資すると共に斯業關係者の親和を圖るを目的とす
- 一、會 期 昭和十年十月二十三日(水)より同二十六日(土)まで四日間

- 一、主 催 財團法人中央社會事業協會
- 一、協賛團體 中央に於ける社會事業關係團體にして本大會開催に協賛をなすもの
- 一、後 援 内務省、陸軍省、海軍省、司法省、文部省、逓信省、拓務省、東京府、東京市及本大會開催の趣旨に賛し後援をなすもの

一、大會の組織

- (一) 大會には總裁を推戴すること
- (二) 大會には會長を設け中央社會事業協會會長之に當ること
- (三) 以上の他必要なる役員を置くこと

一、大會の行事

- (一) 式 典
- (二) 協 議 會
 - イ、總 會
 - ロ、部 會
- (三) 社會事業施設其他視察
- (四) 公開講演會
- (五) 御苑拜觀

一、部 會

第一部會

妊産婦、乳幼兒、學童、被虐待兒童、要保護兒童、身體並精神缺陷兒童等兒童保護に關する事項

第二部會

育兒事業、養老事業、不具廢疾者保護、罹災保護、方面事業、其他救護事業に關する事項

一般醫療保護、特殊醫療保護並に保健に關する事項

第三部會

住宅及宿泊所供給、公益市場、公設食堂、公益質屋、公設浴場、失業者保護、授産、職業紹介、職業相談、職業輔導、就勞少年保護、勞働者福祉事業等經濟保護並職業保護に關する事項

第四部會

矯風、生活改善、成人教育、隣保事業、閑時指導等社會教化に關する事項

第五部會

融和事業に關する事項

第六部會

司法保護に關する事項

第七部會

軍事扶助に關する事項

第八部會

社會事業の行政、聯絡、助成等に關する事項
他の部會に屬せざる事項

一、會 場

總會々場は日比谷公會堂とし(但第四日に於ける總會は歌舞伎座)、各部會の會場は左記候補箇所につき交渉をなすこと

日本赤十字社博物館、協調會館、三會堂、市政講堂、青山會館、芝公會堂、日本青年館

一、出 席 者

- (一) 左記に該當するものにして道長官、府縣知事、朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官、南洋廳長官に於て推薦したるもの
- イ、社會事業從業員及關係者
- ロ、社會事業關係官公吏
- ハ、方面委員及方面事業關係者

(二) 本協會に於て推薦したるもの
 一、出席申込
 各地方に於ける前項一に該當する出席者は昭和十年九月三拾日迄に本協會へ到着する様道府縣廳、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳、南洋廳より出席希望の部會を定め本協會宛通報のこと但し締切期日を厳守のこと

一、協議事項
 (一) 中央に於ける關係官廳の諮問事項及各地方よりの提出事項を以て總會又は部會の協議事項とす
 (二) 各地方の提出事項は昭和十年九月十日迄に道府縣廳朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳、南洋廳に於て其廳又は其の地方の社會事業協會或は之に類する社會事業連絡統制團體に於て取纏めたるものを各部會毎に整理の上本協會宛提出のこと
 (右による提出事項以外のは之を附議せざることを)
 尙協議事項は前以て印刷に附し各地方宛通告の豫定に付き右期限に就ては特に嚴守せられたきこと

二、第八回全國社會事業大會歳入歳出豫算

科	款	項	目	豫算額 (円単位)	備考
歳入	第一項	第一項	第一項	二,000	會費一人壹圓 二千人分
			第二項	二,000	
			第三項	二,000	
			第四項	二,000	
歳入	第二項	第一項	第一項	二,000	主催團體負擔金
			第二項	二,000	
			第三項	七,000	
			第四項	七,000	
歳入	第三項	第一項	第一項	七,000	協賛團體支出金
			第二項	七,000	
			第三項	七,000	
			第四項	七,000	
歳入	第四項	第一項	第一項	二,000	寄附金
			第二項	二,000	
			第三項	二,000	
			第四項	二,000	
合計				11,000	

(三) 各地方の提出事項は本協會に於て特に委員を設けて之を審査し必要により整理すること
 一、公開講演會
 第二日夜青山會館に於て開催すること
 一、會費
 一人に付金一圓
 一、旅費
 出席者に於て負擔のこと但し期日迄に出席申込の分に限り汽車、汽船賃五割引證を交附すること

附

(一) 本大會施行に關し準備委員會を設くること
 (二) 大會に關する一切の狀況を取纏め大會報告書を調製して出席者に配付すること

歳出

科	款	項	目	豫算額	備考
歳出	第一項	第一項	第一項	11,000	通信運搬費六〇圓、消耗品費二五〇圓、印刷費三〇〇圓、雜費五〇圓
			第二項	二,100	
			第三項	一,000	
			第四項	四〇〇	
			第五項	一,五〇〇	
			第六項	三,三〇〇	
			第七項	三,三〇〇	
			第八項	一,八〇〇	
			第九項	三,八〇〇	
			第十項	六〇〇	
合計				11,000	

三、其他の諸事項

(一) 大會の役割

イ、大會に於ける役割及其係員所要數

- 總務係 三〇人
- 受付係 六〇人
- 接待係 二四人
- 會場係 二四人
- 新聞記者係 八人
- 議事係 二四人
- 救護係 (施設ニ特別依頼ノコト)
- 式典係 五人
- 陳列係 一〇人
- 計 一八五人

ロ、各係員は總會並部會を通じて擔任するものとし其選任は後援、協賛團體其他本大會關係方面より之を依頼すること

(二) 部會の組織

各部會には議長一名、副議長二名、幹事若干名、書記若干

(五) 特別委員の選任

協議事項整理並功勞者表彰其他大會に關する準備事務に付特別委員を選任すること

第八回全國社會事業大會出席者地方割當數

- 一、總數 三千名
- 内譯
 - イ、指定數七百名の地方
 - 東京府(但本協會推薦指定數二百名を含む)
 - ロ、指定數二百並百五十名の地方
 - 大阪府(二百)、神奈川県(百五十)
 - ハ、指定數八十名の地方
 - 京都府、兵庫縣、愛知縣
 - ニ、指定數六十名の地方
 - 埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、北海道、朝鮮、臺灣、静岡縣
 - ホ、指定數四十名の地方
 - 長崎縣、新潟縣、三重縣、岐阜縣、長野縣、宮城縣、福島縣、岩手縣、山形縣、秋田縣、石川縣、富山縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、和歌山縣、愛媛縣、福岡縣、熊本縣、鹿児島縣
 - ヘ、指定數三十名の地方
 - 奈良縣、山梨縣、滋賀縣、青森縣、福井縣、鳥取縣、島根

名を置くこと

イ、各部の議長は本協會推薦協議員中より豫め依頼し置くこと

ロ、副議長二名の内一名は本協會推薦協議員中より豫め委嘱すること、し他の一名は地方の出席者中より選定委嘱すること

ハ、幹事及書記は本大會關係團體職員其他適當なる方面より之を委嘱すること

(三) 出席者

イ、本大會に参加すべき出席員數は會場其他の都合により約參千名に制限し先づ之を開催地たる東京府に約七百名(内貳百名は本協會推薦數)其他の地方に約貳千參百名とし更に各地方の情況を斟酌し地方別に出席者の限度を定むること

ロ、出席者地方別割當數(別項)

(四) 大會提出協議事項

大會提出協議事項は提出者を個人とせず必ず各地方の社會事業協會又は之に類する社會事業聯絡團體の名を以て爲すこと

- ト、指定數二十名の地方
 - 縣、徳島縣、香川縣、高知縣、大分縣、佐賀縣、宮崎縣
- チ、指定數十名の地方
 - 沖繩縣、關東局二十名(内關東州廳十名)
 - 樺太、南洋

○第八回全國社會事業大會後援者

- 一、後援官公衙

内務省	陸軍省	海軍省	司法省	文部省	逓信省	拓務省	東京府	東京市
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
- 一、大會の趣旨に賛し後援したるもの

財團法人	中央教化團體聯合會
財團法人	帝國軍人後援會
財團法人	愛國恤兵會
同	報効會
財團法人	義濟會
財團法人	日本放送協會

三菱合資會社
古河鐵業合名會社
根津嘉一郎

○第八回全國社會事業大會協賛團體名

恩賜財團 濟生會
同 慶福會
同 愛育會
同 日本赤十字社
同 愛國婦人會
財團法人 輔成會
同 中央融和事業協會
同 啓成社
同 浴風會
同 同潤會
同 協調會
同 類豫防協會
同 日本結核豫防協會
同 産業福利協會
同 兒童愛護會
同 服部報效會
同 三井報恩會
同 原田積善會
同 日本海員救濟會

社団法人 帝國水難救濟會
職業紹介事業協會
全日本方面委員聯盟
全日本私設社會事業聯盟

以上にて、中央に於ける準備事務の大體の基礎は決定したが、これとは別に、主催者は、地方的準備事務の圓滑を圖るため、七月十三日、内務省召集道府縣社會課長會議の開催を機とし、道府縣社會事業主事諸氏の參集を求め、大會に於ける協議事項、出席者、所屬部會、會費納付方法等に付、種々懇談を遂げ、準備事務執行上萬遺漏なきを期した。その要旨は左の如くである。

社會事業主事打合會に於ける第八回社會事業大會に關する打合事項

今秋三期シテ開催スベキ第八回全國社會事業大會ノ計畫大要ハ既ニ御諒解ヲ得タル管ナルガ近ク準備委員會ニ於テ大會要綱決定ノ上其施行方ニツキ各位ノ御配慮ヲ煩ス豫定ナリ尙此機會ニ於テ本大會開催ニ關シ左記各項其ノ他ニツキ御意見アラバ承リタシ
イ、本大會ニ參加スベキ出席員數ハ會場其ノ他ノ都合ニヨリ約參千名ニ制限シ先ヅ之ヲ開催地タル東京府ニ約七百名(内二〇〇名は大會役員、係員)其ノ他地方ニ約貳千參百名トシ更ニ各地方ノ情況ヲ斟酌シ地方別ニ出席者ノ限度ヲ定ムルコト

ロ、地方ニ於テ出席者推薦ニ當リテハ各出席者ノ所屬部會ヲ指定シ其ノ指定ニツイテハ可成各部會ニ普遍ナラシムルコト
ハ、本大會ニ提出ノ協議事項ハ各地方毎ニ適當ナル方法ニヨリ取纏メノ上提出者ヲ個人トセズ必ズ各地方ノ社會事業協會又ハ之ニ類スル社會事業聯絡團體ノ名ヲ以テナスコト、シ出席者ノ中ニ於テ説明ヲ分擔スル模様メ人選シ置クノ方法ヲ採ルコト
ニ、今期ノ大會ニ於テハ會費トシテ出席者一人ニ付金壹圓豫出セシムルコト、シ之ガ會費納付方ニツキテハ當日ノ混雜ヲ慮リ事務整理上各地方ニ豫メ「會費納入袋」ヲ送付シ出席者ニ於テ各自此ニ地方名、團體名、及職氏名等ヲ記入シ現金封入ノ上當日受付ニ差出スコト
ホ、本大會ニ於テ今春社會事業永年勤続功勞者ニツキ調査方ヲ照會シ其御回答ヲ得タルモノ其ノ他ノ調査資料ニ基キ功勞者ヲ選抜シ表彰式ヲ舉行スル豫定ナルヲ以テ曩ニ内申セラレタル該當者中死亡其ノ他ノ異動ノ有無等ニ關シ御再調ヲ煩ハスコトニ致度ニ付豫メ御了承ノ上特ニ御配慮アリタシ
尙、本大會準備委員氏名は左の通りである。

○第八回全國社會事業大會準備委員氏名

(順序不同○印は議案委員)

恩賜財團濟生會 ○紀本參次郎
恩賜財團愛育會 安原清太郎

恩賜財團慶福會
社団法人日本赤十字社
社団法人愛國婦人會
財團法人輔成會
財團法人中央融和事業協會
財團法人中央教化團體聯合會
全日本私設社會事業聯盟
社団法人帝國軍人後援會
財團法人報效會
財團法人愛國恤兵會
義濟會
財團法人大日本職業指導會
日本勞務者教育協會
財團法人刑務協會
財團法人啓成社
財團法人浴風會
財團法人同潤會
財團法人三井報恩會
財團法人協調會
財團法人類豫防協會
財團法人日本結核豫防協會
財團法人産業福利協會
財團法人日本放送協會
兒童擁護協會

岡島貞次郎
○橋爪平兵衛
○三浦精翁
○近藤亮雅
赤堀郁太郎
古谷啓二
○三谷此治
中島虎吉
市川安三
上田昌雄
松延弘毅
窪田治輔
松村勝次郎
正木亮
今宿次郎
福原誠三郎
宮澤小五郎
歌川貞忠
藪野季光
○高野六郎
眞野俊準
浦生俊文
中郷孝之助
倉橋惣三

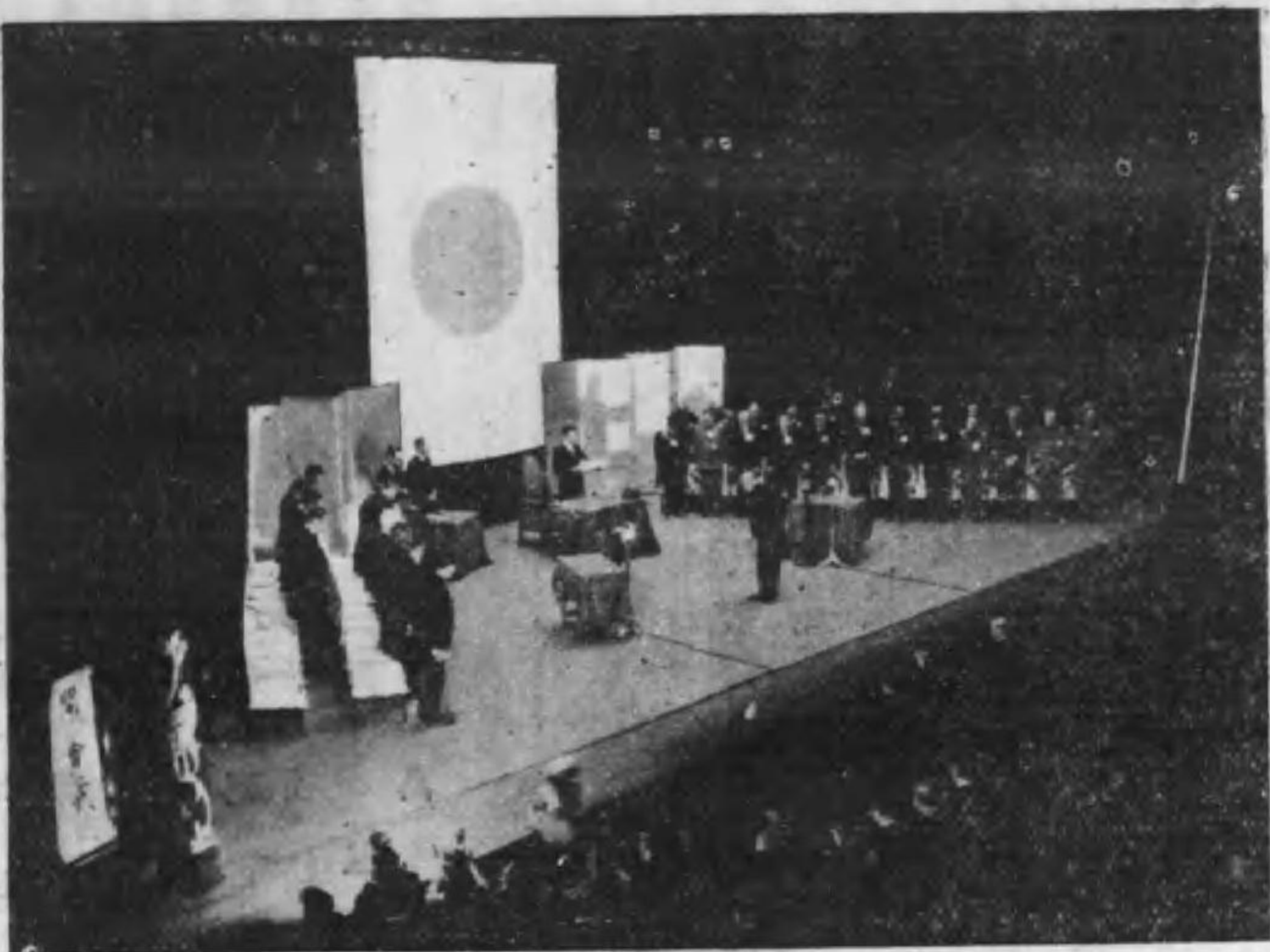
開會式の概況

第八回全國社會事業大會開會式は、昭和十年十月二十三日午後二時より、日比谷公園内東京市日比谷公會堂に於て、總裁 高松宮殿下 台臨の下に、嚴肅裡に舉行せられた。

これより先、關係各省、東京府、東京市、その他關係諸團體より應援の各係員は、夫々所定の部署につき、待機してゐたが、豫め各地方事務擔當者を通じて周知を圖つてあつた諸注意事項が守られてか、三〇〇〇の會衆も、僅々一時間の間に、夫々各地方別に分けられた受付を経て入場を了し、午後一時半には、全員着席、定刻二時の來るのを待つばかりとなつた。

會場内は、全國より參集の三〇〇〇の會衆を擁して、一、二、三階とも立錫の餘地もない。一階舞臺に向つて右側前方には、本日 總裁 高松宮殿下の御前にて表彰の光榮を擔ふ社會事業功勞者が、白薇薔の徽章を胸高くつけて、時の來るのを待つてゐる。正面前方は來賓、左側の一群は推薦協議員の諸氏である。

午後一時四十分 總裁 高松宮殿下には、宮家別當石川岩吉



第八回全國社會事業大會開會式の状況

氏、事務官吉島六一郎氏を従へさせられて會場御着、清浦會長以下中央社會事業協會理事一同は、玄關階段下にて奉迎し、會長先導にて御休憩所に入らせらる。同所にて、先着の各大臣以下協會役員に謁を賜はつた。

午後二時一分、三〇〇〇の會衆緊張の裡に開幕すれば、壇上には、各大臣以下來賓、大會役員諸氏が、威儀を正して着席せられてゐる。

やがて、海軍々樂隊の莊重なる奏樂起れば、會員起立 總裁宮殿下には、清浦會長先導にて、式場に 台臨遊ばさる。會長恭しく舉式言上に及べば 總裁宮殿下には、全員起立最敬禮の裡に 令旨を賜はる。肅然たる場内に響きわたる御聲はしく御力強き御聲の一言一句、全會衆の耳を打つて、全身唯感激に戰くのであつた。會長は謹んで奉答の辭を申上げた。

續いて會長の式辭あり、更に後藤内相、川島陸相、小原法相、松田文相、望月遞相、兒玉拓相、横山東京府知事、牛塚東京市長の祝辭があつた。

續いて全國より選ばれた社會事業功勞者一三一名に對し表彰式が行はれ、會長より表彰狀並に社會事業功勞章を代表北海道小樽育成院長興水伊代吉氏に授與せられた。

これにて式典を終了したので會長より 總裁宮殿下に閉式の旨言上、再び軍樂隊の奏樂全員起立敬禮の裡に 總裁宮殿下御退場遊ばされ、靜かに巻き下される緞帳と共に、この記念すべき歴史的盛儀は終を告げた。時に午後三時十分前。

J・O・A・Kは、場内にマイクロフォンを設け、河西アナウンサーにより、この開會式の實況を放送した。因に當日表彰せられた光榮ある社會事業功勞者は左の通りであつた。

社會事業功勞被表彰者一覽

地方名	事業種別	職名	氏名	地方名	事業種別	職名	氏名
北海道	アイヌ教化	日本聖保祿會函館支部 附屬博愛醫院々醫 小樽育成院長	ジョン・パチエラ 上濱 虎吉	東京	幼保育	二葉保育園長	徳永 恕
同	育兒、養老	日本聖保祿會函館支部 北海道授産場主事	奥水伊代吉	同	少年教護	有隣園長	大森安仁子
同	育兒	東京育成園理事	四宮 昭	同	育兒	愛泉寮主	小鹽 高恒
同	司法保護	東京保護會理事	巖城 靜政	同	同	福田會常務理事	スザン・バンフ・アイン 北越 戒定
東京	同	東京育成園理事 東京育成園理事 同愛調官院長慰養園代 表者	北川 波津	同	救療	愛清館長	外村 義郎
同	同	慰養園	和 田 秀 豊	同	授産其他	鐵道保養院長	ト・バーニー・ホイッ 津田 龜次郎
同	同	瀧乃川學園長	大塚 かね	同	地方改善	中央融和事業協會理事	三好 伊平次
同	同	東京養老院長	山口 トワ	同	救療	東京慈惠會醫院	字 野 文
同	同	慰養園主事	石井 亮一	同	司法保護	帝國水難救濟會常務理事	石 樽 辻 五郎
同	同	救世軍顧問	松 濤 神 達	同	同	東京佛敎救濟會常務理事	櫻 井 幾 藏
同	同	二葉保育園設立者理事	山室 軍平	同	同	濟世病院代表者	秋 庭 正 道
同	同	日本聖保祿會理事	野口 ゆか	同	同	濟世病院	清 瀧 智 龍
同	同	東京三崎會館長	マリイ・ヂウチエ ウキリヤム・ス アキスリンダ	同	同	京都府親和會理事	櫻 井 清
同	同	東京三崎會館長	松澤 ヤチエ	同	同	大阪婦人ホーム理事	藤 岡 圓 治 郎
同	同	東京三崎會館長	ウキリヤム・ス アキスリンダ	同	同	汎愛扶植會長	藤 本 松 太 郎

地方名	事業種別	職名	氏名	地方名	事業種別	職名	氏名
大阪	育兒	博愛社長 小西 榮園主事	小橋 カツエ	長崎	育兒	鯛浦養育院長	谷 中 セヨ
同	司法保護	石井記念愛染園理事	松 茂 智 勇	同	同	長崎慈光園長	長 井 大 愷
同	同	堺社會事業協會副會長 内鮮協會理事、大阪府 方面委員	富 田 象 吉	同	同	長崎育兒院長、長崎託 兒所長	天 本 愛 儀
同	同	大阪養老院長	柳 原 吉 兵 衛	同	同	幼稚兒保護會長	赤 澤 鐘 美
同	同	堺果徳婦人會主事	岩 田 民 次 郎	同	同	埼玉自彊會長	土 田 義 範
同	同	仁濟會長	松 濤 心 明	同	同	高崎樹徳學校長	山 口 宥 存
同	同	鎌倉保育園理事	日 種 觀 明	同	同	上毛孤兒院長	金 子 尙 雄
同	同	横濱孤兒院主事	佐 竹 吾 次 郎	同	同	千葉縣育兒園主	山 端 息 耕
同	同	横濱孤兒院長	山中 兼 太 郎	同	同	大和同志會副會長	光 田 鹿 太 郎
同	同	横濱調官院長	渡 邊 た ま	同	同	大和同志會理事	平 岩 平 八 郎
同	同	神奈川縣乳兒保護協會	ギド・オン・フラン ク・ドレーバル	同	同	大和同志會役員	吉 川 吉 次 郎
同	同	同	三 村 春 代	同	同	大和修導會長	東 川 清 吉
同	同	同	津 田 ナヲ	同	同	三重昭徳園理事	藤 井 彦 五 郎
同	同	同	森 崎 和 三 郎	同	同	九華惠風園理事	今 田 丑 松
同	同	同	古 倉 仙 之 助	同	同	三重美學院長	能 本 左 次 郎
同	同	同	今 出 茂 吉	同	同	桑名愛兒園常務理事	能 本 左 次 郎
同	同	同	チロメ・アナウラン ン・アントニン	同	同	一里山隣保館組合長、 愛知縣方面委員	杉 浦 專 太 郎
同	同	同	城 村 ノブ	同	同	中央有鄰學院長	青 山 衛 天
同	同	同	田 村 フク	同	同	愛知育兒園理事	小 關 正 道
同	同	同	川 村 シン	同	同	愛知自啓會主事	高 橋 久 丸
同	同	同	軌 保 昇 證	同	同	救護會理事	中 田 藤 郎
同	同	同	松 尾 トヨ	同	同	救護會理事	中 田 藤 郎

熊本	授產	復生院	出口イソ	鹿兒島	幼兒保育	佛教二葉園長 鹿兒島縣保護協會 給良	中原麟宏
宮崎	司法保	石井記念協會理事 日州保護會理事	小野田鐵彌	同	同	鹿兒島縣保護協會 給良	安滿法顯
同	兒	鹿兒島養育院長	佐藤茂助	同	同	朝鮮聖保祿會孤兒院長 聖公會孤兒院	セルカミル 巴巴修女

靜岡	司法保	靜岡縣觀善會理事 身延深敬病院長	佐竹準	岡山	地方改善	美和村濟世社長、岡山 縣協和會幹事、岡山縣 濟世顧問	林甚八
山梨	少年教	鹽山竹行李製作傳習所 主管	岡定六	同	同	岡山博愛會會長 岡山縣濟世顧問	アリスベテ アダムス
滋賀	兒	滋賀縣育兒院長 日本育兒院長	西尾關仲	同	同	馬屋上村共同濟世社長 岡山縣濟世顧問	藤井靜一
岐阜	兒	日本育兒院長 清水育兒院長 清水育兒院長	五十嵐喜廣	同	同	吉備撫育院長 岡山博愛會理事、岡山 縣濟世顧問	佐藤弘之
同	同	同	多田ま津	同	同	帝國海軍々人ホーム理 事長	河本乙五郎
同	同	同	河瀬治定	廣島	地方改善	廣島縣共鳴會顧問 下關保護院主	十時キタ
同	同	同	種藏十郎	山口	地方改善	山口育兒院常務理事	中村桂堂
同	同	同	新田理助	同	同	山口縣一心會委員 有田學園主	丘道徹
同	同	同	松山政治	同	同	阿波國慈惠院理事 高知博愛園母	林武彦
同	同	同	大原一	同	同	鹿島孤兒院長 鹿島濟貧會會長	金本新平
同	同	同	互理正信	同	同	ナザレ園 博愛院主、ナザレ園主	國弘半治兵衛
同	同	同	小原源八	同	同	大江學園長、自活園長 聖心保育院副院長、復 生院副院長	矢倉隆
同	同	同	佐々木五三郎	同	同	ナザレ園 博愛院主、ナザレ園主	北條義雄
同	同	同	今井武一	同	同	ナザレ園 博愛院主、ナザレ園主	岡上菊榮
同	同	同	菊地秀言	同	同	ナザレ園 博愛院主、ナザレ園主	七里順之
同	同	同	鈴木宥信	同	同	ナザレ園 博愛院主、ナザレ園主	久布白兼徳
同	同	同	藤井濱次郎	同	同	ナザレ園 博愛院主、ナザレ園主	塘林琴
同	同	同	八雲龍震	同	同	ナザレ園 博愛院主、ナザレ園主	マリトロツク カロリン
同	同	同	尾崎信太郎	同	同	ナザレ園 博愛院主、ナザレ園主	マリハザル ガラシエヌ
同	同	同	福田平治	同	同	ナザレ園 博愛院主、ナザレ園主	塘林乙亥
同	同	同	同	同	同	ナザレ園 博愛院主、ナザレ園主	マリ アマビリス



總會の概況

三六

第一次總會の概況

第八回全國社會事業大會第一次總會は、開會式直後午後三時より、東京市日比谷公會堂に於て行はれた。出席者全員の賛同によつて窪田中央社會事業協會副會長議長席につき、先づ物故社會事業家慰靈のため全員起立一分間の黙禱を捧げ、次いで、大會の名に於いて宣言、決議を發表するため起草委員を選任し、原中央社會事業協會總務部長より準備委員會報告としての第七回大會以來の経過報告あり、更に、明治神宮参拜、故澁澤子爵墓参の代表者が選ばれた。

起草委員中田勝郎氏より別項の如く宣言、決議を朗讀、決議中原案第三項を第一項に移し、第一項を第二項に、第二項を第三項に変更して満場一致可決した。

次いで協議に入り、各部會の編成並に部長以下役員を決定して後、内務大臣、陸海軍諮問事項を上程したが、前者は第

八部會に、後者は第七部會に夫々附託して審議することとなり、午後四時、第一次總會を終了した。

尙、本大會にわざわざ臨席せられた九名の滿洲國代表に對し、一同起立して敬意を表した。

因に、右總會に於てなされた原中央社會事業協會總務部長の準備委員會報告の概要、内務大臣及陸海軍諮問事項、及び同總會に於て選ばれた宣言決議起草委員、明治神宮参拜代表、物故者墓参代表、大會副議長並に各部長及び副部长、各部會並に總會及び綜合委員會幹事は左の通りである。

○準備委員會報告概要

第七回全國社會事業大會を東京に開催致しましたのは、大正十四年でありまして五月の頃に芝公園を中心に致しまして御參會を願つて開會を致したのであります。其時御決議に相なりしましたものが多々あつたのであります。其御決議の一つと致しまして、今後會議は成可く専門的に分科的に十分研

究が出来るやうに取計らつて貰ひたい、斯うした御要望がありましたので、主催者側に於きましては、それ／＼相談を致しました結果と致しまして、爾來此十年の間は努めて分科的な會議若くは協議會を開催致しまして、今日に至つたのであります。其間會議を開きます事七回、協議會を開きます事七度、合せて十四回の會議若くは協議會を開いてそれぞれ各分科に於ける研究に努めて参つたのであります。其都度御參會に相成りました皆様方の御努力、御盡力に依りまして、或は決議となり、或は申合せが出来、或ものは法律要望となり或ものは又お互の申合せに依り全國民を擧げての國民運動となり、或は又新しき社會施設の擴充となりまして、其間に出来ましたる社會事業關係の法律は十に餘る位の數に達して居るのであります。施設の數に於きまして之を合せますと、一萬に近い施設の出来た今日であります。

而して、其施設に従事されて居ります方々若くは新たに發達して参りました方面委員制度、それに働いて居られる方々の數を合せまして、今日は十萬に餘ると稱して居るのであります。斯の如く發達を遂げ十年の時日を経過して今日に相成つたのであります。それでありまして、各方面から屢々

近き時期に於て社會事業の全面的の會議を開きたい、さうした御要望に接したのであります。併し當事者と致しましては段々擴充され發展されて参りました社會事業の全領野を見渡しますと、全國から集つて來られるそれ等の人々の代表者を容れる場所を何處に求めるかと云ふことが非常に苦勞であつたのであります。今度の大會も其儘に致して置けば恐らく一萬に近い數が集られるのではなからうかと云ふやうな事で、段々日時が遷延致しまして今日に相成つたのであります。併し其間に於きまして、各方面に専門的の御研究を積まれるに隨つて、尙又世間の實情が先程も皆様の御祝辭の中なり或は又會長の式辭にありましたやうに、要救護者の數が非常に増加して参り、又例へば保護を要する少年兒童の如きも非常に増加を見て居る現状であります。加之世の中の有様は益々多種多様の社會的疾患をもち來らして居る。それに對して社會事業はたゞ發達しつゝあるまゝに、之を放任して置くべき状態ではないことを痛感致されるのであります。どうして此機會に一同が俱に會して此事態に處すべき方策を考へなければならぬと云ふやうな要望が各方面からありましたので、そこで皆さんと御相談を致しました結果今春に入りました

て、全國社會事業大會の第八回を東京に開くと云ふ相談が進み、主催者と致しましては大久保侯爵外九十一名の方に準備委員をお願ひ致し、着々と準備を進めたのであります。準備委員諸氏は數次の準備委員會を開催相成り本大會開催の要綱を決定し、其要綱に従つて各府縣に御願ひを致すのみならず、此度は外地各方面に亘つて御参加を求め度いと云ふことで、朝鮮、臺灣、樺太、南洋及び關東州等に向つてそれ〴〵御参加の希望を申上げました。

又本大會を開くに當り大會が高く掲げて居ります旗幟は、先程の會長式辭に明白の通り、大會の準備委員會に於て目標とせられた點は此内外多事の秋に於て殊に社會事業の擴充を要し、社會事業の奮勵努力を要する此機會に於て我等一同相會して社會奉仕の精神を堅めて行かう、さうしてそれを十分に高めて行かう、又平素相隔つて遠きになり、脈絡の不十分である事や或は又過去十年間を回顧しお互に一堂に會する此機會に於て親睦を圖つて、此等の諸點を本當に合理的なものにして行かうと云ふことが、第一に掲げられた目標であります。第二は今日の時代に於て最も期待される社會事業の任務即ち社會事業は如何に動いて行くべきかと云ふ事の研究協議

大會に協賛をし眞に社會事業の全般が力強く結合される様に準備を進めて行かう、斯う云ふ決議があつたのであります。そこで種々協賛團體としてお願ひ申上げるべき方面に御相談申上げましたところ、日本赤十字社を始め全國的の社會事業に關係する各團體に於かれては、進んで本大會を支持し、協力し、又贊助をして戴くと云ふことに相成つたのであります。是は從來もあつたのではあります、今回は更に一層強く全國的の團體が本大會開催の中心力となつて共に大會を執行して戴くと云ふことに相成つたのであります。更に各省に對しては色々御後援の事をお願ひ申上げたのであります、内務省、宮内省を始めと致しまして、本大臣方の御臨席を戴き且つ祝辭を戴きましたる各省の御後援を全面的に戴いて今回の大會を開催することに相成つたのであります。主催地の東京府、東京市に於かれましても亦非常に今回の大會を御援助下さいまして、最後の第四日目即ち二十六日の午前から午後にかけて皆様を歌舞伎座に御招待下さいますことになつたのは、それは偏に東京府、東京市が大會出席の各位に對する心からの歓迎の御催しなのであります。其外、東京にあります各團體に於かれては、進んで地方から出て來られた方々に對

を重ねて相應の成果を挙げたいと云ふ事でありませう。第三は今日の社會事業は實に社會事業従事者十萬の努力を以て満足すべきでない、社會の要望はモット社會事業の擴充、社會事業の發達を要望してやまぬのであるから、今日の時代に於ては即ち汎く一般國民を擧げて、舉國一致して社會事業の全線に涉つて十分の効果を擧げなければならぬ、其意味に於て社會事業の理解を出來るだけ促進して行かう、お互の力に依つて自ら反省し自ら研究すると同時に、世間に對しても社會事業に關する十分な理解を有つて戴くやうに働きかけよう云ふのであります。これ等が此大會の掲げた三つの旗印であるのであります。此の目標の下に準備委員會は擧つて今回の大會に總裁として、宮殿下を奉戴申上げたい、斯うした熱望でありましたので、會長は直ちに當局に參向し其御願ひを言上し、種々御執成し方を御願致されたのであります、本日辱けなくも、總裁宮殿下御親しく、台臨あらせられ難有、令旨を賜りましたことは誠に恐懼感激に堪へない次第であります。次に本大會協賛の事でありませうが此十年の間に全國の社會事業の聯絡機關が東京地方に隨分其數が殖えたのであります。従つて今回は此等の社會事業團體中央諸團體が共同して

し、出來るかぎりの便宜を圖り、出來る限り御用務上に奉仕をしよう、それによつて、心からの歓迎の意を表さうとして居られると云ふ事は事務當局と致しまして誠に御同慶に存じて居る次第であります。

總裁宮殿下を御奉戴申上げました今回の光榮ある大會に於て、準備委員會は全國から社會事業の功勞者を詮衡して表彰するの擧を執つて貰ひたいと云ふ事でありました。依つて長い間營々として辛苦艱難を重ねられた全國百三十一名の方々に功勞者として招待致され之を表彰することに相成つたのであります。次は出席者の事でありませうが、此事に付きましては、前申上げたやうに、全國には今日十萬に餘る社會事業従事者諸君がありますから、其諸君に全部御出席を願ふことにするか、或は制限を設けるかと云ふ事に付きましても準備委員の間などに於ても長く意見の一致を見なかつたのであります。或は總ての方々の参加を願つて、華々しくも亦非常に大きな大同團結の運動を起したらどうかと云ふやうな意見もあつたのであります。併し若し假に一萬の人を集めて協議をせると云ふ事になる場合は從來の社會事業大會の傳統を満足させることは出來ない、さうした御意見がありまして結局各府

縣にそれ〴〵人数の制限を設けまして、出席者を三千人程度に制限しようと云ふことに相成つたのであります。随つて本日御參會を戴いたについても、人員に制限を設けた爲めに色々の不便が各地方にあつたかと存じますが、其點に就て皆さんに十分の御満足を得なかつた事は幾重にもお許しを願ひたいと存じます。此處に御參加を得なかつた方々も、恐らく地方に於て、御參會の方々と同じく深い關心を時つて此大會に期待をかけて居られることと存するのであります。

而して此三千人の出席者が協議會を開くに當つて一堂に會して協議を進めることは困難である。是は従前通り部會に別ける事にしたい、寧ろ従前よりも部會の数をモット多くする必要があるのであらうと云ふ事でありまして、お手許に差上げてありますやうに、八部會の編成を致したのであります。さうしてそれ〴〵地方から御出席をして戴く方々にそれ〴〵十分御考を練つて戴いて御臨席を願ふと云ふことに相成りました。尙ほ準備委員會と致しましては、各部會が多く別れ過ぎて居る關係上、一つの部會に於て専門的に御研究を願ふ事の出来ない課題もあるであらう、數部會に跨るべき課題も必ずあるであらうから、さうした問題を一緒に集めて審議し研

究する爲に、一つの綜合委員會を設けて然るべしと云ふやうな事から致しまして、今回は八部會の外に各部會から二名宛出席して構成するところの綜合委員會を組織致しまして、各部會に跨つて居る課題を其處で研究決定をして戴かうと云ふことに致したのであります。最初に申上げましたやうに、殊に又今迄の經驗に鑑みまして、協議會を成べく早く皆様のお手許へ差上げたい、御出京になつて此會場へお出ましになる前にお手許へ差上げたい、と云ふ用意をもちまして九月十日を協議題の締切と致したのであります。若干の延期は餘儀ない状態にあつたのでありますが、それでも各方面から御提出に相成つた協議題が三百六十題に達した譯であります。前回の協議題に較べまして非常に數が多かつたのであります。そこで準備委員會の中から特に協議題委員として選ばれました小委員の方々が屢々お寄りになりました、三百六十の協議題に付て色々詮議をされました結果種々の理由に依りまして採擇とならなかつたものが三課題あります。残りの三百五十七課題に付きましては類似の課題が少くありませんので、之を一括致しましてお手許へ差上げてありますやうに、一つの課題で數府縣の御提出と相成つて居るやうに整理を致しまし

て、今日お目に掛けることに相成つたのであります。

其他に本大會準備委員會の御決定に依りまして、當局の諮問事項を頂戴致したいと云ふ事から内務省から一題、陸海軍省から五題の諮問事項を頂戴致したのであります。此協議題及び諮問事項を以て各部會に於て御協議を願ふのに、三千人が一團となつての協議は困難であるから各部會に分れてそれ〴〵御協議を戴くと云ふ建前で御相談を申上げて左様運んで参つたのであります。尙ほ其他の御要望に基き本大會のプログラムの一つと致しまして社會事業資料展覽會を開催することと相成り各方面に檄を飛ばしまして、先づ明治の社會事業を中心にして、今日吾々が働いて居る其中心精神 明治大帝がお降しになりましたあの御宸翰を拜して恐らく涙なき者はない今日の状勢等を想ふて、どうかして私共は更に強く明治の精神を銘記しようと云ふので、明治の社會事業を中心と致し又或は色々な古い社會事業關係の殊に其爲に心血を注ぎ己が生命を之に捧げ込み我が家の總てを之に盡し、又一家、一身、一族を擧げてこれが爲めに盡されたる社會事業の先輩を偲ぶことにしようと云ふので、これは日本青年館に於きまして、昨日から展覽を開始致して居るのであります。會期は二

十六日午後八時までと云ふことに相成つて居ります。まだ皆さんに満足をお與へする陳列は出来てゐないのでありますけれども、どうか皆さんは、機會があります都度、其處にお立寄を戴きたいと存じます。

尙ほ講演會と致しましては、一般的公開の講演會を催さうと云ふのでは是は明晩青山會館に於て聞き、講師を御依頼申し又社會事業關係の映畫を映寫することに依つて、社會事業に對する一般公衆の關心を興起しようと夫々準備致して居るのであります。只今申しますやうに、此講演會は世間の方々に聽いて戴きたいと云ふ事が中心でありますけれども、折角お出で下さいました皆さん方も、どうぞ此講演會に御出席下さることが出来れば洵に仕合せに存じて居るのであります。是等の事は日程に織込みましてお手許に差上げてあります。斯くして今回の社會事業大會の日程が出来て本日を以て其第一歩を踏出した譯であります。どうぞ此點を御了承戴きまして、皆さん方が今回の大會を十分満足出来るやうに御進め下さるやう御努力をお願い申上げたいと存じます。

○内務大臣諮問事項

諮問

第八回全國社會事業大會

最近ノ社會情勢ニ鑑ミ農村ニ適切ナル社會施設ノ普及充實ヲ圖ルノ要アリト認ム其ノ施設及之カ運營方法ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ求ム

昭和十年十月二十三日

內務大臣 後藤 文夫

說明

我國經濟界ハ漸ク一部好轉ヲ見ルニ至レリト雖モ都鄙ヲ通シ多數國民ノ生活ハ尙未タ安定ヲ見ルニ至ラス殊ニ農山漁村ハ各種災害相踵テ起リ疲弊困憊ノ實情ニ在ルヲ以テ之カ保護救濟ヲ行フ爲社會施設ノ普及充實ノ方途ヲ講シ農村生活ノ福祉増進ヲ圖ルノ要緊切ナリト認ム仍テ其ノ實情ニ應スル最モ適切ナル施設及之カ運營方法ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ問フ

陸海軍省諮問事項

一、傷痍軍人及其ノ家族、軍人遺族、在營團軍人家族並除隊軍人及其ノ家族等ハ兵役義務ニ伴フ重大ナル國民ノ責務ヲ果シタルモノナルヲ以テ其ノ職業輔導及授産ニ關シ積極的努力ヲ拂フノ要アリト認ムルモ民間ニ於ケル此等ノ施設十分ナラサルモノアルニ鑑ミ之カ振興策如何

二、傷痍軍人及其ノ遺族、軍人遺族、在營團軍人家族並除隊軍人及其ノ家族等ニシテ扶助ヲ要スルモノノ中軍事救護法ノ適用ヲ受ケ得ル貧困程度ニシテ且資格アルモノニ對シテハ夫々救護ノ途カ講セラレアルモ貧困ノ程度同法ノ適用ヲ受ケタルニ至ラサルモ扶助ヲ要スルモノ或ハ同法ノ適用ヲ受ケ得ル貧困程度ナルモ其ノ資格ナキモノ等尠カラス之等ニ對シテハ軍事扶助事業ノ連絡統制ニ關スル社會局長官及陸海軍兩次官ヨリ地方長官ニ對スル通牒ニ基キ各道府縣毎ニ軍事扶助地方委員會ヲ組織シ扶助ヲシテ重複遺漏ナク且有効適切ナラシムル如ク實施中ナルモ右要扶助者ノ調査及委員會ヲ通シテ行フ扶助カ適切ナリヤ否ヤニ關シテハ地方社會事業團體(家)ノ努力ニ俟ツ所大ナルモノアリ然ルニ之カ徹底ヲ缺クモノアリト認ムルニ依リ一層認識ヲ深カラシムル具體的方策如何

三、右ノ如ク要扶助者ニ對シテハ國家又ハ道府縣等ニ於テ夫々扶助ノ方法ヲ講シアルモノ之ヲ以テ十分ナリト認ムル能ハス即チ茲ニ市町村單位ノ隣保扶助ヲ必要トスル所以ナリ
右市町村單位ノ隣保扶助ヲ徹底セシムル具體的方案如何

四、今次事變以來傷痍軍人及軍人遺族ニ對スル世人ノ同情心勃興ニ乘シ此等ヲ對象トシ名實伴ハサル各種救護事業團體簇出セルモノ不尠此ノ如キハ直接傷痍軍人等ノ處世ヲ誤

ラシムルノミナラス眞正ナル在來救護事業團體ノ發展ニ惡影響ヲ及ホスモノト思料セラル之レカ具體的取締策如何
五、在役中結核ニ罹リ除役トナルモノ陸海軍ヲ通シ年々一、

〇〇名ノ多キニ達ス、之等ノ内特殊ノ少數者(罹病ノ原因カ直接公務ニ起因スト認メラルル者)ヲ除キテハ除役ニ際シ何等ノ恩典ナシ彼等ハ除役後何等活動力ナク而カモ相當ノ醫療費ヲ必要トスル次第ニテ其ノ多クハ寔ニ悲惨ナル實情ニアリ之等ノ救護施設トシテ赤十字病院、最近開設豫定ノ晴嵐莊、愛國恤兵會等アルモ要扶助者ノ要望ニ達セサルコト甚ク遠キ實情ニ鑑ミ之レカ救護徹底ニ對スル具體策如何

〇宣言、決議起草委員名

神奈川縣 上保慶三郎
三重縣 能眞海
靜岡縣 中田眞海
滋賀縣 西尾關仲
青森縣 佐々木五三郎

〇明治神宮奉拜代表者名

熊本縣 十時英三郎
北海道 小池九郎
東京府 鈴木慶四郎
京都府 清智龍
岡山縣 林甚八
德島縣 北條義雄
福岡縣 七里順三
朝鮮 李康新
臺灣 林我景
樺太 曾我徹
關東州 永井軍治
南洋 工藤幸定

〇物故者墓參代表者名

大阪府 岩田民次郎
新潟縣 赤澤鐘美
愛知縣 青山天
福島縣 新田理助
島根縣 福田平治

〇大會副議長並に各部會部長及副部長名

副議長 松井茂

第六部會 幹事
 第五部會 幹事
 第四部會 幹事
 第三部會
 第二部會
 第一部會

近藤 山 亮 雅
 小 屋 正 野
 土 村 政 一
 下 上 正 助
 河 本 正 雄
 山 塚 幸 男
 高 間 莊 榮
 平 塚 幸 郎
 土 屋 忠 勇
 原 澤 正 郎
 鹽 川 貞 夫
 谷 川 完 次
 小 鹽 完 信
 長 谷 川 良 信
 古 谷 敬 二
 早 崎 八 洲
 柏 木 大 四 郎
 荒 井 眞 虎
 乾 井 眞 介
 高 木 武 三 郎
 大 野 木 克 彦
 篠 野 季 光
 下 松 桂 馬
 鈴 木 健 吉

綜合委員會幹事
 第七部會 幹事
 第八部會 幹事

青木 善祐
 岡田 弘毅
 杉田 三郎
 早崎 八洲
 津田 正夫
 村松 義郎
 相田 良雄
 中島 千枝
 早田 正雄
 三谷 正治
 岸田 正夫
 津田 正夫
 小川 元保
 橋爪 平兵衛
 三井 矢作
 坂井 武郎
 久重 一翁
 三浦 精一
 早川 邦子
 秋庭 正道
 伊藤 眞諦
 保美 駒藏
 前田 俣男
 宇野 信平

第八部會 同副部長
 第七部會 同副部長
 第六部會 同副部長
 第五部會 同副部長
 第四部會 同副部長
 第三部會 同副部長
 第二部會 同副部長
 第一部會 同副部長

上 山 善治
 小 關 正道
 丸 山 鶴吉
 小 杉 武司
 植 村 茂夫
 三 井 清一郎
 杉 野 喜祐
 谷 內 庄太郎
 小 原 新三
 宮 地 久衛
 小 山 積重
 穗 田 重象
 富 田 象吉
 棚 橋 源太郎
 生 江 孝三
 八 濱 德三
 牧 野 虎次
 中 川 望郎
 向 山 庄太郎
 宇 山 銳太郎
 馬 淵 銳太郎
 橋 本 勝太郎
 齋 藤 守三郎
 關 屋 貞三郎

綜合委員會委員長 大久保利武
 各部會並に總會及び綜合委員會幹事名
 第一部會 幹事
 第二部會 幹事
 第三部會 幹事

新 國 康 彦
 岩 山 輝 一
 福 山 政 平
 河 合 庄 六
 水 野 六
 蓮 見 由 太郎
 原 藤 新 太郎
 安 藤 越 太郎
 小 本 澤 次 郎
 紀 本 木 參 作 郎
 佐 木 三 郎
 杉 田 三 郎
 森 岡 正 陽
 有 馬 純 彥
 三 輪 政 一
 武 田 眞 量
 朝 原 梅 一郎
 安 原 清 太郎
 岡 弘 太郎
 鍋 田 光 毅
 橫 山 格

朝比奈 泰
福山 政一
高島 巖
柴田 敬次郎
勝呂 淵妙
木村 盛

第二次總會の概況

第八回全國社會事業大會第二次總會は、十月二十六日午前九時より、京橋區木挽町歌舞伎座で開かれた。

窪田議長議長席につき（中途松井副議長代理）第三部會中川部長、第一部會齋藤副部長、第二部會宇山副部長、第四部會生江部長、第五部會小山副部長、第六部會谷内副部長、第七部會三井部長、第八部會丸山部長、綜合委員會大久保委員長より、夫々その部會の協議狀況及決議事項の報告あり、何れも満場一致を以て可決した。次で窪田議長の閉會の辭あり、最後に、半井社會局長官の發聲にて 天皇皇后兩陛下萬歲 總裁宮殿下萬歲を三唱して閉會した。

窪田議長の閉會の辭の要旨は左の通りである。

○閉會の辭

閉會の言葉を申述べたいと思ひます。本大會に當りまして斯く多數の御參列を得ましたことは主催者及關係者として甚だ満足に存する次第であります。各部及委員會に於きまして先日來熱心に御討議御研究下さいましたことは感謝に堪へないのであります。其の結果又適當なる御決定になりましたことは先以て大會を開きました目的を達せられた譯でありまして感謝に堪へませぬ。

今回の大會を開催致すに付きまして先づ御禮を申し上げなければなりませんのは長くも 高松宮殿下を總裁に仰ぎ 台臨を賜りまして 令旨を戴き、尙ほ協議中にも御成を戴きまして御親しく議事を御聴取り戴き、又展覽會にも 台臨に相なりまして、一時間以上にも亙つて一々出品に就て御覽を戴き、御説明を御聴取遊ばされましたことであります。空前の盛事と致して感泣致したのであります。尙又新宿御苑の拜觀を差許されまして、多數の者が拜觀の榮を得ましたことを、非常なる御思召として諸君と共に感激に堪へない次第であります。

又此の大會に付ては内務省初め各省並に東京府市等から多大の御援助を戴きました。而して又此の度は關係諸團體が中

央社會事業協會の主催に對して御參加致されまして、共に此

の盛大なる會を催し得ましたことは是亦感謝に堪へない所でもあります。或は又關係諸員の非常なる御活動に依つて滞りなく大會が進行致しましたことも、感謝に堪へない所でもあります。或は議場を御提供下さいまして之に依つて無事に各部會總會とも終了致しましたことを御禮を申し上げます。尙又篤志の方々が御援助下さいまして、學者、専門家が御講演下さり、

有益な御指導を戴きましたこと、又此の大會の役員として御盡力戴いた方もあり、凡てに於て洵に有難く存する次第であります。とりわけ過日は總理大臣初め各大臣から御招待を戴き、本日は又東京府市の御招待を戴きました次第で、斯る御優遇を得ましたことは諸君と共に厚く御禮を申し上げる次第でございます。本日の總會に於て議決になりました事項は何れも有益なるものばかりでございます。尙ほ此の大會に於て得られましたる新たなる意氣を以て各々御努力にならんことを祈るのであります。尙ほ中央社會事業協會に御委託になつた事項に對してはそれ／＼充分なる處置を致したいと思つて居

りますから、尙ほ一層の御援助を願ひたいと存じます。

此の大會に當りまして、種々準備も致したのであります。が、甚だ不行届でございます。恐縮に存する次第でございます。が、此の點惡からず御諒承を願ひたいと存じます。

次に國際社會事業大會のことです。部會の御決議にも會事業が發展致しましたに付きましては、部會の御決議にもありましたやうに遠からず東京に於て國際社會事業大會を開くことに相成るのであらうと、又致したいものであると思ふのであります。就きましては此の國際社會事業大會が來年に倫敦で開催されることになつて居りますので、適當な出席者を得たいと希望致して居ります。

一言御挨拶と希望を申し上げます、之を以て閉會の辭と致します。

尙、第八部報告中社會事業會館建設のため警察官家庭婦人會長安達文子女史の名をもつて金一〇〇圓喜捨の報告があつた。午前十一時閉會。



第一部會協談狀況

第一部會概況並に決議事項

概況

第八回全國社會事業大會第一部會（兒童保護關係）は、昭和十年十月二十四、五の兩日、明治神宮外苑日本青年館に於て開かれた。

二十四日午前九時三十分開會、關屋部長不在のため齋藤副部長議長席につく。

協議事項中、部會の意見を附して綜合委員會に回議するに至當と認めた「兒童局設置に關する件」と、第三部會より移牒されて來た、同部會第二十二號議案「就勞少年の保護を徹底する最良策如何」を劈頭上程し、前者に對しては左記意見を附し、後者については、未審議のまま、綜合委員會へ送附した。

記

第八回全國社會事業大會第一部會は政府に對し兒童局の設置方を建議することを決議せり、然る處右は本大會各部會

に關係ある事項なるを以て綜合委員會に提案一括議題に付し彼此比較研究し以て所期の目的を貫徹致したく、仍て本部會は綜合委員會の開催を要求す。

續いて、保育事業に關する事項、學童保護に關する事項、身心異常兒童保護に關する事項、と順を追ふて協議し、少年教護施設に關する事項の提案説明を終つたところで正午となつた。

午後一時三十分再開、午前に引續き質問討論を終り、夫々委員會附託。協議の順序に順へば、その次には、少年教護法改正、兒童虐待防止に關する事項であるが、議長はこれを、法律改正に關する案件であり、特別の立場から考慮すべきを適當と認め、それに先立つて、乳幼児保護に關する事項を上程した。

本大會に對し、内務大臣は、農村に適切なる社會施設並にこれが運営に關して意見を求められて居り、總會はこれを第八部會に委託して審議することに決定したが、第一部會は、乳幼児保護に關する事項の中に、一般乳幼児保護問題とは別個獨立に緊急解決せらるべき農村乳幼児保護問題の多々あるべきを考慮し、協議題提出者の要求する實踐上の具體的方法

に關しては、特に各地の實情を詳細聴取し、これに關する一群の問題を一括して、委員會に移すこととした。

【總裁 高松宮 同妃殿下 台臨】

この時、畏くも 總裁 高松宮殿下に於かせられては 妃殿下御同伴にて、議場に 台臨遊ばされた。

【一同起立最敬禮】

議長は 殿下の御許を得て、議事を進め、母子保護（扶助）に關する事項として「母子保護（扶助）法定に關する件」「母子ホームの建設助成に關する件」「家事調停裁判所設置に關する件」「母子心中防止策に關する件」の四件を一括上程し、内三件が母性保護聯盟の提出である關係上、議長は、その代表者山田わか氏に、提案理由の説明を求めた。これに對し、山田わか氏は、親子心中は逐年増加の傾向を示し、然もその大半は母子心中である事に鑑み、これを窮民として取扱ふのでなく、一個の女性として、又將來日本國を形成する第二の國民を生み且つこれを養育する重責を負ふ母としてこれを護るのだと、母子扶助法制定要望の理由を説明し、更に、家庭内の諸問題特に夫婦問題の葛藤を迅速適正に解決し得るために、現在の身上相談乃至は人事相談の施設を擴大し、こ

れを家事調停裁判所にまで高めることの必要を説き、これと母子ホームの建設及び助成奨励と、曩の母子扶助法制定との三者相俟つて、母子心中の完全なる防止が可能となると語つて降壇。二三の質問應答、賛成意見等があつて委員附託となつた。

【總裁 高松宮 同妃殿下御退場】

總裁高松宮殿下並に同妃殿下に於かせられては、この間約一時間に亘り、御熱心に御耳を傾けさせ給ひ、御機嫌麗はしく御退場遊ばされた。

【一同起立最敬禮】

引續いて、児童保護に關する事項、児童虐待防止に關する事項を協議し、最後に本日協議した案件を、四委員會に附託することを決議して、午後五時十五分散會した。

因に、第二部會より移牒せられた同部會第三十五議案「肢體不自由者教育令制定方を其の筋に建議するの件」は、第四委員會に附託された。

翌二十五日、午前九時より一時間、醫學博士村松常雄氏の「異常兒童の科學的研究」と題する講演あり、委員會は、別室に於て午前九時より午後二時まで、夫々委託された事項につ

いて審議し、二時十五分より部會再開、各委員長より左記の通り報告あり、満場一致をもつて可決決定した。

尙第一部會より綜合委員會へ送へられた代表委員は、神奈川縣松村榮一氏、埼玉縣井上清四郎氏の二名であつた。

第一委員會報告 (委員長鈴木慶四郎氏)

乳幼児保護に關しては、乳幼児死亡率低減に必要な基本調査を完備し、一般婦人に對し乳幼児愛育知識の普及徹底を圖り、母子愛護施設の普及充實を圖ることを決議し、巡廻助産班の設置助成、児童健康相談所の設置助成、保育指導員制の設置助成、農閑期に於ける保育講習會講演會等の實現を期することとし、家事調停法制定に關しては司法大臣に建議し、公共團體並各種社會事業團體は自ら進んで母子收容所を設置し、政府並に公共團體は之が設置を助長する爲補助金を交附することを決議し、児童保護に關する事項は母子扶助法制定により夫々實效を收め得との理由の許に、後者に合流して一意其の達成に努力することとし、内務大藏兩大臣宛該法制定方を建議し、附帶決議として、速に之が實現を圖る爲めに繼續委員會等の設置方を中央社會事業協會に要求した。

第二委員會報告 (委員長一條秀美氏)

保育所令制定に關しては内務文部兩當局に於て協議の上速に制定せられんことを建議し、保育所保母養成機關の設立方に關しては、中央社會事業協會と恩賜財團愛育會とに建議し保育所保母の資格に關しては、幼稚園令施行規則第十條第五項の運用方に關し内務文部兩當局協議の上、地方長官に對し通牒あり度き旨を要望し、之に附帶して夫々の實現を期する爲め、研究繼續委員會の設置を決議した。

猶、保育事業を一層整備する爲めの奨励方法として、農山漁村に於ける保育所の創設費經常費に對し補助せられんことを恩賜財團愛育會に懇請し、學童同様保育所乳幼児に對しても國費を以て給食せられ度き旨内務大臣宛要望することを決議した。

第三委員會報告 (委員長菊池俊諦氏)

少年教護施設、少年教護法改正に關しては、國立少年教護院を全國樞要の地方に設置方を建議し、法律改正に關しては現行法實施後未だ一年を経過せるに過ぎず、提出議題の他にも改正を要すべき事項があるので、これらを一括調査考究の要あるに依り本法改正に關する繼續委員會を設置して、慎重審議の上改正實現につき適當な措置を講ぜられんことを要望

することに決定し、不取敢改正を適當と認むる事項としては提出協議題を可決した他に、法第八條第二項中、適當なる施設若は家庭に委託し得る様改むること、少年教護國庫補助の増額方、院長の權限に於て在院生の委託を爲し得る様規定を設くること、法第二十四條中尋常小學校の外に高等小學校を追加し、猶「其の退院後」の字句を削除すること、一時保護所設置に關する規定を設くること等を挙げ、最後に、法第十條の在院期間に達したる少年にして引取人無き時の措置としては、豫め適當なる施設若は家庭と密接なる連絡を圖る方法により退院後の保護に關し取扱の徹底を期する要あることを認められた。

児童虐待防止法に關する事項としては、法第八條規定の調査權限を市町村吏員にも附與せらるること、法第三條中一年とあるを二年とすること、本法に於て收容施設を認め、少年教護法に依る施設と同様補助金を交附せらるることを可決した。

第四委員會報告 (委員長速水寅一氏)

學童保護に關する事項中、水上生活者の全國的調査及び其の兒童の就學奨励方法に關する件は、之に水上生活者を對象

第四委員會委員氏名

兵庫縣	速水寅一
東京府	武田眞量
同	(代理) 結城捨次郎
同	藤本克己
同	辻本與四郎
同	伊藤傳
兵庫縣	川田貞次郎
東京府	清水亮一郎
新瀉縣	鈴木一雄
大阪府	北山宗成
東京府	小林カツエ
東京府	林蘇東
千葉縣	久保寺保久

決議事項

第一委員會關係

第一委員會ハ慎重審議ノ結果左ノ通り決定セリ
 即チ第一委員會ニ附託セラレタル事項ハ
 イ、乳幼児保護ニ關スル事項 (議案1、2)
 ロ、母子保護(扶助)ニ關スル事項 (議案3、4、5、6)
 ハ、兒童保護ニ關スル事項 (議案7、8、9、10)
 但シ7及9ノ一部ハ綜合委員會ニ回議セリ

第三委員會委員氏名

福島縣	松山政治
熊本縣	佐々木純性
山梨縣	靜永秀雄
東京府	大西孝美
同	菊池俊諱
同	森芳俊
大阪府	熊野隆治
同	武田慎治郎
京都府	三浦慈圓
栃木縣	(代理) 人見貞開
新瀉縣	森鏡壽
福井縣	磯田市太郎
愛媛縣	奥山春二
神奈川縣	佐藤昇雲
大分縣	佐藤至宏
福島縣	錦織剛男
埼玉縣	伊佐喜久雄
同	關根宗次
兵庫縣	池田千年
廣島縣	有地寅吉
岡山縣	菅濟治

而シテ本委員會ハ其ノ形ヲ窺テ實ヲ取リ以テ本大會ヲ意義アラシムベク方法トシテ

- 8、兒童保護法ノ制定建議ノ件 (富山縣)
 - 10、兒童保護委員制度制定方建議ノ件 (千葉縣)
 - 7、兒童保護事業ノ連絡統制ニ關スル件 (内東京市提案ノ分)
- 以上三件ハ母子扶助法ノ制定ニ依リ其ノ實ヲ取リ得ルコトナルヲ以テ各提出者ノ了解ヲ得テ母子扶助法ノ制定ニ全力ヲ注グコト、シ結局

- 1、乳幼児保護ニ關スル件
- 2、母子ホームノ建設並ニ助成ノ件
- 3、母子扶助法制定ノ件
- 4、家事調停法制定ノ件

以上四案トシ
 1ト2ニ關シテハ別項ノ如キ決議ヲナシ3、4ニ關シテハ別項ノ如ク夫々建議スルコトトセリ
 尙第一委員會ハ母子扶助法ヲシテソノ實現ヲ期スルタメ中央社會事業協會ヲシテ本案實行ノ繼續委員會ヲ設置スルコトヲ申合セタリ而シテ之ガ方法ハ協會ニ一任ス

農山漁村ニ於ケル乳幼児死亡率低減方策ニ關スル決議案

最近都市ニ於ケル乳幼児死亡率著シク低下セルモ農山漁村ニ於テハ今尙依然高率ヲ示シ居レリ、斯クテハ將來國家国力ノ衰盛ニ影響スル所甚大ナルヲ以テ之ガ低減ヲ策スル爲メ本大會ハ公私兩方面ノ協力ニ依リ左記事項ノ貫徹セラレンコトヲ要望ス

- 一、乳幼児死亡率低減ニ必要ナル基本的調査ヲ完備スルコト

- 二、一般婦人ニ對シ乳幼児愛育知識ノ普及及徹底ヲ圖ルコト
- 三、母子愛護施設ノ普及充實ヲ圖ルコト

- イ、巡回助産班ノ設置助成
- ロ、兒童健康相談所ノ設置助成
- ハ、保育指導員制ノ設置助成
- ニ、農閑期ニ於ケル保育講習會、講演會、座談會、映寫會等ノ開催

母子扶助法制定要望ニ關スル件建議

政府ハ速ニ母子扶助法ヲ制定セラレムコトヲ望ム
 右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
 昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

内務大臣 後藤文夫殿
 大藏大臣 高橋是清殿

理由

幼少ナル子女ヲ抱ヘ唯一ノ生活支持者タリシ夫ヲ失ヒタル母ニシテ其ノ生計維持ト子女養育トノ二大責務ヲ負フニ力ナク悲慘ナル生活ヲ送ル者尠カラズ爲ニ近時世相ノ惡化ニ伴ヒ年々母子心中等ノ不祥事著ク増加スル傾向アルハ誠ニ憂慮ニ堪ヘザル所ナリ

政府ニ於テモ現行諸種ノ法令ニヨリ救護ノ方法ヲ講ゼラレツ、アリト雖モ未ダ不充分ニシテ之等母子ノ生活ヲ維持スルコトハ到底困難ナリサレバ其ノ結果往々ニシテ子女ノ養育忽トナリ不良兒發生等ノ素因ヲ

作り易キコトハ國家將來ノ爲眞ニ深愛禁ジ能ハザル所ナリ
依ツテ政府ハ速ニ救貧法ト立場ヲ異ニスル母子扶助ノ法律ヲ制定シ母
ヲシテ安ンジテ第二國民ノ養育ニ專念セシメラレンコトヲ望ム

家事調停法制定要望ニ關スル件建議

政府ハ速ニ家事調停法ヲ制定セラレンコトヲ望ム
右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦 奎 吾

司法大臣 小 原 直殿

理由

民法親族編、相續編ハ時勢ノ進化ト社會ノ情勢ニ從ヒ根本的ニ之ヲ改
正スベキ必要ニ迫ラレツ、アルコトハ既ニ議論ノ餘地ナキ所ナリ
臨時法制審議會ハ時ノ政府ノ諮問ニ應ジ大正十四年五月十九日「民法
親族編中改正ノ要綱」ヲ更ニ昭和二年十二月一日「民法相續編中改正
ノ要綱」ヲ夫々發表シ改正ノ必要ヲ明白ニシ居レルニ拘ラズ何故カ今
日迄是ヲ實行スルノ方策ヲ講ゼズ爲メニ社會ニ家事關係ノ紛議愈々深
刻化シ益々其ノ改正ヲ要求シ居ルノ實狀ニアリ然ルニ民法ノ改正ハ種
々ノ事情ニヨリテ其實現容易ナラザルモノ、如ク一方家事紛議ハ愈々
複雑化シツ、アル現下ノ狀勢ニ鑑ミ家事調停裁判所ヲシテ之ガ圓滿ナ
ル解決ヲ圖ラシムル目的トスル家事調停法ヲ制定スルコト最モ緊要
ニシテ且適切ナル方策ナリト信ズ
即チ本建議書ヲ提出スル所以ナリ

(附帶決議)

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫殿
文部大臣 松 田 源 治殿

保育所保母ノ養成機關設置ニ關スル件

一、中央社會事業協會並愛育會ニ對シ左ノ通り建議セラレムコトヲ望
ム

保育所保母養成機關設置方要望ニ關スル件建議

近時本邦ニ於ケル保育事業ハ其ノ施設數誠ニ著ク又今後ニ於テモ益々
之レガ増加ヲ見ルベキ趨勢ニ在リ斯ル狀勢ニ鑑ミ財團法人中央社會事
業協會並恩賜財團愛育會ニ於テ速ニ之レガ事業ニ適切ナル保母ノ養成
機關ヲ設置セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦 奎 吾

財團法人中央社會事業協會
會長 伯爵 清浦 奎 吾殿

恩賜財團愛育會
會長 伯爵 清浦 奎 吾殿

理由

一、該事業ノ正シキ發達ハ良キ保母ヲ得ルニ在リ吾人ノ要望スル良キ
保母トハ社會事業精神ニ基ク保育所乳幼児保育原理ヲ體得シ且ツ
身體的ニ強健ニ精神的ニ信念ニ生キ時間的ニ耐久性ニ富ミ全乳幼

尙本大會ハ本法ヲシテ速ニ之ガ實現ヲ圖ルベク之ガ爲ノ繼續委員會ノ
設立ヲ中央社會事業協會ニ要求シ而シテ之ガ方法ハ協會ニ一任ス
右本案ニ係ル第一委員會ニ於テ附帶決議セリ

本大會ハ近時益々増加ノ傾向ニ在ル母子ノ心中防止且ハ同様ナル境遇
ニ在ル母子ヲ救済シ以テ社會ノ福祉ヲ増進スル爲ノ應急施設トシテ母
子收容所ノ建設ヲ獎勵シ且ツ之レガ助成ノ爲左記事項ヲ決議ス

記

一、公共團體並各種社會事業團體ハ自ら進ンデ母子收容所ヲ設置スル
コト

一、政府並公共團體ハ之ガ設置ヲ助長スル爲補助金ヲ交付スルコト

第二委員會關係

保育所令制定方建議ニ關スル件

一、現下ノ實情ニ鑑ミ保育事業ヲ一層整備徹底セシムル爲メ保育所獎
勵助成金交付方ニ付中央社會事業協會ニ於テ左ノ通建議セラレム
コトヲ望ム

右決議ス

一、目下農山漁村ハ窮乏ノ極ニ墜リ幼児並母性ノ保護ハ頗ル急務ナリ
之ガ保護ヲ徹底セシムル爲メ保育所ヲ獎勵シ創設費及經常費ニ對
シ相當額ヲ補助セラレン事ヲ恩賜財團愛育會ニ懇請スルコト

一、世相ノ窮狀ハ引テ兒童ノ健康上憂慮スベキ者愈々多キヲ加ヘ今ヤ
保育所兒童ノ給食ハ不可缺ノ事ナリ各地方ニ於テ之ガ資金募集ニ

昭和十年十月二十六日

保育所令制定方ニ關スル件建議

一、該養成機關設置ノ上ハ保母優遇法ノ標準ヲ得ルニ便ナリ
右決議ノ實現ニ際シテハ豫メ其ノ方法ニ關シ社會事業實務家ヲ加ヘタ
ル研究委員會ヲ設置シ審議ノ上實行セラレムコトヲ望ム

保育所保母資格ニ關スル件

幼稚園令施行規則第十條第五項ノ運用ニ關シテハ地方長官ニ於テ適當
ト認メタル保育所保母ニモ適用セラレ、様内務、文部兩當局ニ於テ速
ニ協議ヲ遂ゲラレ地方長官ニ通牒方取計ハレンコトヲ望ム

(附帶決議)

右決議實現ノ爲中央社會事業協會保育事業研究委員會ニ於テハ一層努
力セラレンコトヲ望ム

保育事業ヲ一層整備スル爲獎勵方要望ノ件

一、現下ノ實情ニ鑑ミ保育事業ヲ一層整備徹底セシムル爲メ保育所獎
勵助成金交付方ニ付中央社會事業協會ニ於テ左ノ通建議セラレム
コトヲ望ム

右決議ス

一、目下農山漁村ハ窮乏ノ極ニ墜リ幼児並母性ノ保護ハ頗ル急務ナリ
之ガ保護ヲ徹底セシムル爲メ保育所ヲ獎勵シ創設費及經常費ニ對
シ相當額ヲ補助セラレン事ヲ恩賜財團愛育會ニ懇請スルコト

關シテハ種々考慮實施シ居ルモ其ノ成績必ズシモ期待シ得ベカラズ故ニ學童給食同様保育所乳幼児ニ對シテモ國費ヲ以テ給食相成度内務大臣宛ニ要望スルコト

乳幼児保育施設助成方ニ關スル件建議

農山漁村救済ニ關シテハ其ノ方途多岐ナリト雖乳幼児並ニ母性ノ保護ヲ目的トスル保育施設ノ増設普及ハ之ガ根本的方策ノ一ニシテ緊急解決ヲ要スベキニモ不拘斯業ノ創設經營上支障不尠實情ニ鑑ミ恩賜財團愛育會ハ保育所ノ創設費及經營費ニ對シ補助シ得ルノ途ヲ開カレンコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

恩賜財團愛育會々長

伯爵 清 浦 奎 吾殿

保育所乳幼児給食費國庫支辨方ニ關スル件建議

保育所乳幼児給食資金ノ募集ニ關シテハ各地方ニ於テ考慮實施中ナルモ其ノ成績必ズシモ期待シ得ベカラズ故ニ學童給食費同様保育所乳幼児ニ對シテモ國費ヲ以テ給食セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

内務大臣 後 藤 文 夫殿

第三委員會關係

一、少年教護施設ニ關スル件

議案第二十一號第二十二號ハ一括左ノ通り決議シ之ヲ綜合委員會ニ附セリ

國立少年教護院増設方要望ニ關スル件建議

輒近社會ノ情勢ノ推移ニ伴ヒ要教護兒童發生ノ原因多種複雜ヲ極メ其數モ亦年ト共ニ増加スル傾向ニアル實狀ニ鑑ミ國立少年教護院ハ現在武藏野學院一ヶ所ノミナルモ之ヲ全國的ニ均霑セシムルノ必要アルヲ以テ全國樞要ノ地ニ設置セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

内務大臣 後 藤 文 夫殿

議案第二十三號ハ意見ヲ交換シタル程度ニ留ム

議案第二十四號及第二十五號ハ議案ノ性質上第四委員會ニ廻附ス

一、少年教護法改正ニ關スル事項

議案第二十七號、第二十九號、第三十號、第三十一號ヲ一括議題ニ供シ左記ノ通り決議セリ

本件ノ要旨ハ少年教護法施行ノ實情ニ鑑ミ運用上支障尠カラザルヲ以テ大要別紙列舉ノ通り改正セラレタシト謂フニアリ

右ハ何レモ適當ト認メラル、ヲ以テ速カニ之ガ改正方實現セラレンコトヲ切望スル所ナルモ現行少年教護法ハ實施一ヶ年ヲ經過シタルニ過ギズ、一方右ノ外更ニ改正ヲ要スベキ事項ニ付イテモ一括調査考究ノ

要アリト認メラル、ヲ以テ本件改正ニ關スル繼續委員會ヲ設置シ慎重審議ヲ遂ゲ速ニ改正方實現ニ付キ適當ナル措置ヲ講ゼラレンコトヲ望ム

右決議ス

(附帶決議)

繼續委員會ノ設置ニ付テハ中央社會事業協會ニ於テ適當ニ取計ハレタ

一、少年教護法中改正スルヲ適當ト認メタル事項

一、少年鑑別機關ニ付テハ現行法ニ於テハ任意設置ノ規定ナルモ之ヲ強制設置ニ改メ尙『少年教護院内』ノ字句ヲ削除スルコト

二、法第八條第一項第一號中少年ニシテノ次ニ『適當ニ』ノ字句ヲ挿入スルコト

三、法第八條第二項中適當ナル施設若ハ家庭ニ委託ヲナシ得ル様改ムルコト

四、少年教護國庫補助ノ相當増額セララル、様改正スルコト

五、現行法ニ於テハ在院生ノ委託ニ關スル規定削除セルヲ以テ少年教護院長ノ權限ニ於テ委託シ得ル規定ヲ設クルコト

六、法第二十四條中尋常小學校ノ外ニ高等小學校ヲ追加シ尙『其ノ退院後』ノ字句ヲ削除スルコト

七、一時保護所設置ニ關スル規定ヲ設クルコト

議案第二十八號ハ左記ノ通り決議セリ

法第十一條ニ於テ在院期間ヲ滿二十歳ニ制限シタルハ本法ノ趣旨ニ照シ已ムヲ得ザルモノト認メラル、モ事實上滿二十歳ニ達シタル少年ニシテ引取人ナキ場合ノ措置ニ付テハ從來共相當ノ考慮ヲ拂ヒ來レルモ

仍今後ニ於テモ豫メ適當ナル施設若ハ家庭ト密接ナル連絡ヲ圖ル等ノ方法ニ依リ退院後ノ保護ニ關シ取扱ノ徹底ヲ期スル要アリト認ム

一、兒童虐待防止法ニ關スル事項

議案第二十二號乃至第三十五號ハ一括シテ左記ノ通り決議ス

兒童虐待防止法改正方ニ關スル件建議

兒童虐待防止法公布以來日向淺シト雖モ之ガ實施ノ經驗ニ鑑ミ其ノ運用上左記ノ通り改正シ兒童保護ノ遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

内務大臣 後 藤 文 夫殿

一、兒童虐待防止法第八條規定ノ調査權限ヲ市町村吏員ニ附與セララル、コト

一、同法第三條中一年トアルヲ二年トスルコト

一、同法中ニ收容施設ノ設置ヲ認メ其ノ建設並初度調辦費及經常費

(養育及移送費ヲ除ク)ニ對シ國庫ヨリ少年教護法ニ依ル施設ト同様ナル補助金ヲ交付セララル、コト

第四委員會關係

協議題第十四

學童結核豫防ニ關スル件

學童結核豫防ニ關スル件建議

本大會ハ我國國民將來ノ健全ナル發達ヲ期スルガ爲メ學童ノ結核ヲ豫防

シ惹イテ青年期ノ健康増進ニ資スルノ要極メテ切實ナルモノアルヲ認
メ第三回全國兒童保護事業大會ノ名ヲ以テ建議セル「虛弱兒童保護ニ
關スル建議」中ニ記載セル事項ト左記事項ト併セテ之レガ實施ニ關
シ深甚ノ考慮ヲ拂ハレムコトヲ要望ス
右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦奎吾
文部大臣 松田源治殿

記

- 一、小學校ヲシテ家庭ニ結核病患者ヲ有スル兒童ニ對シ消毒其他必要ナル豫防法ヲ行ヒ當該兒童自身並ニ他ノ兒童ニ病菌ノ傳播セザル様注意ヲ拂ハシムルコト
 - 二、學校傳染病豫防規定第六條ノ規定ヲ嚴格ニ實施スルコト
 - 三、學生生徒兒童身體檢査規程第一條ノ規定ヲ改正シ兒童ニ對シテハ檢査ノ度數ヲ増シテ結核ノ早期發見ニツトムルコト
 - 四、原則トシテ小學校内ニ有能ナル學校看護婦ヲ置キ其身分ハ教職員ト同等ナラシムルコト
 - 五、小學校兒童ハ多人數集合シテ空氣ノ汚濁セル場所ニハ出入セシメザルコト
 - 六、小學校ノ建築ニハ特ニ通風採光ニ留意スルコト
 - 七、特ニ身體虛弱ナル兒童ノタメ各種ノ收容保育所ヲ設クルコト
- 協議題第十五
學童ノ不良化防止ニ關スル件

協議題第十六
兒童ヲ目的トスル刊行物ノ取締法令制定方建議ノ件
協議題第十七
要教護兒童發生ニ鑑ミ家庭教育振興ノ具體方策ニ關スル件
學童中不良化防止ニ關スル件建議

學童中不良化スル者甚ダカラズ關係當局ハ之レガ防止ニ付從來盡力セラレタル所多シト雖モ現在ノ實情ニ鑑ミ左記事項ニ付更ニ一層ノ考慮ヲ拂ハシムル様取計ハレム事ヲ要望ス
右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦奎吾
文部大臣 松田源治殿
內務大臣 後藤文夫殿

記

- 一、小學校教職員ハ兒童家庭トノ聯絡ヲ密ニシ學校教育ト家庭教育トノ間ニ聊カノ間隙モナカラシムル様努力スルコト
- 二、學童不良化ハ通學繼續中ヨリモ寧ろ長期缺席中ニ發スル事多キニ鑑ミ轉校ノ際學校相互間ノ連絡ヲ密ニシ兒童ヲ學校監督保護ヨリ離サマル様留意スルコト
- 三、小學校教職員ハ兒童ノ心身狀況ヲ考察シ常ニ兒童ヲシテ學校生活ニ興味ヲ失ハシメザラシムル様留意スルコト
- 四、小學校ニ於テハ兒童ヲシテ授業料寄附金又ハ學用品費等金品ヲ持參セシメザル様留意スルコト

五、小學校ニ於テハ地方ノ狀況ニ準ジ通學ニ用フル衣服學用品等ヲ平均セシムルコト

- 六、遠足修學旅行等實施ニ際シ特別ナル費用ヲ徵スルガ爲一部兒童ノ參加シ難キガ如キ事ハ面白カラザル影響ヲ及ボスニ依リ之ガ計畫ニ當リテハ深ク之ノ點ニ注意スルコト
 - 七、其他兒童ヲシテ不平不滿ノ念ヲ生ゼシメザル様注意スルコト
 - 八、學童ニ惡影響ヲ與フルガ如キ營業ハ之ヲ禁止又ハ制限スルコト
 - 九、映畫ノ檢閲ヲ嚴密ニシ教育上惡影響アル映畫ヲ禁止シ優良ナル映畫ノ作製頒布ヲ獎勵スルコト
 - 一〇、學童ノ閑時ヲ指導スベキ適當ナル娛樂機關ヲ設クル様獎勵スルコト
 - 一一、兒童ノ教育上惡影響ヲ及ボス虞アル各種刊行物並ニ兒童心身ノ將來ヲ傷クルガ如キ虞アル物ニ關シテハ之レガ頒布ヲ禁止スルコト
- (申 合)
一、本大會ハ要保護兒童發生ニ鑑ミ社會事業従事者協力シテ左記實行方ヲ申合ス

記

- 一、社會事業従事者ハ兒童家庭トノ聯絡ヲ密ニシテ一時タリトモ保護ノトドカザル單獨狀態ニ陥ラシメザル様努力スル事
- 二、要保護兒童發生原因ヲ一般ニ認識セシムル様凡ユル努力ヲ拂フ事
- 三、家庭内ノ不和、不安ハ兒童ヲシテ家庭ヲ離レシムルノ主因タルニ鑑ミ兒童保護事業従事者ハ勿論地方的ニ分布セラレタル社會事業ノ従事者ハ努メテ之ガ相談相手トナリ家庭内ノ不和不安ヲ除去輕

減スル様努力スル事

- 四、社會事業従事者ハ教育家宗教家ト聯絡シ中央、地方ニ家庭教育ニ關スル講習會講演會等ヲ催シ可及的家庭教育ノ振興ニ努ムルコト
- 協議題第十八
水上生活者ノ全國的調査及ビ兒童ノ就學獎勵ト社會事業ノ助成方法ニ關スル件
水上生活者ノ全國的調査及ビ其ノ兒童ノ就學獎勵ト社會事業ノ助成ニ關スル件建議
我國ニ於テハ水上生活者ノ數多キニモ不拘其ノ文化狀態頗ル低キニ鑑ミ政府ハ之ガ全國的調査ヲ行ヒ生活ノ實狀ヲ認識シ學齡兒童ノ就學ヲ可能ナラシメ之ガ獎勵ノ方途ヲ講ズルハ勿論水上生活者ノ生活狀態向上ヲ目的トスル各種社會事業ニ對シテハ其建設並ニ經營ニ關シ一般社會事業ニ對スルト等シク助成獎勵ノ途ヲ拓カレム事ヲ要望ス
右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦奎吾
內務大臣 後藤文夫殿
文部大臣 松田源治殿

協議題第十九
市町村其他ノ公益團體ノ學校給食ニ對スル交付金ノ増額方建議ノ件
市町村其他ノ公益團體ノ學校給食費ニ對スル交付金ノ増額方建議
本大會ハ我國經濟界ノ不況、農山漁村及中小商工業者ノ疲弊窮迫狀態

昭和七年度乃至九年度以後ニ於ケルト何等異ル所ナク地方ニヨリテハ其状態一層甚シキニ鑑ミ文部省ハ昭和七年訓令第十八ニ依ル學校給食臨時施設ヲ常設的タラシメ之レヲ繼續スルコト、シ從來道府縣ニ交附シタル經費ヲ以テハ未ダ充分所期ノ目的ヲ達シ得ザルノ狀況ヲ確認シ之ガ増額ヲ計リ各道府縣ニ對スル補助金ノ交附決算補助ノ方法ニ依ラレムコトヲ要望ス

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦奎吾

文部大臣 松田源治殿
協議題第二十

身體缺陷兒童ノ義務教育制實施方建議ノ件

身體缺陷兒童ノ義務教育制度實施ニ關スル件建議

最近我國ニ於ケル盲聾啞兒童ノ教育ニ關シテハ其ノ方法ノ進展ニ伴ヒ實績亦頗ル見ルベキモノアルニ鑑ミ政府ハ速カニ此ノ種兒童ノ義務教育制ヲ實施セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦奎吾

文部大臣 松田源治殿
協議題第二十五

肢體不自由者教育令制定ニ關スル件建議

明治五年學制ノ頒布セラレテヨリ心身ノ正常ナル者ニ對スル教育ハ其ノ制度施設並ニ其ノ實績ニ於テ洵ニ顯著ナルモノアリト雖モ特殊教育ニ關シテハ先年漸ク盲及聾啞學校令並ニ少年教護法ノ制定ヲ見タルノミニシテ未ダ甚シク不振ノ状態ニアリ殊ニ全國數十萬ヲ算スル軀幹四肢ニ異常アリ又ハ運動機能ニ障碍アル兒童青年ニ對シテハ今ニ至ルモ其ノ教護ニ關シ何等ノ規定ナク全然放置シテ顧ミザルノ状態ニ在リ而モ學術ノ進歩ト多年ノ經驗トハ此等不適ナル兒童青年ニ對シ普通教育ヲ施シ其ノ身體的缺陷ヲ治療矯正シ尙各性能ニ應ジテ自活シ得ル職業ヲ授ケ以テ有爲ナル國民タラシムルヲ得ルモノナルコトヲ既ニ實證シ居レリ而シテ國民ヲシテ教育ノ機會ヲ均等ナラシムルコトハ社會政策上現下ノ急務ナリト謂フベク而モ肢體不自由者教育令制定方ノ要望ハ既ニ各種團體ヨリ建議セラレタルニ見ルモ國民ノ齊シク希求スル所ナリ仍テ政府ハ速ニ肢體不自由者教育令ヲ制定シ之ガ施設ノ發達ヲ期シ以テ此等ノ同情スベキ境遇ニ在ル兒童青年ヲシテ普ク教育ノ惠澤ニ浴セシメラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦奎吾

文部大臣 松田源治殿
協議題第二十四

少年教護院ニ收容スルヲ不適當トスル要教護少年ノ保護ニ關スル件

協議題第二十五
要保護兒童ノ早期發見並ニ保護ノ徹底ヲ計ルタメ精神缺陷兒ノ研究

調査機關設置ニ關スル件

協議題第三十七

精神薄弱兒童保護法並ニ身體缺陷兒童保護法制定方建議ノ件

協議題第三十八

身心異常兒童ノ收容保護所並ニ教導機關設置方要望ノ件

身心缺陷兒童保護ニ關スル件建議

身心ノ缺陷兒童ノ保護事業ハ兒童保護事業體系中最モ重要ナル部門ヲ成スニ不拘其ノ發達遲々タルノ現状ニ鑑ミ本大會ハ昭和九年東京ニ開催セラレタル第三回兒童保護事業大會ニ於ケル「身體並ニ精神異常兒童保護ニ關スル決議」ヲ想起シ之ガ實行ノ促進ヲ要望スルト共ニ政府

ハ速カニ身心缺陷兒童ノ保護法ヲ制定シ併セテ現下ノ急ニ備フルガ爲メ當該兒童ノ調査研究機關收容所並ニ教導機關ヲ設置セラレム事ヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦奎吾

內務大臣 後藤・文夫殿
身體並ニ精神異常兒童ニ關スル決議ニ關シテハ中央社會事業協會ニ於テ繼續委員會ヲ組織シテ之ガ實現ニ盡力セラレムコトヲ附帶決議ス

第二部會概況並に決議事項

概 説

第八回全國社會事業大會第二部會(救護、治療、保健關係)は、昭和十年十月二十四、五の兩日、青山會館に於て開かれた。

二十四日午前九時十分開會、馬淵部長不在のため、宇山副部長議長席につく。

先づ幹事の發議により、議事進行上一定の方針を定むることの必要を認め、提案者の説明は能ふ限り簡明を旨とし、既出の意見との重複を省くこと、重要議案は特別委員會を設けてこれに附議すること、出席者自身相互の議事の進行に注意すること等を申合せた。

開會劈頭かうした用意を整へたため、この日の議事は、極めて圓滑に進み、豫定の進度を超えて第四十二號議題までを處理し終るの好成績を示し、従つて第二日目は比較的ゆつくり各自の意見を交換することが出來た。尤もその多くは、各



第二部會協談狀況

道府縣より二名宛選出の委員をもつて組織せる特別委員會に附議されたのであるが、同委員會は、兩日共晝食後の休憩時間を割き、且つ午後四時部會散會後夜間にまで互つて審議を重ね、稀に見る熱誠振りをもつて附託議題を夫々議決したのであつた。

今、その經過の概要を述べるならば、先づ救護法中改正に關する事項については、被救護者の資格についても、救護委員の任命についても、或は又國庫補助の増額についても、凡て他の機會に於て屢々論議せられてゐる事柄なので、特に變つた意見の見るべきものはなかつたが、部會並に委員會を通じて、多數のものから救護法運用の實情が説明されたので、同法實施の趨勢が判然としたことは、少なからざる收獲であつた。その結果、救護費國庫補助の増額は、當面の最も切實なる要求として、單に建議するのみならず、直ちに陳情委員を擧げて、内務、大藏兩大臣に陳情することに決した。

方面委員に關する事項については、議論百出し熱心に附議されたが概ね提案者希望通りに可決された。育兒並に養老事業に關しては、收容者處遇上の實際問題が論議せられ、小澤幹事を中心に、相當進歩的な具體的意見が交換せられて、沿

革古き斯業に一新生面が開かれんとする氣運を促し、更に浮浪者保護に關しては、從來の如き單なる救護以上に、教化善導の要が力説せられ、進んで盲聾不具者保護に關して、その社會的に省みられざる實狀と、これが保護につき、専門家の科學的意見が高調せられた。

ついで一般醫療保護に關しては、國民健康保險法と救護法との問題が中心となつたが、結局、國民健康保險法の制定實施は目下の急務として、これを政府に要望し、同時に時局匡救醫療救護を恒久化して、これに救護法の趣旨を含ませることに意見の一致を見、このために、一方にはその筋に建議をなし、他方醫療保護制度の調査研究を行ふべき適當な機關を中央社會事業協會に設けることに決せられた。

又麻藥中毒の豫防並に治療及び酒客院開設に關する件は、從來の會議にはあまり見なかつた議題で、第四部會の議長席を外して態々説明に來られた生江孝之氏の熱辯と相俟つて、非常な新鮮味を與へられた。

右の外、その他に關する事項中、非常災害救護について、相當進歩した意見があつたが、時すでに遅く、充分にその意をつくし得なかつた。

和歌山	矢倉	隆平
徳島	高島	利清
香川	藤井	寛三
同	長谷川	祐之
同	森田	熊衛
愛媛	松本	熊猛
同	高木	田馬
高知	伊尾	木禮
福岡	谷口	勝次
同	間義	昌平
大分	田澤	周雄
同	矢野	鐵肝
佐賀	渡邊	津詳
同	島津	英三郎
熊本	十時	英三郎
同	長谷川	等治
同	藤井	忠次郎
朝鮮	李康	炳燦

決議事項

1、救護法中被救護者資格ニ關スル事項
 1、法第一條中「六十五歳以上ノ老弱者」トアルヲ「六十歳以上ノ老弱者」ト改正スルノ件

2、法第一條中幼者ノ年齢制限引上ニ關スル件
 3、救護法施行令第二十二條「一歳以下」トアルヲ「六歳以下」ト改ムルノ件

4、生業扶助ニ依ル被救護者ノ資格要件ハ世帯ヲ對象トシテ定ムル件
 救護法ハ労働力ナキカ又ハ労働ヲ爲スニ著シキ支障アル特定ノ個人ヲ救護ノ客體トス、仍テ救護者以外ノ者ヲモ包含スル世帯單位ノ救護ヲ行フコトハ前記現行法ノ規定ニ抵觸スルガ故ニ被救護資格ナキ者ノ生業扶助等ニ付テハ失業救済或ハ任意救護等他ノ方法ニ依リ適宜考慮スルヲ適當ト認ム、但シ救護ノ實際ニ於テハ世帯ヲ單位トスル方合理的ナルヲ以テ本件ハ前件同様適當ナル研究機關ニ附託シテ慎重ナル調査研究ヲナスヲ必要ト認ム

5、救護費並ニ救護施設ニ對スル國庫補助額及其ノ取扱ニ關スル件
 救護法第二十五條ノ規定ニ依ル國庫補助率ハ二分ノ一以內トアル爲全國的ニ救護人員及救護費増増セル結果補助率二分ノ一ヲ割リ該率ノ一定セザルコトハ道府縣市町村ノ救護施行上ニ及ボス影響甚大ニシテ萬一コノマ、ニ放置センカ救護ノ不徹底、效果ノ減退ト弊害ノ發生ノ虞アルヲ以テ是非共國庫補助率二分ノ一ヲ堅持スベク豫算ノ増額ト法規ノ改正ヲ行フ様左記文案ニ依リ内務大臣及ビ大藏大臣宛建議スルコト

救護法並救護施設ニ對スル國庫補助ニ關スル件建議

近時世態ノ窮狀著シク深刻化シ要救護者ハ急激ニ増加ノ度ヲ加ヘツ、アリ此ノ秋ニ際シテ政府カ數年來實施セル救護費國庫補助率百分ノ五十ヲ突如トシテ百分ノ四十四ニ減率セントスルハ世態ノ趨勢ニ逆行シ要救護者ノ救護上徹底ヲ缺クノミナラス更ニ窮乏セル道府縣市町村ノ財政ニ一大脅威ヲ與ヘツ、アリ依テ政府ニ於テハ救護費豫算ヲ増額シテ從前ノ如ク國庫補助「二分ノ一」ヲ交付シ猶救護法第二十五條ノ國庫補助率二分ノ一以內トアルヲ二分ノ一ト改正セラレムコトヲ望ム

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 吾

内務大臣 後 藤 文 夫殿

大藏大臣 高 橋 是 清殿

6、扶養義務者扶養能力アルニ拘ラズ扶養義務ヲ怠リタル場合ニ於ケル救護費徵收ニ關スル件
 救護法ハ急迫ノ事情アル場合ノ外扶養義務者扶養能力アルトキハ救護ヲ行ハザル趣旨ナルガ本法施行ノ實況ヲ見ルニ右扶養義務者意リ急迫ノ事情ヲ惹起スルモノ往々之アル實情ニ鑑ミ之ガ救護ヲナシタルトキ扶養義務者ヨリ救護費用ヲ徵收シ得ル様本法ヲ改正スル要アリト認ムルヲ以テ之ガ改正方ヲ其ノ筋ニ建議スルコト

救護法ノ扶養義務者ニ關スル件建議

救護法第二條ニ依リ扶養義務者扶養能力アルトキハ急迫ノ事情アル場合ノ外公費救護ヲ行ハス專ラ扶養義務者ノ扶助ニ委ネタルハ極メテ適

切ト認ム然ルニ扶養義務者扶養義務ヲ怠リ止ムナク救護ヲ要スル場合往々之アル實情ニ鑑ミ救護當時扶養義務者扶養能力アリタルトキハ救護ニ要スル費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣ハ該扶養義務者ヨリ費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得ル様法規ヲ改正セラレムコトヲ望ム

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 吾

内務大臣 後 藤 文 夫殿

7、救護法中修正ニ關スル件

救護委員ノ任命權ヲ市町村長ニ附與スルコト
 救護法第四條ノ委員ノ任命權ヲ原則トシテ地方長官ニ與ヘ且ツ除外例ヲ認メタルハ本邦方面委員制度發達ノ沿革並ニ救護法運用ノ統制上ヨリ見テ至當ナルノミナラズ亦本法施行ノ現況ニ鑑ミルモ特ニコノ點ニ關シ本法ヲ改正スルノ要ナシト認ム

8、救護法施行令第九條改正ノ件

法第十三條ニ依リテ適當ナル施設ト指定セラレタル病院又ハ産院ニ於テ醫療ヲナスニハ更ニ該施設ノ醫師ヲ指定セザレバ醫療ヲナスコト能ハザルノ不便アルヲ以テ施行令ノ改正方左記文案ニ依リ内務大臣宛建議スルコト

救護法ノ救護施設ニ關スル件建議

救護法施行令第九條ニ於テハ法人ノ經營スル救護施設ハ市町村長ヨリ同法患者ノ委託ヲ受ケ得サルコト、ナリ居リ不便不尠實情ニ在リ依テ

同法第九條「市町村長ノ指定シタル」ノ下ニ「適當ナル救護施設」ヲ加ヘラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清 浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

(參照) 救護法施行令

第九條 醫療ハ救護施設又ハ市町村長ノ指定シタル醫師若ハ齒科醫師ニ就キ之ヲ受ケシム醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ市町村長ノ指定シタル藥劑師ニ就キ藥劑ヲ受ケシム

9、法第四條ノ委員ニ關スル費用ノ解釋擴張ノ件

方面委員本來ノ特質ニ鑑ミルモ將又救護費國庫補助豫算枯渇ノ實況ニ徴スルモ委員ニ關スル費用支出ハ出來得ルダケ小範圍ニ止ムルヲ至當トスルヲ以テ之ガ解釋ハ現狀ノマ、ヲ可トス

10、救護法ノ施行ニ關スル指導監督職員設置ニ關スル件

本件ハ第八回會協議事項第二十二號ト關聯アリト認メラル、ヲ以テ同部會ニ回附スルコト

11、救護法ニ依ル認可救護施設運用ニ關スル件

我國刻下ノ情勢ニ鑑ミ救護施設ハ更ニ一層其ノ機能ヲ發揮スル必要ニ迫ラレツ、アリ、然ルニ救護法運用ノ實際ヲ見ルニ、救護施設ノ利用並ニ運上遺憾ノ點尠シトセズ之一ニハ救護費豫算ノ削減ノ影響スル所タルベキモ、救護施設認可制度ノ趣旨不徹底ニ因ルコト大ナルモノアルヲ認ム、仍テ中央ニ繼續的研究機關ヲ設置

シテ此ノ間ノ事情及ビ之ガ對策ニ付充分調査研究スルト共ニ、各地ノ救護施設當事者ニ於テモ夫々地方別研究機關ヲ組織シテ、收容處遇上違着スル各種ノ困難ナル問題ヲ當時攻究シ、以テ一層事業ノ發達ニ資センコトヲ望ム、而シテ右中央研究機關ノ設置ニ關シテハ其ノ斡旋方ヲ財團法人中央社會事業協會ニ一任スルコト

12、方面委員制度法制化ニ關スル件

本邦方面委員制度ハ救護法ノ實施以來急激ナル普及發達ヲ遂ゲツ、アリト雖モ、一層其ノ機能ヲ發揮シテ充全ナル成果ヲ收メシメガ爲メニハ特別ナル法令ヲ以テ更ニ之ガ統制強化ヲ圖ルコト最モ緊切ナリ、然レ共不任意ニ之ヲ法制化シテ劃一的運用スルトキハ却ツテ各地方ニ任意ニ發達セル沿革ト地方ノ特色トヲ減却スルト同時ニ運用上強力性ヲ失ヒ其ノ機能ヲ充分發揮シ得ザル憾アリ

仍テ之ニ關シ適當ナル研究機關ヲ設置シ慎重ニ研究スル様其ノ斡旋方ヲ財團法人中央社會事業協會ニ依頼スルコト、但シ此ノ場合特ニ左記事項ニ注意スルコト

一、右研究機關ハ第六回全國方面委員大會決議ニ基ク繼續研究委員會ト充分提携協力スルコト
一、過去ニ於ケル本問題ニ關スル協議ノ經過ヲ充分ニ調査研究スルコト

一、各地ノ委員制度ノ沿革ヲ重ゾルコト

一、方面委員制度ガ政治的影響ヲ受クル餘地ナカラシムルコト

14、方面事業職員制々定方ヲ政府ニ建議スルノ件

方面委員制度ニ專任職員設置ノ必要ナルコト漸次認メラレツ、ア

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

文部大臣 松 田 源 治 殿

16、社會事業家方方面委員並ニ參事員ニ任ゼラル、樣機運ヲ促進スルノ件

現在ニ於テモ社會事業家ニシテ方面委員ヲ兼ネ其ノ業績顯著ナルモノアリ、然レ共社會事業家ガ事業ノ種類如何ヲ問ハズ凡テ方面委員トシテ適任ナリトハ斷ジ難キヲ以テ社會事業家中適當ナル者ハ努メテ之ヲ方面委員ニ委嘱スル樣設置主體ニ勸奨方全日本方面委員聯盟ニ依頼スルコト

17、方面事業ニ對シ國費、地方費ノ補助ヲ要スルノ件

方面委員助成會統制助長ニ關スル件

社會事業ガ發達シ要保護者ノ遞増スル今日救濟保護ノ任務日ヲ逐フテ増大シツ、アルヲ以テ方面事業助成會ノ普及擴充並統制ヲ圖リ、之ガ活動ヲ促進スルタメ國庫ヨリ助成金ヲ交付サル、樣其ノ筋ニ建議スルコト、但シ本件ニ關シテハ第六回全國方面委員大會ノ決議アルニ鑑ミ全日本方面委員聯盟ニ其ノ手續方法ヲ一任スルコト

19、方面委員共同金庫設置方其ノ筋ニ要望スルノ件

本件提出ノ趣旨ハ充分諒トスベキモ實際問題トシテ金庫ノ出捐關係ト之ガ運用方法ニ付相當困難ナルモノアリト思料セラル、ガ故ニ第十八號議題ノ趣旨ニヨリ助成會ノ普及充實ヲ圖ルコトニヨリ方面事業援助ノ目的ヲ達成スベキモノト認ム

ルガ該制度ガ未ダ法制化セザル今日同職員ノ設置ハ寧ロ現行社會事業職員制ヲ擴充シ職員數ヲ增加スルヲ以テ捷徑ト思料スルニ付第八回會第二十二號協議事項ト併議ノ要アリ、仍テ右ノ趣旨並ニ左記意見ヲ附シ同部會ニ回附スルコト

記

一、當面ノ處置トシテハ特ニ專任ノ職員ノ必要ヲ認ムル地方ニアリテハ現ニ東京市其ノ他ニ於テ實施シツ、アル例ニ倣ヒ可成方面委員制度經營主體ニ於テ同職員ヲ設置スルヲ可トス

15、方面委員制度ニ關シ一般ノ理解ヲ深カラシムル爲該制度ノ大要ヲ小學校國定教科書ニ登載方其ノ筋ニ建議スルノ件

方面委員制度ノ趣旨徹底ヲ期スルハ固ヨリ緊要事ナリト雖モ、社會事業一般ニ關スル世人ノ理解未ダ貧弱ナルガ故ニ事業ニ關スル事項ヲ小學校ノ教科書ニ登載シ、ソノ中ニ方面委員制度ニ關スル一項ヲ包含セシムルコトヲ左記文案ニヨリ文部大臣宛建議スルコト

國定教科書ニ社會事業ニ關スル事項登載方要望ニ關スル件建議

最近社會經濟ノ進展ニ伴ヒ社會事業ハ急速ノ發達ヲ遂ケタリト雖モ之カ趣旨ノ普及ニ關シテハ遺憾ノ點尠カラス社會事業ハ社會連帶ノ觀念ニ基キ共同福祉ノ増進ヲ目的トスルカ故ニ國民一般ニ本事業ヲ理解セシムルコト緊要ニシテ就中方面委員制度ハ最モ重要ナル事業ノ中樞機關ナリ依テ社會事業ノ趣旨徹底ヲ期スル爲之カ事項ヲ小學校ノ教科書ニ登載シ特ニ方面委員制度ノ一項ヲ含メラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

20、カド階級者救護ノ爲國有鐵道船舶等ノ便ヲ必要トスル場合ニ於ケル乗車船賃減免方其ノ筋ニ建議スルノ件

救護救療ノ爲鐵道船舶等ノ便ヲ要スル場合之等乗車船賃減免ノ必要アルハ單ニカド階級ノ要救療者ノミナラズ一般被救護者ニ付テモ同様ナルガ故ニ同趣旨ヲ含ム第八部會第二十一號協議題ト併議スル様右ノ趣旨ヲ附シ同部會ニ附託スルコト

21、カド階級者ノ精神教化ニ關スル件

部會ニ於ケル協議申合セニ止ムルコト

22、鮮人内地移住ニ關スル方面委員取扱ノ件
第七十二號議案ト一括協議ノコト

23、育兒院内ニ於ケル兒童ノ分化的優遇ニ關スル件

救護法ノ實施ハ育兒事業ニモ種々ノ影響ヲ及ボシ、殊ニ居宅救護施行ノ結果育兒院内ニ收容救護セラルルモノハ大抵孤兒ナルト共ニ精神又ハ身體異常兒童増加シ亦收容兒童中ニハ優良兒童モアリ、故ニ育兒院收容兒童ヲ類別シテ取扱フ分化的優遇ヲ行ハザレバ救養ノ實績ヲ擧ゲ難ク殊ニ左ノ事項ノ實施ヲ必要ナリト認ム

一、育兒院ニ於ケル低能兒・白痴・不具兒童ノ爲ニ特殊教育ヲ行フコト緊要ナリ、然ルニ各院毎ニ斯ル教育施設ヲナスコトハ實際
上不可能ナルヲ以テ全國概要ノ地ニ低能兒不具兒童ヲ收容シ救養スル特殊ノ育兒院ノ設置ヲ圖ルコト急務ナリ

二、育兒院内ノ優良兒ニハソノ才能ニ應ジテ職業教育・中等教育又ハ高等教育ヲ授クルコト必要ニシテ之ガ本人ノ幸福タルノミナラズ育兒院兒童一般ニ希望ト向上心ヲ與フル上ニ效果アリ
チ 養老事業ニ關スル事項

26、老人救護ノ普及改善ニ關スル件

救護法實施ノ結果六十五歳以上ノ貧困老衰者ニシテ救護ヲ受クルモノ全國ニテ約三萬人ヲ數フルコト、ナレリ(昭和八年九月末現在救護總人員一一〇、五六三人内六十五歳以上ノ者居宅二七、七五六人、收容一、五八一一人合計二九、三三七人、救護總人員ノ二六、五四%ニ當ル)、然ルニ産業界ノ實情ニ見ルモ壯年期ヲ過グレバ身體健康ノ者モ大抵失職シ新ニ就職スルコト至難ナルヲ以テ老齡要救護者ノ數ハ益々増加スルコト明カニシテ現在ニ於テモ未ダ救護ノ恩惠ニ浴セザル老齡要救護者相當存在スベク、救護普及ヲ講ズル必要アリ

次ニ老齡救護者中ニハ孤獨ノモノ多ク、老齡者ニシテ保護者ナキ場合ハ危險多キヲ以テ居宅救護ハ大抵不適當ナリ然ルニ現今各地ノ救護實況ニ徴スルモ居宅ニテ甚ダ慘メニ且ツ不安ナル救護ヲ受ケツツアル孤獨ノ老齡者尠ナカラズ、前記昭和八年九月末現在六十五歳以上ノ被救護者中收容救護ノ人員ハ僅カ五・三八%ニ過ギザルコトヨリ考フルモ老衰者ノ收容救護ヲ増加スルコト必要ナリト認ム

27、養老事業従事員養成ノ件

全國養老施設ノ數ハ約九十ヲ數ヘ、中等以上ノ規模ノモノモ漸次増加シツツアリ。然ルニ従事員殊ニ直接老人優遇ノ任ニ當ル保母看護婦等ハ孤獨不遇ノ老齡者ニ對スル深キ同情ト共ニ老人保護ノ經驗並ニ研究ヲ積ムコト肝要ナリ、現在養老施設ノ従事員ハ他種施設ノ従事員ニ比シテ概シテ素養劣ル嫌ヒアリ、一方社會事業従事員ノ養成ハ分化的色彩ヲ濃厚ニスル必要アリ、養老事業ニ就イテ

ハ特ニ相當期間實地訓練ト共ニ専門的ノ研究、指導ヲ行フコト緊要ナリ、依ツテ養老事業協會ニ於テ斯業従事員養成ノ途ヲ開カルルコトヲ希望ス

チ 行旅病人、浮浪者保護ニ關スル事項

28、行旅病人及行旅死亡人取扱法改正ニ關スル建議ノ件

行旅病人及行旅死亡人取扱法ハ明治三十二年ノ制定ニ係リ、近年社會狀態ノ推移ニ伴フテ行旅病人ノ認定範圍、大都市所在府縣ノ費用負擔、扶養義務者ニ對スル費用徴收等本法ノ運用上左記ノ如キ支障認メラルヲ以テ本法ノ改正方ヲ筋ニ建議スルモノトス

行旅病人及行旅死亡人取扱法改正ニ關スル建議

行旅病人及行旅死亡人取扱法ハ明治三十二年ノ制定ニ係リ近年社會狀態ノ推移ニ伴フテ行旅病人ノ認定範圍大都市所在府縣ノ費用負擔扶養義務者ニ對スル費用徴收等本法運用上支障尠カラサルヲ以テ政府ハ別記ニ依リ速ニ本法ヲ改正セラレムコトヲ望ム
右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

内務大臣 後 藤 文 夫 殿
大藏大臣 高 橋 是 清 殿

記

一、本法第一條第三項行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱方(省令)第一條ノ準行旅病人中「住所ナク若ハ不明ナル者ニシテ引

取者ナク警察官署ニ於テ救護ノ必要アリト認メ引渡シタルモノ」ニ該當スヘキモノハ救護法ニ依テ救護シ得ルヲ以テ準行旅病人ノ範圍中ヨリ之ヲ削除スルコト

二、行旅病人ノ救護又ハ行旅死亡人ノ取扱費用ヲ本人又ハ相續人カ辨償シ能ハサルトキハ第十一條ニ依リ扶養義務者ノ負擔ト定メ且ツ同法第十五條第二項ニ依リ之カ徴收ハ市町村稅徴收ニ關スル例ニ依ル

之カ爲扶養義務者カ費用負擔ノ餘裕ナキ場合ニモ強ヒテ徴收セラレ生活不能ニ陥ル場合アリ救護法カ急迫ノ事情アリ扶養義務者扶養能力アルモノヲ救護シタル場合ニツキテモ救護費ノ徴收ヲ規定シ居ラサルト比較スルモ前記行旅病人及行旅死亡人取扱法ニ依リ費用ノ徴收ハ過酷ニ失スル場合尠カラサルニ依リ修正ノ必要アリ右費用負擔ノ範圍ヲ民法第九百六十條ニ依リ適當ト認ム

三、法第五條ニ依リ行旅病人若ハ同伴者ノ救護費用ノ辨償ヲ得サル場合ハ當該道府縣カ費用ノ負擔ヲ爲ス規定ナル爲大都市所在府縣始メ該負擔額ノ過重ニ苦シム地方多シ然ルニ本法ノ救護事務ハ現今ニ於テハ道府縣固有ノモノトナスハ不適當ナルヲ以テ本法ニ依ル地方費支辨ニ對シ一定額ノ國庫補助ヲ必要ト認ム

30、強制勞務役場設置方建議ノ件

浮浪者ノ教化善導ニ關スル建議

近時各地共浮浪者乞食ノ徒増加ノ傾向アリソノ多クハ勞働能力アルニ拘ラス怠惰放縱ナルニ起因シ警察犯處罰令ニ依テ取締ノ實ヲ擧ケ難クコノ情勢ヲ放置スルトキハ其ノ社會ニ及ホス害惡眞ニ測リ難キモノアリ

仍テ政府ハ浮浪者ヲ強制労働ニ服セシメ教化導スルヤウ速ニ立法及適當ナル施設ヲ講セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

大藏大臣 高 橋 是 清 殿

第一部會第三十六號議案ニ示サレタル兒童ヲ同伴スル乞食浮浪者ニ付テモ前記強制労働役所收容ノ必要ナル場合アリ

リ 盲聾不具者保護ニ關スル事項

32-36、盲聾肢體不自由者等保護ノ促進普及ノ件

盲聾肢體不自由者等ハ社會ノ落伍者トナルモノ多ク殊ニ近年就職困難ノ情勢ニ伴フテ彼等ノ職業ハ益々困難ヲ加ヘ悲境ニ陥リツツアルヲ以テ是等不具者ニ對スル保護ノ促進普及ヲ圖ルコト緊要ニシテ特ニ左ノ方途ヲ講ズル必要アリ、中央社會事業協會ニ於テ本件ニ關スル研究機關ヲ設置セラレ度シ

一、全國ニ於ケル不具廢疾者數ノ調査ヲ行フノ筋ニ建議スルコト

二、失明防止並眼事業ノ獎勵助成ヲナスコト

三、肢體不自由者ノ爲教育令ノ制定並職業教育ノ發達ヲ圖ルコト

四、盲人保護事業ノ擴充ニ努メルコト

五、肢體不自由者職業能力回復事業ノ普及發達ヲ圖ルコト

六、不具者ノ爲ニ公立授産所ノ設置ヲ促スコト

尙肢體不自由者教育令制定方ニ關シテハ提案者並第一部會幹事ヨリノ希望アリタルニ付右決議ヲ附シテ同部會ニ同附スルコト

37、國民健康保險法制定實施促進ニ關スル件

現下ノ社會情勢ニ鑑ミ國民健康保險制度ヲ制定實施スルコト極メテ緊要ナルガ故ニ之ガ促進ヲ左記文案ニヨリ內務大臣大藏大臣宛建議スルコト

國民健康保險制定實施方要望ニ關スル件建議

輓近社會生活ノ複雜化ニ伴ヒ國民一般ノ重大ナル苦惱ハ醫療費負擔ニシテ小額所得者等ノ極貧階級ニ轉落ノ原因ハ主トシテ疾病ノ災厄ニ在リ從ツテ之カ防止ハ衛生行政ノ活動ニ俟ツト同時ニ醫療費負擔ノ輕減ヲ圖リ中産階級以下ニ生活ノ安定ヲ與フルハ防貧對策トシテ最モ緊要事ト思惟ス

仍テ政府ハ速ニ國民健康保險法ヲ制定實施セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

大藏大臣 高 橋 是 清 殿

38、醫療保護制度ノ確立方要望ノ件

39、救療法制定ニ關スル要望

43、時局巨救醫療救護ヲ恒久的施設ト爲シ繼續實施方其ノ筋ニ要望ノ件

44、公立病院並診療所ニ對シ國庫補助ノ途ヲ講セラレムコトヲ其ノ筋ニ要望スルノ件

我國醫療保護施設ノ現状ハ一方ニ公私ノ救療事業、輕費診療ト近

時増加シツ、アル醫療組合アリ他方ニ資力ナキ結核及精神病者ニ對スル法令ニ依リ特殊療養施設ト共ニ救護法ノ醫療救護アリ更ニ政府ノ臨時醫療救護事業行ハレ醫療保護施設ハ未ダ混沌タル狀態ニアリ醫療保護制度ノ確立ハ尙ニ當面ノ重大問題ナリ

然ルニ醫療保護施設ノ普及發達ニ關シ朝野關係者ハ救護法ノ醫療救護ノ擴充、政府ノ臨時救療事業ノ恒久化、國民健康保險ノ創設

救療法ノ制定等ヲ要望シ是等醫療保護制度ノ確立ハ漢大ナル國庫

並ニ地方費ヲ要スル爲到底急速ニ該制度ノ樹立ヲ期シ難シ而シテ

將來本制度ハ結局要救護者ニ對スル救護法ノ醫療救護ト一般庶民

階級ニ對スル國民健康保險トノ二大制度ニ發達スベキモノノ道程

ニ於テ公私ノ救療事業ノ助成、政府ノ醫療救護事業ノ恒久化、特

殊救護ノ擴充ヲ系統的ニ攻究實施スル必要アリ、依ツテ是等ノ事

項ニ關シ左ノ方法ヲ實行スルモノトス

一、前記醫療保護制度ノ調査研究ヲ行フ爲中央社會事業協會ニ於テ適

當ナル機關ヲ設クルコト

二、救療事業ノ擴充ニ關シ左記文案ニ依リ內務・大藏各大臣宛ニ建議

スルコト

醫療救護事業施設確立ニ關スル件建議

畏キ御恩召ニ依リ恩賜救療即チ御下賜金並ニ國費ヲ以テ施行セラレタ
ル時局巨救醫療救護事業ハ過去三ヶ年ノ實施期間ヲ經過シ本年度ニ於
テハ國庫交付金ニ依リ繼續實施中ニシテ之カ恩惠ニ浴セル多數ノ窮民
ハ等シク聖恩ノ渥キニ或ハ國恩ノ廣大ニ感泣セサルハナク疾病救療上
甚大ナル成果ヲ齎シタリ然ルニ細民ノ生活狀況ハ益々困窮ノ度ヲ加ヘ
ツ、アル現況ニ付右醫療救護事業ニ代ルヘキ施設ヲ確立セラレ將來繼

續的ニ薄俸ナル同胞救濟ニ努メラレ度又公立町村組合立等ノ公的診療
機關ニ對シ之カ事業助成ノ爲國庫補助金ヲ交付セラル、ハ國民保健上
並細民救療ノ國家的施設トシテ最モ緊要ト思料セラル、ニ付併セテ
御配慮アラントヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

大藏大臣 高 橋 是 清 殿

40、醫師法並ニ同法施行規則、診療所取締規則一部修正ヲ內務大臣ニ

建議スルノ件

現行醫師法並同法施行規則診療所取締規則ニ於テハ取扱上原則ト
シテ公益法人ト公共團體トヲ區別シ且ツ施行規則中ニハ無料、輕
費、實費其ノ他醫療報酬ノ低廉ナル事項ノ廣告ヲ禁ジ居ルモ、地
方長官ノ認可ヲ受クレバ公益法人ト公共團體トヲ問ハズ右廣告ヲ
爲シ得ルノ規定アリ、現ニ此ノ例外規定ノ適用ヲ受ケタル事例モ
尠カラズ、故ニ地方長官ニ對シ法律ノ運用上此ノ點ニ關シ遺憾ナ
カラムコトヲ要望スルコト、而シテ之ガ手續方法ハ財團法人中央
社會事業協會ニ一任スルコト

41、救療事業ノ聯絡統制強化ニ關スル件

附45號病類別統計統制ニ關スル件

社會狀態愈々複雑化シ救療事業ノ普及徹底ノ要アルハ言フ俟タ
ザルモ就中之ガ聯絡統制強化ハ現下ノ最大急務ナリ。依ツテ右ニ



關スル繼續委員會ヲ設置シ大要左ノ事項ニツキ研究審議スル様之ガ幹旋方ヲ財團法人中央社會事業協會ヘ一任ス

記

- 一、一般並ニ特殊醫療保護ノ緊密ナル聯關及活用
- 一、救療行政機關ノ體系統一並救療法制ノ整備統制
- 一、救療機關ノ有機的聯絡統制
- 一、救療事業財源ノ増額並事業費配當ノ合理化
- 一、救療事業統計様式ノ統整完備

42、無醫町村ニ對スル醫療施設普及ニ關スル件

本件ハ左記文案ニ依リ内務大臣宛建議スルコト

無醫町村ノ救療施設確立又ハ助成ニ關スル件建議

三菱合資會社寄附ニ係ル無醫町村七百ヶ所ニ診療所建築費トシテ一ヶ所金千五百圓以内ヲ助成交付セラレツ、アルカ右町村ハ多ク山間僻地ニアリ交通不便人口少ナク村民ノ經濟力亦貧弱ナル爲從來開業醫存セザリシ處ナルカ故ニ壹千五百圓程度ノ建築費補助ノミニテハ其ノ經營維持確實ナラス數年ナラスシテ再ヒ無醫町村ニ陥ル憂ナシトセス右ノ如キ町村ニ對シテハ公醫(國費支辨)ヲ配置スルカ若クハ經營維持ニ足ル助成金交付ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

内務大臣 後 藤 文 夫 殿

大藏大臣 高 橋 是 清 殿

46、特殊醫療施設ノ國營ニ關スル件

47、結核療養施設ノ國營並ニ獎勵助成ニ關スル件

國營結核療養施設設置ニ關スル件建議

我國ニ於ケル結核患者ノ現狀ハ遺憾ナラ世界第一ノ惡比率ヲ示シ其ノ慘禍言語ニ絶スルモノアルハ眞ニ國家ノ一大恨事ト謂ハサルヘカラス然ルニ之カ療養施設ハ専ラ地方ニ於ケル公私團體ノ經營ニ委ネラレツツアル現狀ナルカ之ヲ夥シキ患者數ニ比スレハ誠ニ九牛ノ一毛ニ過キス而モ之等患者ノ中ニハ生活困窮ニ陥リ爲メニ治療ノ途ヲ得ス且ツ取扱不徹底ノ故ニ病菌傳播ノ虞アル者極メテ多キハ人ノ知ル所ニシテ之吾人職ヲ社會事業ニ奉スル者ノ默視スル能ハサル所ナリ

仍テ政府ハ速ニ國立結核療養施設設置ノ方途ヲ講セラレ度

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

内務大臣 後 藤 文 夫 殿

大藏大臣 高 橋 是 清 殿

48、各府縣ニ於ケル國及公共團體ノ所有地ヲ公益法人ノ設立スル結核療養所建設ニ無料提供セラレタキ件

各府縣ニ於ケル國及公共團體ノ所有地ヲ公益法人ノ設立スル結核療養所建設ニ無料提供方望ニ關スル件建議

最近我國ニ於ケル結核ノ猖獗ハソノ收容施設ノ増設ヲ刻下ノ喫緊事トナシツ、アルモ如何セン民間設置ノモノハ言フ迄モナク公立ノ療養所建設ニ際シテモ屢々附近住民ノ猛烈ナル反對運動アリテ常ニソノ實現

ニ頓挫ヲ來シツ、アルハ實ニ遺憾トスル所ナリ之ハ民衆ニ對スル結核豫防知識普及ノ不徹底ニ因ルト雖モ民衆ノ知識啓蒙ヲ俟ツテソノ施設ノ擴充ヲ企圖セントスルハ百年河清ヲ待ツニ等シ依テ各府縣ニ於テハ相當宏大ナル國有地或ハ公共團體ノ所有地ヲ指定シ療養所建設地トシテ公認シ府縣民ニ理解セシメ公立ノモノハ素ヨリ民間公益法人ニ對シテモ之ヲ無料使用セシメラル、途ヲ拓クハ結核收容施設増設促進上最モ捷徑ナラント思考ス

仍テ結核患者療養施設擴充ノ一方策トシテ各府縣ニ於ケル一定ノ國或ハ公共團體ノ所有地ヲ指定シ結核療養所ヲ建設セントスル公益法人ニ對シ無料使用ノ途ヲ講セラレンコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

内務大臣 後 藤 文 夫 殿

大藏大臣 高 橋 是 清 殿

49、結核患者收容施設擴充強化ニ關スル件

(第四十六號協議題ハ結核、精神病、癩ニ關スル議題ニ分割シテ夫々ノ議題ト併議)

結核患者收容施設擴充強化ニ關スル件建議

結核患者ハ年ト共ニ激増シ之カ爲メ生活困窮ニ陥ル者多シ然ルニ結核豫防法ニ依リ療養所ノ建設ヲ命セラレ、人口五萬以上ノ都市ハ昭和五年十月ノ國勢調査ノ結果ニ依レハ全國ニ七十四市アリ之ニ對シ昭和九年度迄ニ建設セラレタル公立療養所十七、創設中ノモノ六、既設ノ病

床數二、七九五、創設及擴張中ノ病床數五七八、合計三、三七三床ニ過キスコノ外設置命令ニ依ラスシテ設置シ同法ニヨリ國家ノ補助ヲ受クル縣立及公益法人療養所ハ五ヶ所ニシテ其ノ病床數五六二ヲ算シ以上ヲ總計スルモ四千床ニ充タサルナリ前七十四市ノ總人口ハ約一、四八〇萬人、結核患者ハ人口一萬ニ付二十人トシテ二九、六〇〇人トナル之ニ對シ、病床數僅カニ四、〇〇〇ニ過キサルハ洵ニ痛嘆ニ堪ヘス況ンヤ之ヲ全國的ニ見レハ更ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ

仍テ政府ハ國庫補助額ヲ増額シテ斯施設ノ擴充強化ヲ圖リ、經濟界ノ打撃、自然災害ノ甚大ナル地方ニ對シテハ臨時ニ經常費全額國庫負擔ノ途ヲ開カレンコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

内務大臣 後 藤 文 夫 殿

大藏大臣 高 橋 是 清 殿

50、結核患者簡易收容所建設ニ對シ適當ナル取締法規ヲ設ケ認可ノ上保護ヲ加ヘラレタキ件

(原新太郎氏理由書作成之ヲ以テ内務大臣各府縣知事及全國市町村長宛建議スルコト)

結核患者簡易收容所建設ニ對シ適當ナル取締法規ヲ設ケ認可ノ上保護ヲ加ヘラレタキ件建議

結核患者收容機關ノ拂底ハ現下我國結核豫防上由々シキ重大問題ニシテ現狀ノ儘推移セシムレハ益々結核病ノ猖獗ヲ來スハ火ヲ賭ルヨリ明

カナリト謂フヘキナリ

結核豫防法ニ依ル公立療養所建設ノ促進モ現在ノ都市經濟ヨリ見テハ容易ナラサル問題ナリ故ニ全國ニ散在セル夥シキ結核患者ヲ簡易ニ收容スル施設ヲ急設セシメ之ヲ代用療養所トシテ利用スルコトハ最モ便宜ニ適シタル處置ナリト謂フヘシ

依テソノ結核患者簡易收容所ニ關スル適當ナル法規ヲ制定シ之ヲ取締リ之ヲ公認スルノ途ヲ拓クコトハ公立結核療養所ノ不足ヲ補フト同時ニ不安ニ戰ク結核患者ニ安住ノ場所ヲ與フル所以ニシテ現在我國ノ結核豫防上有效適切ナル方策ト思考セラレ故ニ現下ノ緊急問題タル收容施設ノ不足補充並ニ中産階級以下ノ結核患者救済ノタメ結核患者簡易收容所建設ニ對スル適當ナル保護並ニ取締法規ヲ制定施行セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

51、結核豫防ニ關シ左記事項促進方要望ノ件

イ、結核豫防徹底ヲ期スル爲法令ヲ改正スルコト
ロ、都市ニ結核療養所ノ設置ヲ指定シ之ヲ普及スルコト
ハ、各府縣ニ結核療養所ノ設置ヲ指定セラル、コト

(イ) 改正ノ箇所不明ナレバ一應説明聴取ノ上第四十七號議題ト併議シテ建議案作成ノコト

(ロ)(ハ) 指定ノ意味不明ナレバ一應説明聴取ノ上第四十九號

議題ト同様ニ取扱フコト

52、結核豫防事業費トシテラヂオ公納金ニ依ル事業ノ根柢方策ヲ講ゼラレムコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件

提出者ノ理由ニ由レバ各府縣ニラヂオ聴取者數ニ比例シテ日本放送協會ヨリ公納スル結核豫防指定資金ヲ政府ニ於テ一括シ全國的ニ劃一永遠ノ方策ヲ樹立シ計畫的ニ使用スベシトノ意ナラシム内務省ニ於テハ既ニコノ公納金ノ事情ヲ斟酌シ、全國ニ結核診療所網ヲ張ル根本方針ヲ樹テ各府縣ノ申出ニ對シ一々調査ノ上承認ヲ與ヘ事業ヲ執行セシメ居ル現狀ニシテ若干ノ根本策ナシトセズ、又該資金ヲ政府ニ於テ一括シ分配スルコトハ、日本放送協會各府縣聴取者數ヲ單位トシテ直接各府縣ニ交附スル現在ノ建前上使途ノミヲ全國的ニ統一スルハ到底實行不可能ナリ。據ツテ本案ハ建議ヲ見合セ「ラヂオ公納金ニ據ル結核豫防事業費ノ使途ハ尙研究ノ餘地アリト認ム」トシ意見ヲ陳述シテ當局ノ參考ニ資スルコト、而シテ之ガ實行ニ付テハ財團法人中央社會事業協會ニ一任スルコト

53、貧困結核性虛弱兒童保護施設増設ヲ圖ラレタシ

本件ハ極メテ緊切ナル事項ト認メラルルガ故ニ左記文案ニ依リ內務大臣並ニ大藏大臣ニ建議スルコト

貧困結核性虛弱兒童保護施設増設ニ關スル件建議

結核病猖獗セル我國ノ現狀ニ鑑ミソノ豫防上最モ緊要ナル貧困家庭ニ在ル結核性虛弱兒童保護施設ノ増設ヲ圖ラレ速ニ該兒童ヲ無料ニテ收容保護セシムルノ途ヲ拓カレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

大藏大臣 高 橋 是 清 殿

54、精神病患者收容施設擴充強化ニ關スル件

55、國立精神病院ノ設立若クハ各府縣ニ精神病院設置強制方要望ノ件

56、貧困精神病患者收容施設擴大ノ件

57、監置ヲ要セザル精神耗弱者取扱ニ關スル件

58、精神病患者監護法ニ依リ府縣ノ負擔トナリタル諸費ニ對シ國庫補助交付方其筋ニ建議ノ件

以上一括委員會ニ附託左記文案ニ依リ內務大臣、大藏大臣宛建議スルコト

精神病院法一部改正並精神病者保護施設擴充強化ニ關スル件建議

一、社會生活ノ複雜困難ナルニ伴ヒ精神病患者ハ急激ニ増加ノ狀況ニアリ既存ノ施設ヲ以テシテハ到底之カ收容保護ノ要求ヲ充タスニ足ラス現行精神病院法ニ依レハ主務大臣ハ道府縣ニ對シ精神病院設置ノ義務ヲ命シ得ルコトヲ規定セルモ現在ニ於テハ府縣立精神病院ノ設置サレタルモノハ數ヶ所ニ過キス代用病院ヲ合スルモ四ヶ所ニ充タサルハ甚々遺憾ナリ

仍テ同法第一條ノ設置命令ニ強制力ヲ與フル様法ノ改正ヲナシテ施設ノ擴充強化ニ努メ以テ多數精神病患者特ニ貧困病者ノ保護治療ト社會公安ノ保持トニ遺憾無キヲ期セラレムコトヲ望ム

二、監置ヲ要スル精神病患者ニ對シテハ精神病患者監護法ニ之カ保護規定アリト雖モ監置ヲ要セサル精神耗弱者ニ關シテハ特別ナル保護法規ナク之ヲ放置シ得サル場合實際ノ取扱ニ困難ヲ感スルコト尠カラス仍テ斯ル患者ノ取扱ニ關シ精神病院若クハ救護法ノ適用ヲ一層緩和セラル、採取扱ハレムコトヲ望ム

三、精神病患者ニシテ監護ヲ要スル者ノ多クハ無資力者ナルヲ以テ府縣ノ負擔ニ歸スル精神病患者諸費ノ増加著シク爲メニ府縣財政ヲ増加スル虞アリ仍テ右府縣ノ負擔ニ係ル精神病患者諸費ニ對シ相當ノ國庫補助アラムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

大藏大臣 高 橋 是 清 殿

59、癩收容所増設ノ件

最近政府ノ熱烈ナル努力ニ依リ癩療養施設ノ急増ヲ見タルモ各種施設ノ數ハ到底患者數ノ夥多ナルニ伴ハザル憾ミアリ仍テ左記文案ニ依リ其ノ増設方內務大臣、大藏大臣宛建議スルコト

癩收容所増設ニ關スル件建議

癩豫防ニ關シテハ最近政府ノ熱誠ニ依リ着々其ノ成果ヲ收メツ、アルコトハ吾人ノ大イニ意ヲ強ウスル所ナルモ續ツテ現在全國ニ散在スル多數癩患者ノ實狀ヲ見ルトキハ癩療養施設ノ之ニ伴ハサル憾ミアリ仍テ政府ハ一層施設ノ増設充實ヲ圖リ一日モ速ニ本病ノ撲滅ヲ期セラレ

ムコトヲ切ニ要望ス

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎吾

內務大臣 後 藤 文 夫殿

大藏大臣 高 橋 是 清殿

60、貧困梅毒妊娠ニ關スル件

花柳豫防及其撲滅ニ關シ其ノ筋ニ要望スルノ件

右二件ハ本邦乳幼児死亡ノ高率並ニ精神病者激増ノ傾向ト密接ナル關係アルヲ以テ左記文案ニ依リ內務大臣及大藏大臣宛建議スルコト

花柳病ノ豫防撲滅ニ關スル件建議

一、胎兒ヲ先天梅毒ヨリ救フコトハ乳幼児ノ死亡及罹病ニ直接大ナル影響アルコト明カナリ殊ニ胎生期ニ於テ母胎ニ治療ヲ施ス事ハ生後嬰兒ニ施スヨリ豫防並ニ經濟上一層有效ナルコト言フ俟タス

一、花柳病ニ起因シテ精神病者ノ激増惡質遺傳並ニ犯罪ノ増加等社會的害惡ノ醸成サル、コト多キヲ以テ花柳病豫防法ノ徹底の實施ト共ニ患者ノ早期治療ニ依リ其ノ傳播ヲ防止スル必要アリ

以上ノ理由ニ依リ政府ニ於テハ國費ヲ以テ花柳病患者ノ無料治療制度ヲ確立スルカ少クトモ貧困者ノ治療ニ限リ國庫補助ノ途ヲ開カレムコトヲ切望ス

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

八〇

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎吾

內務大臣 後 藤 文 夫殿

大藏大臣 高 橋 是 清殿

62、麻藥中毒ノ豫防及中毒者ノ治療ノ徹底方法ニ關スル件

(提案者—生江氏—説明後決議案ヲ提示セシメテ即決スルコト)

麻藥中毒豫防及治療ノ徹底方法ニ關スル件建議

麻藥類濫用ノ慘害ノ眞ニ戰慄スヘキモノアルハ夙ニ公知ノ事ナルカ饒近之カ惡風ノ漸ク我邦ニ浸潤セントシツ、アルコトハ吾人ノ寒心ニ堪ヘサル所ナリ即チ現時社會ノ下層面ニ於テ種々ナル犯罪行爲ヲ重ネ不斷ニ新ナル悲惨現象ヲ醸成シツ、アルハ實ニ此ノ麻藥中毒患者ノ一群タラスンハアラス若シ之等麻藥中毒者ヲ現狀ノマ、ニ放任センカ誠ニ國家ノ將來ニ對スル一大脅威ト謂フヘク今ニシテ之カ對策ヲ講スルニ非レハ由々シキ結果ヲ招來スヘキヤ必セリ是ヲ以テ政府ニ於テハ將來麻藥取扱法規ノ勵行ニ一層努力ヲ拂ハル、ト共ニ更ニ速カニ左記事項ヲ合メル麻藥中毒者救護ニ關スル法律ヲ制定シテ以テ之カ禍根ヲ絶タレムコトヲ切望ス

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎吾

內務大臣 後 藤 文 夫殿

大藏大臣 高 橋 是 清殿

記

一、麻藥密賣者、媒介醫者等ニ對シ嚴罰ヲ課スコト

二、民間ニ於ケル救護所ヲモ認メソノ建設費及經常費ニ對シ助成ノ途ヲ拓クコト

三、中毒者ヲ登録制ニヨリ監視保護スルコト

四、解毒者ニ對スル授産等ヲ獎勵シ更生ノ途ヲ與フルト共ニ再感染ヲ防止スルコト

63、酒客院ヲ國家ニ於テ開設セラル、様其ノ筋ニ建議ノ件

(取扱同上)

酒客院設置ニ關スル件建議

アルコールノ心身ニ及ホス害毒ノ如何ニ大ナルモノアルカハ周知ノ事實ナリ殊ニ之カ中毒者ニ至リテハ意識混淆シテ殺人、傷害其ノ他恐ルヘキ罪ヲ敢テ犯スモノ尠カラサルノミナラス或ハ爲ニ身ヲ亡シシ家庭ヲ破壊スル等其ノ社會並ニ個人ニ及ホス弊害計ルヘカラサルモノアリ斯故ヲ以テ歐米各國ニアリテハ夙ニ國家ニ於テ酒客院(アルコール中毒矯正施設)ヲ設ケテアルコール中毒者ヲ收容矯正シ着々ソノ實績ヲ擧ケツ、アル實情ニアリ

然ルニ我邦ニアリテハ飲酒ノ風習ヲトシテ敬マシ、アルコール中毒者日ニ激増シ之カ被害亦益々大ナルモノアルニモ拘ラス之ニ對シテ未ダ何等ノ施設ナキハ吾人ノ最モ遺憾トスル所ナリ仍テ政府ニ於テハ速ニ酒客院ヲ設ケテ、アルコール中毒者ヲ矯正輔導シ以テ社會ヲ、アルコールノ禍害ヨリ救ハレムコトヲ切望ス

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎吾

內務大臣 後 藤 文 夫殿

大藏大臣 高 橋 是 清殿

64、惡質遺傳ノ斷種法制定ニ關スル件

惡質遺傳ガ民族ノ發展ニ大ナル障礙タルコトハ言フ俟タザル所ニシテ之ガ除去ハ當ニ社會ノ重大義務ナリト認ムルガ時期尙早ノ意見多ク留保ト決ス

65、非常災害救護救助統制ニ關スル件

非常災害救護救助統制ニ關スル件

66、非常災害救護救助統制ニ關スル件

近時震火災風水害等ノ豫知スベカラザル災害頻々トシテ起リ一度此ノ災厄ニ遭遇センカ社會一般ノ同情翕然トシテ聚ルモ、之ガ救授救助ニ就テハ充分ナル連絡統制ナク適切ナル救護ノ實施徹底セザル對策ノ遂行ヲ期シ難キ實狀ニアルヲ以テ中央ニ特別研究機關ヲ設置シテ非常災害ノ場合ニ於ケル統制アル救護處置ニ付攻究ヲ遂ゲ具體的方策ヲ樹立サレムコトヲ望ム、而シテ右研究機關設置ノ斡旋方ニ付テハ財團法人中央社會事業協會ニ一任スルコト

67、行路病人、救療患者、精神病者、失業者登録等ノ取扱ニ付テハ警察官、方面委員等ト同様社會事業團體ノ長ニモ之ガ身元證明ノ權限ヲ附與スル件

行路病人、救療患者、精神病者、失業者登録等ノ取扱ニ付テハ專ラ警察官、方面委員等ノ證明ヲ得ルニ非レバ之ヲ救護スルコト能ハザルノ實狀ナレ共、社會事業團體ノ取扱ニ係ル者ニ付テハ當該團體コン最モ其ノ實狀ニ精通セルモノナルコト言フ俟タズ故ニ斯カル場合ニハ當該社會事業團體長ノ證明ヲ認ムル様關係方面ニ陳情スルコト而シテ之ガ方法ニ付テハ財團法人中央社會事業協會ニ

- 一任スルコト
- 68、社會事業團體代表者ヨリ市町村長ニ對シ被救護者ノ本籍其ノ他身分上ニ關スル調査ヲ依頼シタルトキハ無料ニテ成ルベク速カニソノ取扱ヲナス様通達セラレタキコト
- 本件ハ社會事業團體登録認可ノ前提ヲ必要トスルガ故ニ現在ニ於テハ提出者ノ希望ノ如キ取扱ヲナスコトハ實際上困難ナリト認ム
- 69、衆議院議員選舉並地方議員ノ選舉ニ於ケル生活ノ爲公私ノ救護ヲ受クル者ニ對スル選舉權ノ缺格條項ヲ削除サレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件
- 本協議題ノ趣旨ハ一應諒トセラル、モ本件ハ猶本邦家族制度並缺格條項削除ノ社會的影響ニ付一層攻究ヲ重ヌル要アリト認ムガ故ニ財團法人中央社會事業協會ニ於テ繼續的研究機關ヲ設ケ調査研究ヲ依頼スルコト
- 70、中央社會事業協會内ニ婦女保護機關設置ニ關スル件

- 71、婦女身賣防止ニ就テノ良策如何
- 婦女身賣ノ現狀ニ鑑ミ之ガ防止ノ徹底ヲ期センニハ出稼先他縣諸機關並ニ方面委員ノ援助ニ俟ツコト大ナルモノアリト認ムヲ以テ財團法人中央社會事業協會ニ於テ特別機關ヲ設ケ婦女子救護ニ萬全ノ策ヲ講ズルコトヲ望ム
- (尙愛國婦人會關係者其ノ他出席者ヨリ參考意見聴取ノコト)
- 72、鮮人内地移住ニ關スル方面委員取扱ノ件
- 73、内地在往朝鮮人保護ニ關スル件
- 朝鮮人ハ其ノ風俗習慣言語等ヲ異ニスル關係上往々内鮮人間ニ融和ヲ阻害スルガ如キ問題ヲ惹起スルコトアルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ、故ニ方面委員並ニ社會事業家ノ取扱ニ於テハ勿論内地各方面ニ於テモ一層在往朝鮮人ヲ保護誘導シ以テ渾然タル内鮮融和ノ成果ヲ收ムル様一層努力センコトヲ期ス。



第三部會議狀況

第三部會概況並に決議事項

概況

第八回全國社會事業大會第三部會（經濟保護、職業保護關係）は、昭和十年十月二十四、五の兩日、芝公園内協調會館に於て開かれた。

二十四日午前九時開會、部會進行係は、部會幹事下松桂馬氏であつた。中川部長議長席につき、議長としての挨拶の後、議事進行について注意を與へられる。續いて、綜合委員會に本部會を代表して出席すべき委員二名を選出することとし、議長指命をもつて、東京の白井清藏氏、神奈川の阿部治三氏に決定、いよいよ協議題の審議に移る。

本部會の協議題は全部で四十二件であつたが、議案の全部に互り、逐一提案理由の説明、質問討論を行ひ、もつて部會總會の意見を能ふ限り委員會に反映せしめることとした。

午後一時三十分再開。中川部長他出席につき、牧野副部長議長席につき、午前引續き協議続行。協議半ばにして歸來

せられた中川部長は、本日 總裁 高松宮殿下並に同妃殿下に於かせられては、日本青年館に開催中の社會事業資料展覽會にお成り遊ばされたので、中央社會事業協會理事者としてお出迎へ申上げたが、 兩殿下に於かせられては、更に折柄同館に開會中の第一部會議場に 台臨あらせられ、協議の状況を約一時間に互つて熱心に御聽取遊ばされた。これは、嘗に第一部會のみの光榮ではなく、全部會の光榮であると、謹んで報告せられたので、出席者一同感激を新たにした。

かくて議事は、豫定通り進行し、議案全部に互り討議の終結を見たのであるが、その結果、二十五號議案「最低就職年齢引上並に年少失業者の保護に關する件」は、綜合委員會に移牒し、他は左記の通り三つの委員會を設けてこれを審議することとし、委員氏名をも決定して、午後四時、散會した。

記

第一委員會 箕浦多一氏外二十四名(擔當幹事、新國、鈴木、下松三氏)

議案自第一號至第十九號(職業紹介制度に關する事項、職業紹介事業助成に關する事項、日滿職業紹介に關する事項、投産並職業輔導に關する事項)

次郎博士は「我國の人口と職業」と題し、一時間半に互つてその蘊蓄を傾けられた。午後二時五分より部會總會開會。第一委員會委員長箕浦多一氏、第二委員會委員長石原太藏氏、第三委員會委員長岩部成城氏より、夫々委員會の審議狀況並に決議事項を報告し、滿場異議なく可決決定した。最後に、中川議長より閉會の挨拶あり、午後三時二十分閉會した。

第三部會役員氏名

部長	中川望
副部長	牧野次
同 (缺席)	八濱德三郎
幹事	新國康彦
	鈴木偃吉
	岩畔輝一
	荒井虎之
	藪季光
	下松桂馬
	大野木克彦
	乾真介
	高木武三郎
	柏木大四郎
書記	坂間孝

第二委員會 石原太藏氏外二十三名(擔當幹事藪(大内、長谷)、荒井、高木三氏)

議案第二十號、第二十一號、第二十三號、第二十四號、第二十六號至第三十一號(就勞少年保護に關する事項、勞働者保護に關する事項)

第三委員會 岩部成城氏外二十七名(擔當幹事岩畔、乾、大野木三氏)

議案自第三十二號至第四十三號(公益質屋に關する事項、住宅問題に關する事項、小賣市場に關する事項) 二十五日、前日成立を見た第一、第二、第三委員會は、夫々委員會室に於て、午前九時より開會し、夫々附託された議案につき、審議を重ね、正午までに夫々決議案を得るに至つた。

他方部會總會も、委員會と並行して開會せられ、出席者より協議題に關聯する問題についての體験談、研究の發表等あり、或は公益質屋の事務取扱の問題、或は投産事業經營の苦心談等、當事者平素の苦衷が物語られ、出席者一同裨益するところ頗る大なるものがあつた。

十時三十分より特別講演に移り、東京商科大學教授上田貞

第三部會第一委員會委員

委員長

東京	箕浦多一
同	安藤爲造
同	岩屋明伯
大阪	上村種男
新潟	天野道隆
新潟	蘭田嘉三
埼玉	關谷憲平
千葉	山田萬次
同	細野傳次郎
愛知	古川熊吉
静岡	横内淨管
長野	細川政治
秋田	松島格太郎
福井	北野史一
富山	湯谷龜藏
鳥取	藤井關太郎
廣島	愛媛島
愛媛	佐賀太
佐賀	中野内爲次郎
佐賀	森原勇藏
樺太	長濱哲三郎
關東	森村邦郎
福岡	豐原又男
推薦	下松桂馬

第三部會第二委員會委員

委員長

推	東	同	同	同	大	兵	同	新	群	愛	靜	長	宮	福	青	香	和	推	同
馬	京	阪	阪	阪	阪	阪	阪	馬	馬	岡	岡	野	城	島	森	川	山	山	山
石	德	川	川	川	川	川	川	鳥	相	加	原	中	小	田	市	工	横	畑	中
原	積	野	野	野	野	野	野	本	澤	藤	田	田	野	村	川	藤	山	平	込
太	七	興	興	興	興	興	興	世	貞	立	廉	縣	治	昇	三	省	好	元	本
藏	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	藏	次	成	香	郎	郎	昇	郎	郎	郎	郎	郎

新國康吉

第三部會第三委員會委員

委員長

推	東	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
馬	京	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪
岩	高	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡
部	林	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外
成	金	善	善	善	善	善	善	善	善	善	善	善	善	善	善	善	善	善	善	善

大内經雄

決議事項

第一委員會決議事項

議案自第一號至第八號職業紹介制度ニ關スル件審議ノ上左ノ通り決定ス

右八件ハ一括シテ左記案ニ依リ政府當局ニ建議スルコト

職業紹介制度國營化ニ關スル件建議

現代社會ノ發展ハ社會生活ノ複雜化ヲ來シ國民生活ノ不安ヲ醸生スルニ至リ之カ解決ハ一日モ忽諸ニ附スルヲ得サル實狀ニアリ。

而シテ之カ對策ハ一ナラスト雖モ職業紹介機關ハ實ニ其ノ根幹ヲ爲スモノト謂フヘシ此意味ニ於テ職業紹介機關ヲ擴充シ且ツソノ國營化ノ必要ニツキテハ夙ニ唱ヘラレツツアリ

然リト雖モ我國現下ノ財政ニシテ今直ニ實現ヲ期スル事困難ナルモノアリトセハ宜シク政府ハソノ國營化ノ大方針ノ下ニ此際左記事項ヲ實

幹事

廣	香	福	佐	朝	榎	關	阿	横	中	原	權	木	田	岩	乾	大
島	川	岡	賀	鮮	太	東	部	田	島	田	口	中	中	畔	野	
秀	季	藤	米	植	助	彦	高	雄	實	實	久	幸	輝	一	介	

施シ職業紹介事業進展ノ實ヲ舉ケラレムコトヲ切望ス

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎吾

記

一、速ニ營利職業紹介事業ヲ廢止スルコト

一、職業紹介所職員ヲ制定スルコト

一、國庫補助ノ増額ヲ計ルコト

一、私設職業紹介所ニ對シテモ公設職業紹介所同様補助ノ途ヲ開クコト

一、道府縣ニ對シ職業紹介所經費ノ分擔ヲ命ジ之ヲ補助金トシテ交付セシムルコト

一、道府縣内職業紹介所ノ聯絡統制並勞働需給調節ノ實務ヲ掌ラシムルヲ道府縣立中央職業紹介所ヲ設置スルコト

議案第九、一〇、一一號日滿職業紹介ニ關スル件

審議ノ上右ノ通り決定ス

右ハ一括シテ左記案ニヨリ政府當局ニ建議スルコト

日滿職業紹介ニ關スル件建議

友邦滿洲國成立以來我國トノ共存共榮ノ大理想ノ下ニ着々其實ヲ舉ケツ、アルハ兩國ノタメニ眞ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ

建設途上ニアル滿洲國ニ對スル我國勞働力ノ流入ハ相當頻繁ニシテ之

カ兩國ノ經濟發展ニ資スル所少シトセス然ルニ之カ現狀ニ於テハ兩國ノ勞働需給ニ關シ何等連絡統制ノ機關無キ爲種々不都合ヲ生シツ、アルノ實狀ハ甚タ遺憾ニ堪ヘサル處ナリ依而政府ハ速ニ兩國勞働需給ノ爲ノ連絡ノ方途ヲ講スルト共ニ左記事項ノ實現ニ努メラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 告

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

對滿事務局總裁 川嶋義之殿

記

- 一、滿洲國ニ對シ職業紹介制度樹立促進ヲ要望スルコト
 - 一、彼兩國職業紹介機關連絡ノ爲滿洲ニ連絡機關ヲ設置スルコト
- 議案自第十四號至第十九號授産並職業輔導ニ關スル件案議ノ上左ノ通り決定ス
- 右ハ一括シテ左記案ニヨリ政府當局ニ建議スルコト

授産並職業輔導ニ關スル件建議

貧困窮民ニ對シ能フ限リ所得ノ機會並技能ヲ與ヘ救貧防貧ノ途ヲ講スルコト都市農村ヲ通シ極メテ緊要ナルハ言フ俟タサル所ニシテ更ニ最近其重要性ヲ増加セリ然ルニ此ノ種施設ハ其數僅ニ百五十ヲ算スルニ過キス然モ其ノ大部分ハ個人又ハ私設團體ノ經營ニ係リ運營ノ圓滑ヲ缺クモノモ亦尠カラズ洵ニ憂慮スヘキ狀態ニ在リ

惟フニ授産並職業輔導施設ニ在リテハ特定ノ技能ニ習熟セシムル期間

若干ノ手當ヲ支給シ又ハ其習作ノ製品或ハ見越生産品ノ販賣ニ際シ需給ノ圓滑ヲ缺キ運轉資金ノ固定ヲ招來スル等各種ノ困難アリ小規模ナル事業主體ノ力ノミヲ以テシテハ到底克ク其成果ヲ完フシ要ハサル特殊ノ事由アリ依テ事業種目ノ選擇、轉換、製品ノ販賣幹旋運轉資金ノ融通等廣ク行政廳ノ指導助成ノ下ニ關係施設相提携シテ事業ノ大ヲ期スルニ非サレハ熱烈ナル社會ノ要望ニ添フコト蓋シ至難ナリ政府ハ事業ノ重要性ニ鑑ミ速ニ左記各項ノ實現ニ努メラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 告

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

大藏大臣 高 橋 是 清 殿

記

- 一、政府ハ府縣ニ對シ助成ヲ與ヘ授産並職業輔導事業ノ指導統制、製品ノ販賣幹旋ニ當ル機關ヲ設ケシムルト共ニ之カ中央機關ヲ設ケルコト
- 一、政府ハ授産並職業輔導施設ニ對シ特別ノ補助ヲ與ヘ施設ノ普及內容ノ充實ニ努ムルコト
- 一、政府ハ事業ニ必要ナル運轉資金ニ對シ低利資金ヲ融通スルコト

第二委員會決議事項

(イ) 議案第二十號第二十一號第二十四號ヲ一括シテ「就勞少年保護制度確立ノ件」トシ

(ロ) 議案第二十三號ヲ「商店法制定促進ニ關スル件」トシ

(ハ) 議案第二十六號ヲ「勞働者保護法規擴充ノ件」トシ

(ニ) 議案第二十八號第二十九號ヲ一括シテ「勞働者教育振興改善ニ關スル件」トシ

(ホ) 議案第三十號ヲ「失業勞働者ノ向上訓練ニ關スル件」トシ

夫々左ノ如ク其ノ筋ニ建議スルコト

就勞少年保護制度確立ニ關スル件建議

現在中小工場並商店ニ於ケル少年從事員ノ虐使酷遇ノ事實ハ眞ニ憂慮ニ堪ヘサルモノアリ殊ニ我國古來ノ徒弟制度ヲ採用シ來レル職業全般ニ涉リ近時多クハ窮乏農村ヨリ人身賣買ニモ等シキ手段、口實ヲ以テ徒弟契約ヲ爲シ而モ充分ナル職業教育ヲ施サズ長時間ニ亙ル苛酷ノ勞働ヲ強制シ悲シムヘキ境遇ニ放置セシメツ、アルハ誠ニ重大ナル社會問題トシテ看過シ得サル所ナリ

固ヨリ勞働法規中ニハ徒弟ニ關スル若干ノ規定アリト雖モ未タ如上ノ弊害ヲ防止スルニ至ラス依テ政府ハ速カニ法規ヲ制定整備シ以テ就勞少年ノ保護並ニ指導ノ制度ヲ確立スルト共ニ必要ナル取締ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 告

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

商店法制定促進ニ關スル件建議

商店雇傭制度ニハ幾多ノ缺陷アリテ雇傭中徒ニ長時間ノ就業ヲ強ヒテ

從事者ノ健康ヲ害シ彼等ノ敬養ノ餘暇ヲ奪ヒ或ハ又徒弟養成ノ美名ニ隱レテ年少店員ヲ無給狀態ノ下ニ酷使シ而モ徒弟期間終了ノ前後ニ於テ殊更理由ヲ設ケテ解雇シ契約履行義務ヲ免レントスルモノ尠カラズ政府ハ速カニ商店法ヲ制定シテ適當ナル就業時間ノ制限ハ勿論更ニ時勢ニ適應セル雇傭並給與ノ制度ヲ確立シ以テ商店從業員ノ保護ニ努メラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 告

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

勞働者保護法規擴充ニ關スル件建議

勞働者保護ニ付テハ既ニ工場法、鑛業法、健康保險法、勞働者災害扶助法等ノ諸種ノ法規ノ實施アリト雖モ未タ之等ノ保護ニ均霑セサル領域尠カラズ特ニ自由勞働者等ニ付テハ扶助共濟ノ施設充分ナラス又親方制度ノ下ニ賃金ノ頭割ヲ受ケ不當ニ搾取セラレツ、アルハ由々敷社會問題ナリ政府ハ速カニ勞働者保護法規ヲ擴充シ以テ扶助共濟制度ノ普及並ニ人夫供給業者取締等ニ關スル方途ヲ講セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 告

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

勞働者教育振興改善ニ關スル件建議

轉近産業組織ノ複雑化、勞資關係ノ重大化等ト共ニ勞働者教育ノ必要ハ漸ク一般ノ認ムルトコロトナリタリト雖モ猶其發達ハ極メテ微々タルモノニシテ未タ勞働者ノ教育ニ均霑スル者僅少ノ現狀ニアリ政府ハ宜シク之カ普及發達ノタメ工場法其他勞働法規ノ改正ニヨリ全面的ニ勞働者ニ就學ノ機會ヲ附與スルト共ニ私設教育機關ニ對スル國庫補助ノ途ヲ講シ更ニ中央ニ公正有力ナル機關ヲ設ケ以テ斯種教育ニ對スル適切ナル指導ト助成ニ努メラレムコトヲ望ム

第八回全國社會事業大會

內務大臣 後 藤 文 夫 殿
文部大臣 松 田 源 治 殿
會長 伯爵 清 浦 奎 吾

失業勞働者ノ向上訓練ニ關スル件建議

近時自由勞働者ノ失業長期ニ亘リ心身共ニ朽蝕シ再起發奮ノ意志ト能方トヲ消耗スルニ至ルモノ不尠是レ個人ノ不幸ハ固ヨリ延テハ國家ノ損失トモ謂ハサルヘカラス。之等勞働者ニ一定期間精神的肉體的訓練ヲ課シ以テ再起更生セシムルノ要アリト認ム依テ政府ハ失業勞働者ノ更生指導ノ爲メ速カニ之カ訓練機關ヲ設置セラレムコトヲ望ム。

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

第三委員會決議事項

議案自第三十二號至第三十八號公益質屋ニ關スル件審議ノ上七件一括左記文案ニ依リ內務大臣、大藏大臣及拓務大臣へ建議スルコトニ決定ス

公益質屋ニ關スル建議

公益質屋法實施セラレテ既ニ八ヶ年餘ヲ經公益質屋ハ政府ノ設置獎勵其ノ宜シキヲ得テ漸ク全國的ニ普及ノ傾向ニアリ少額所得階級ノ生活ニ裨益スル所甚大ナリト雖モ現下經濟界ノ不況ト之ニ伴フ庶民金融ノ梗塞ニ因ル地方住民ノ生活ノ困窮及地方財政ノ逼迫ニ鑑ミルトキ益々之カ普及獎勵ヲ圖ル一方其機能ヲ十全ニ發揮スルノ方途ヲ講スルノ要愈々緊切ナリト認メラル、ヲ以テ政府ニ於テハ左記事項ニ付特ニ研究ヲ盡シ適宜ノ處置ヲ講セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

內務大臣 後 藤 文 夫 殿
大藏大臣 高 橋 是 清 殿
拓務大臣 伯爵 兒 玉 秀 雄 殿
會長 伯爵 清 浦 奎 吾

一、經濟的不況ニ伴ヒ庶民階級ノ困厄一層大ナルモノアルニ鑑ミ國庫補助豫算ヲ増額シ公益質屋ノ設置獎勵並擴張改善ニ努メラレタシ
一、公益質屋ハ一般ニ獨立經營困難ニシテ一般會計ヨリ繰入經營ヲ爲

シツ、アルモノ尠カラズ市町村財政ノ逼迫セル實情ニ鑑ミ憂フヘキモノアルヲ以テ公益質屋ノ經常費ニ對シ國庫補助ノ途ヲ講セラレ、ト共ニ既融通ノ低利資金ノ利率ヲ現行最低利率ニ引下ケラレタシ農漁山村ノ實情ニ鑑ミ其ノ地方ニ於ケル公益質屋ノ利用増進ヲ圖ルハ目下ノ急務ナリト認メラル、ヲ以テ之カ發展ヲ促進スルノ方策ヲ講セラレタシ

一、公益質屋法ノ改正ニ當リテハ左記事項ニツキテモ之ヲ考慮セラレタシ

(一) 法律第十五條中質屋取締法第十六條ヲ準用スル規定アルハ公益質屋經營上支障尠カラサルニツキ之レカ改正ニ關シ考慮セラレタシ

(二) 公益質屋法第六條ニ依リ利子計算方法ハ公益質屋經營上影響スル所大ナルヲ以テ之ヲ改正セラレタシ

一、公益質屋カク其ノ機能ヲ發揮シ十全ノ成績ヲ舉クルニハ之ニ從事スル職員ノ手腕見ニ俟タサルヘカラサルヲ以テ此ノ際從業職員ニ關スル全國的機關ヲ設ケ職員ノ共濟ヲ始メ本事業ノ整備發展ニ必要ナル事業ヲ行フ様考慮セラレタシ

議案第三十九號不良住宅地區改良法ニ依リ附帶施設ニ國庫補助ノ件審議ノ上左記文案ニ依リ內務大臣及ヒ大藏大臣へ建議スルコトニ決定

不良住宅地區改良法ニヨル附帶施設ニ國庫補助

下附要望ニ關スル件建議

現行不良住宅地區改良法ハ原則トシテ現地主義ヲ採リ居ルニ不拘事業費ニ對スル國庫補助範圍ハ一時收容設備、土地ノ區劃、形質ノ變改、道路下水ノ施設、地上物件ノ除去及改良住宅ノ建設ニ止リ居住者ノ生

活改善ノタメニ必要ナル附帶施設ニ付テハ現在ノ處補助困難ナリト聞ク乍然本事業ヲ單ニ土地住宅ノ改良ニ止メ居住者ノ生活改善ニ觸ル、所ナシトセハ難テ彼等ハ再ヒ追ハレテ第二ノ不良地區ヲ形成スルニ至リ本法制定ノ主旨ニ反スルノ豫期セサル結果ニ立到ル可キコト必然ナリト云ハサルヘカラス
即チ不良地區發生ノ根因ヲ除去スル立場ヨリシテ居住者ノ生活改善ニ對スル指導保護ノ施設ヲ附帶スルコトハ地區改良ノ效果ヲ確保スルタメニ絕對ニ必要ナリト思料ス然ルニ之カ施設費ニ付テハ補助ナシトセハ相當負擔ノ大ナル本事業ニ於テハ勢ヒ之等ノ施設ハ放棄スルノ已ムナキ結果トナル可シ幸ヒニ本件ハ法令ニ於テ除外サレ居ルニ非ス主管大臣ノ裁量ニ依テ決セラル、モノ、如クナルニ依リ法第六條ノ末尾「其ノ他地區改良ノ爲必要ナル事業」ノ中ニ合マル、モノトシテ將來ハ補助相成ル様取計ハレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

內務大臣 後 藤 文 夫 殿
大藏大臣 高 橋 是 清 殿
會長 伯爵 清 浦 奎 吾

議案第四十號社會事業團體ニ於テ行フ分讓住宅及其ノ用地ニ對スル登録稅公課等ニハ住宅組合法又ハ産業組合法ニ依リ供給セラル、住宅ト同一ノ取扱ヲ爲サル、様其筋へ建議ノ件審議ノ上、右ノ通り決定ス本件ハ左記文案ニ依リ內務大臣及ヒ大藏大臣へ建議スルコト

社會事業團體ニ於テ行フ分讓住宅ニ對スル登錄

稅公課等ニハ住宅組合法ニ依リ供給セラル、住宅同一ノ取扱希望ニ關スル件建議

社會事業團體ニ於テ小住宅ノ改良及ヒ供給緩和ノタメ現ニ施行シツ、アル分讓住宅ハ其趣旨ニ於テ住宅組合法及產業組合法ニ依リ供給セラ

第八回全國社會事業大會 會長 伯爵 清浦奎吾

內務大臣 後藤文夫 大藏大臣 高橋是清

議案第四十一號住宅建設ニ關スル政府低利資金ノ配當ヲ相當増額シ且舊債ノ利率ヲ年三分二厘ニ低下セラル、様其筋ニ建議ノ件審議ノ上

左ノ通り決定ス

住宅問題ハ社會政策中最モ根元的重要性ヲ有シ殊ニ大都市ニ在リテハ其底止スル處ナキ人口集中力常時中産者以下勤勞階級ノ住宅難ヲ招來

本件ハ左記文案ニ依リ內務大臣、大藏大臣及拓務大臣へ建議スルコト 住宅建設ニ關スル低利資金配當増額並ニ利率低 下要望ニ關スル件建議

仍テ政府ハ宜シク充分豐富ナル低利資金ノ配當ヲ爲シ公共團體又ハ公益團體ヲシテ之カ解決ヲ圖ラシムル様措置セラレムコトヲ望ム

內務大臣 後藤文夫 拓務大臣 伯爵 兒玉秀雄

議案第四十三號小賣市場規則制定方其ノ筋ニ要望ノ件審議ノ上左ノ通り內務大臣及商工大臣ニ建議スルコトニ決定ス

小賣市場規則制定方要望ニ關スル件建議

政府ノ勸業ニ依リ全国各地ニ多數ノ公設小賣市場設置セラレ公正ナル價格ニ依リ日用品ノ配給圓滑トナリ且一般市價ヲ牽制スル等庶民生活

第八回全國社會事業大會 會長 伯爵 清浦奎吾

內務大臣 後藤文夫 商工大臣 町田忠治

ヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會 會長 伯爵 清浦奎吾

內務大臣 後藤文夫 大藏大臣 高橋是清

議案第四十二條内地在任朝鮮同胞住宅問題ニ關スル件審議ノ上左記文案ニ依リ內務大臣及ヒ拓務大臣へ建議スルコトニ決定ス

内地在任朝鮮同胞住宅問題ニ關スル件建議

内地在任朝鮮同胞ノ日常最モ當惑セル事象ハ住宅問題ナリ現ニ大阪ニ於テ内鮮協和會カ住宅ヲ直營シ朝鮮人労働者ニ之ヲ供給シツ、アルノ

第八回全國社會事業大會 會長 伯爵 清浦奎吾

昭和十年十月二十六日

第四部會概況並に決議事項

概況

第八回全國社會事業大會第四部會（社會教化關係）は、昭和十年十月二十四、五の兩日、赤坂三會堂に於て開かれた。二十四日、午前九時二十分開會、生江部會長先づ議長席につき、審議に移つた。午後四時散會。

二十五日、午前九時開會、直ちに東京帝國大學教授文學博士春山作樹氏の「社會事業と社會教育」と題する一時間に互る特別講演あり、十時十五分協議再開、午後三時閉會した。（棚橋副部長一時議長となる）

- 協議の内容は、
- 一、隣保事業に關する事項（四件）
 - 一、生活改善に關する事項（五件）
 - 一、矯風に關する事項（四件）
 - 一、教化事業に關する事項（八件）
- 以上四項二十一件中三件は、議題提出縣より撤回したき旨



第四部會協談狀況

申出あり、承認の結果十八件となる。

第一、第二議題は、審議の結果議長指令による第一委員會（東京外北海道一府六縣に早崎幹事を加ふる計十二名をもつて構成）に一括附託され、（一）については決議事項所載の如き決議を得、（二）については、問題の重要性に鑑み、綜合委員會に回議するを適當と認め、意見を附し、夫々部會に諮つて可決、直ちに綜合委員會に回議した。

第三、第四議題は、前議題同様議長指令による第二委員會（東京外北海道二縣に谷川幹事を加ふる九名をもつて構成）に附託せられ、（三）については決議事項所載の如き決議を得、（四）は第一委員會に於けると同様の理由をもつて綜合委員會に回議することとし、意見を附し、夫々部會に諮りこれを可決、直ちに綜合委員會に回議した。

第五、第六、第七、第八、第九、第十九の六議題は、一括して議長指令の第三委員會（東京外一府六縣に原幹事を加ふる十名を以て構成）に附託され成案を得、部會に諮りこれを可決した。

第十、第十一議題は既に討論の要なしとし、部會一致をもつて内務大臣に陳情することを即決、これが文案については

幹事一任となつた。

因に本件に關しては、大會總會に於て滿場一致可決せられたるをもつて、十月二十八日午前十時左記陳情委員打連れ、内務大臣官邸を訪問したが、多忙のため橋本秘書官に面接し公娼制度全廢に關しては岩間松太郎氏より、二十五歲禁酒法に關しては波多野貞夫氏より、夫々事情を具申し、左記決議文を提出した。

建議

第八回全國社會事業大會出席者（全國ヨリ參集ノ社會事業家並ニ關係者三、〇〇〇名）ノ決議ニ依リ左記ノ通り及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎吾

内務大臣 後藤 文夫 殿

理由

公娼制度ハ正義ニ悖リ人道ニ反シ風紀衛生教育何レノ立場ヨリ見ルモ有害ナルノミナラス國家ノ體面ヲ汚損スルコト最モ甚シキ陋習ナリ我等ハ政府當局カ英斷ヲ以テ即時此ノ惡制度ヲ撤廢シ純潔日本建設ニ邁進セラレムコトヲ望ム

建議

第八回全國社會事業大會出席者（全國ヨリ參集ノ社會事業家並ニ關係者三、〇〇〇名）ノ決議ニ依リ左記ノ通り及建議候也

委員	東京	西田	放子
同	茨城	龜山	仙次郎
同	栃木	内藤	倉彦
同	奈良	志野	隆則
同	滋賀	大原	義雄
同	富山	志麻	菊壽
同	岡山	河本	乙五郎
同	同	藤井	靜一
同	廣島	中野	信房
同	同	十時	菊子
同	朝鮮	清水	豐吉
幹事	推薦	佐野	高藏

決議事項

- (イ) 隣保事業ニ關スル事項
- 一、隣保事業施設擴充並ニ普及ニ關スル件
- 右ハ第一委員會ニ附議サレ左記成案ヲ得之ヲ部分ニ諮リ可決
現下ノ情勢ニ鑑ミ隣保事業ノ擴充並ニ普及ヲ計ルコト極メテ緊切ナリト認ム
- 其ノ方法トシテ
- 一、社會事業ニ關スル助成會ヲ設置スルコト
 - 一、隣保組合ヲ設置スルコト
 - 一、隣保組合ニ關スル教材ヲ國定教科書ニ挿入スベキコト

- 一、各地ニ於テ隣保事業ノ中心人物ヲ養成スルコト
 - 一、神社、寺院、學校及社會事業並ニ社會教育關係者トノ聯絡ヲ密ニスルコト
 - 二、農山漁村隣保事業ノ振興並ニ經營ニ關スル件
- 右ハ第一委員會ニ於テ綜合委員會ニ回議スルヲ適當ト認メ之ヲ部會ニ諮リ可決

記

現下農山漁村ニ於ケル隣保事業ノ使命ニ鑑ミ之ガ劃期的振興ヲ計ルノ要アリト認ム

其ノ方法トシテハ

- 一、小範圍ノ區域居住者ヲ單位トスル隣保組合(五人組制度ノ長所ヲ考慮ス)ヲ設置シ以テ親隣友愛精神ノ普及及發達ニ資シ併セテ共助相扶ノ機關ヲシムルコト
- 一、前項ノ外昭和七年十一月開催全國隣保事業協議會決議ニ係ル事項(參考資料四九頁參照)ヲ參考シ之ガ實現ヲ期スル事
- 一、經營助成機關ノ設置並ニ擴充ヲ計ルコト
- 一、本議決事項ノ具體化促進ノ爲メ繼續委員會ヲ設置スルコト
- 三、全國隣保事業協議會決議ニ依ル隣保事業標準ニ關スル件

右ハ第二委員會ニ附議サレ左記成案ヲ得之ヲ部會ニ諮リ可決

昭和七年十一月開催全國隣保事業協議會決議ニ依リ組織サレタル中央社會事業協會隣保事業研究委員會ニ於テ審議決定セル「都市ニ於ケル隣保事業施設標準」(參考資料第五〇頁參照)ハ適當ナルモノト認ム

- 四、隣保地區ニ於ケル年少失業保護ニ關スル件

右ハ第二委員會ニ於テ綜合委員會ニ回議スルヲ適當ト認メ之ヲ部會ニ諮リ可決

記

本件ハ第一部會及第三部會ト關聯シ且ツ其ノ問題ノ重要性ニ鑑ミ之ガ對策ニ關シテハ慎重審議スルノ必要アリト認ムルヲ以テ財團法人中央社會事業協會ニ於テ之ガ繼續委員會ヲ設置セラレタシ尙必要ニ應ジ政府當局ニ適當ナル措置ヲ採ラル、ヤウ要望ス

(ロ) 生活改善ニ關スル事項

- 五、生活改善指導大綱ノ確立ヲ其ノ筋ニ要望スルノ件
 - 六、農村生活者窮迫ニ鑑ミ有效適切ナル生活改善ノ方策如何
 - 七、結婚改善運動ノ全國的強調促進ニ關スル件
 - 十九、優生運動ノ積極的提唱ニ關スル件
 - 八、國民榮養合理化指導ニ關スル件
 - 九、榮養食ノ普及獎勵ニ關スル件
- 右六件ハ一括シテ第三委員會ニ附議サレ左記成案ヲ得之ヲ部會ニ諮リ可決

生活改善ニ關スル件建議

刻下社會ノ實情ニ鑑ミ國民生活ノ各般ニ互ル徹底的改善ノ必要アルヲ痛感スルヲ以テ政府當局ニ於テ之ガ實行促進ニ關シ速ニ適當ナル施設ヲ講セラレムコトヲ要望ス

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫 殿

理由

現下國民生活ノ實情ハ或ハ衣食住ニ於テ或ハ又社會儀禮ノ全般ニ亙リ改善スヘキ諸點多キハ多言ヲ要セサル所ニシテ殊ニ農山漁村ニ於ケル生活狀態ハ今ヤ窮迫ノ極ニ達シ一家ニシテ千數百圓ノ負債ヲナシ再起スル能ハサルモノ尠カラサル現狀ニ在リ之ガ對策ニ關シテハ幾多アラシモ要ハ生活改善ノ基本的指導標準確立ニ在リト信ス

仍テ政府當局ニ於カレテハ之ガ大綱樹立並ニ實行促進ニ關シ速ニ適當ナル施設ヲ講セララムコトヲ望ム

(附帶決議)

- 中央社會事業協會ハ常設委員ヲ設ケ生活改善ノ全般ニ關スル調査並實行方策ヲ講セラレンコトヲ要望ス
- (ハ) 矯風ニ關スル事項
 - 十、公娼制度ノ全廢ニ關スル件
 - 十一、二十五歲禁酒法制度ニ關スル件
- 右二件ハ部會一致ヲ以テ即決サレ幹事一任トナリ左記決議文案並ニ陳情委員ヲ部會ニ諮リ可決

決議

公娼制度ハ正義ニ悖リ人道ニ反シ風紀衛生教育何レノ立場ヨリ見ルモ有害ナルノミナラス國家ノ體面ヲ汚損スルコト最モ甚シキ陋習ナリ我等ハ政府當局力英斷ヲ以テ即時此ノ惡制度ヲ撤廢シ純潔日本建設ニ邁進セラレンコトヲ望ム

右決議ス

右陳情委員

東京 岩間 松太郎
大阪 林 歌子
大 阪 永 松 留太郎
神 奈 川 森 川 抱次
群 馬 高 橋 瀧 海
茨 城 小 野 完次
幹 事 小 野 完次

決 議

現行未成年者飲酒禁止法ノ適用年齢ヲ滿廿五歳以下ト改メ學生々徒、青年團員、軍人等ノ最重要ナル國家構成分子ヲ包含セシメントスル廿五歳禁酒法制定ノ要望ハ曩キニ第七回全國社會事業大會ノ決議セル處ナルカ今ヤ帝國内外ノ重大時局ニ鑑ミ國防上、産業上、教育上、將タ民族優生上ヨリシテ我等ハ青少年ヲ酒癖ヨリ未然ニ防止シ其ノ心身ノ純潔剛健ヲ期スル本法案ノ必要益々緊切ナルモノアルヲ認メ茲ニ重ネテ本法制定ノ速カナラントヲ要望ス

右決議ス

十二、社會事業従事員ノ會合ニ於ケル禁酒方徹底ニ關スル件
社會事業従事員ノ會合ニ於ケル禁酒方徹底ノタメ社會事業従事員ニ於テ社會事業精神ヲ考慮シ禁酒ノ勵行ヲ望ム
右決議ス

十三、純潔ノ精神及貞操觀念ノ普及徹底ニ關スル件
純潔ノ精神及貞操觀念ノ普及徹底ニツイテハ中央及地方ニ於テ官民共同ノ上純潔運動振興ノタメ適當ナル措置ヲ採ラレムコトヲ内務、文部兩大臣宛建議スルコト
右決議ス

純潔ノ精神及貞操觀念ノ普及徹底ニ關スル件建議
純潔貞操ノ重ンスヘキハ萬人齊シク熟知シ居ルヘキ筈ノ處社會ノ實情ハ人心今尙浮薄ニ流レ誠ニ憂慮ニ堪ヘサルモノアルヲ以テ純潔ノ精神及貞操觀念ノ普及徹底ニ關シ中央及地方ニ於テ官民共同ノ上純潔運動振興ノタメ適當ナル措置ヲ採ラレムコトヲ要望ス

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

東京 ガンドレット・恒子
兵庫 城 野ノ子
茨 城 龜 山 仙次郎
長 野 保 崎 清太郎
岡 山 荻 野 博
佐 賀 村 上 秀道
宮 城 池 田 松代
幹 事 小 野 完次

内務大臣 後 藤 文 夫殿
文部大臣 松 田 源 治殿

(二) 教化事業ニ關スル事項
十四、社會事業ニ於ケル精神の指導徹底ニ關スル件
十八、貧兒教育ニ對シ宗教の信念ノ涵養方策如何
右二件ハ一括シテ第四委員會ニ附議サレ左記成案ヲ得之ヲ部會ニ

諮リ可決

記

(一) 多難ナル現下ノ國情ニ鑑ミ社會事業従事者ハ左記各項ニ依リコレニ任スルコトノ緊切ナルヲ認ム

一、社會事業従事者ハ教育勸諭ノ精神ニ基キ人格の感化ヲ與フルニ努ムルコト

二、社會事業従事者ハ宗派ニ因ハレズ堅實ナル宗教の信念ヲ以テ之レカ指導ニ任スルコト

(二) 財團法人中央社會事業協會ニ依頼シ貧兒教育上宗教の信念ノ涵養方法ニ關シ充分ナル研究ヲ遂ケラレントヲ望ム

右決議ス

十五、教化事業ノ徹底ヲ期スル具體的方策如何
十六、教化制ノ完成ニ良策アラバ承リタシ
十七、婦人團體ノ精成ト活動ノ促進ニ關スル良策如何
右三件ハ議題提出縣ノ申出ニ依リ撤回

二十、迷信ノ勸絶ト健全ナル信仰助長ニ付適切ナル方策如何
財團法人中央社會事業協會ニ委嘱シ迷信ニ關スル地方ノ實例及實情ヲ調査シ尙文部省其ノ他適當ナル方面ニ依頼シ健全ナル信仰助長ノ方法ヲ研究セラレントヲ望ム

右決議ス

二十一、政治教育ヲ一層徹底セシムベキ適切ナル施設並ニ方法如何
財團法人中央社會事業協會ニ於テハ中央教化團體聯合會主催第十
二回全國教化聯合團體代表者大會ニ於ケル決議ヲ參酌シ適當ナル
方策ヲ樹テラレントヲ望ム

右決議ス

參考

一、選舉肅正ノ實ヲ舉グルニ適切ナル教化對策如何
(中央教化團體聯合會提出)

決 議

選舉ノ肅正ヲ圖リ政治ノ公明ト其淨化ヲ期セントスルハ我等ノ素願ニシテ又夙ニ微力ヲ傾倒シ來ル所ナリ然ルニ近ク府縣會議員並衆議院議員選舉相次イデ施行セラレントスルニ當リ茲ニ我等教化ニ携ハル者ハ銳意率先之カ肅正ノ實ヲ舉ケ範ヲ垂ルルト共ニ一層全國のニ相互ノ連絡提携ヲ緊密ニシ左記方針ニ基ク具體方策ノ實施ニ努メ多年ノ情弊ヲ打破シ憲政ノ發展ニ寄與セムコトヲ期ス

(一) 方 針

一、選舉ハ立憲國民ノ平時ニ於ケル忠君愛國ノ大道ニシテ其ノ權利ノ行使ハ君國ニ報ズル赤誠ノ發露タルベキヲ知悉セシムルコト

二、政治ノ本質ヲ明ニシ立憲政治並地方自治ノ精神ト其ノ運用ニ關スル知識ト道德トノ向上ニ努ムルコト

三、選舉ノ肅正ハ政治ヲ公明ナラシムルノ基ニシテ其ノ成否ハ國家ノ休戚ト國民ノ利害トニ密接ノ關係ヲ有スルヲ理解セシムルコト

四、立候補者、選舉民、取締官並選舉事務關係者ニ對シ夫々之レガ趣旨ノ徹底ヲ期シ以テ舉國一致理想選舉ノ實現ニ邁進スルコト

(二) 方 策

- 一、選挙ニ當面シテ行フ施設
 - 1、市町村教化聯合會、教化委員、社會教育委員等ノ選挙肅正ニ關スル聯絡提携ト之ニヨル選挙ノ看視
 - 2、選挙民ニ對シ候補者ノ人物並政見ニ就テ研究調査ノ獎勵
 - 3、選挙淨化ノ申合並ニ宣誓式ノ舉行
 - 4、地方ノ實情ニ即シタル肅正方法ノ決定並ニ趣旨普及ノ爲ノ教化大會、協議會、懇談會、講演會、映畫會等ノ開設
 - 5、選挙肅正ヲ目的トスルポスター其ノ他各種印刷物ノ配布
- 注 意
- 前記當面ノ選挙肅正運動實施ニ當リテハ特ニ左記諸點ニ留意スルコト
- イ、政府、地方廳、選挙肅正委員會、各政黨、在京有志並ニ選挙肅

- 正ニ關スル諸團體トノ連携
 - ロ、政黨政派ニ對スル中正公明ナル態度ノ堅持
 - ハ、選挙肅正諸施設ニ對スル選挙民ノ自由意志尊重
 - ニ、選挙肅正運動ト選挙運動トノ限界確保
- 二、當時ニ於ケル施設
 - 1、立憲國民トシテノ政治生活並ニ地方自治公民生活ニ關スル講習會、講演會、座談會等ノ開催、特ニ二十五歳公民教育ノ實施
 - 2、地方自治體ノ實情ヲ知悉セシムルタメノ市町村報等ノ刊行
 - 3、議員、地方自治體當時者並ニ教化關係幹部トノ懇談會開催
 - 4、市町村並ニ郷土聚落ノ教化常會等ニ於ケル政治的自覺ノ涵養
 - 5、映畫、演劇、刊行物等ノ利用ニヨル政治知識ノ向上ト其ノ道徳ノ養成



第五部會協會議況

第五部會概況並に決議事項

概況

第八回全國社會事業大會第五部會（融和事業關係）は、昭和十年十月二十四、五の兩日、赤坂三會堂に於て開かれた。二十四日午前九時、部會幹事下村春之助氏司會にて開會、開會の辭について、議長副議長の推薦が行はれ、部長男爵穂積重遠氏、副部长宮地久衛氏、小山三郎氏、夫々その席につかれた。

議長の挨拶が終つて、緊急動議「伊勢神宮遙拜の件」が提議せられた。議長は直ちにこれを探擇、先づ宮城に向つて最敬禮をなし、ついで遙かに伊勢神宮を拜して、わが皇室の御繁榮と國運の進長を祈念した。

議案の審議に先立つて、本部會より綜合委員會に出席すべき委員として、神奈川縣植木俊助氏と栃木縣伊藤輝雄氏とが任命せられた。

第五部會の協議事項は、全部で十一議案で、之を二日間に

互つて協議することになつてゐるので、夫々の議案についての意見なり議論なりは、部會總會に於て、凡て盡させることにし、大體の方針として、第一日中に部會の協議と委員會の審議を終りたい豫定であつたので、協議事項の配列を左の通り組直すこととした。

- 1、融和事業促進に關する件 (三重縣)
- 2、融和事業改善進展に關する件 (奈良縣)
- 3、第三回全國融和團體聯合大會に於て決定せる「融和事業の綜合的進展に關する要綱」並「融和事業完成十ヶ年計畫」を全面的に支持し本大會の名に於て更に之を中外に發表すると共に其の具體的實現に付政府當局の積極的努力を要望するの件 (廣島縣社會事業協會)
- 4、融和事業の積極的進展上社會事業従事者の執るべき態度如何 (富山縣)
- 5、融和事業の目的達成に關する國策樹立の件を政府に要望するの可否 (愛知縣)
- 6、地方改善事業國庫補助率増加方陳情の件 (愛知縣社會事業協會)
- 7、文部當局に對し兒童融和教育に關する根本方針確立方建議の件 (和歌山縣・同和會)
- 8、融和事業に於ける職業輔導に關する件 (東京府・昭和授産協會)

- 9、社會事業と融和事業との連絡提携に關する件 (京都府)
- 10、融和事業と一般社會事業との連絡を一層緊密にするの件 (愛知縣社會事業協會)
- 11、水平運動と融和運動との合流を圖り理想的融和運動の徹底を期する件 (愛知縣社會事業協會)

議事は豫定通り進行して、午前中に第十號議案までを議了し、午後一時より二時までの間に、残りの第十一號議案の審議を終つた。
今、審議の經過の概要を述べれば、
第一號議案より第五號議案までは、いづれも融和事業の促進に關するもので、このことについては既に「融和事業の綜合的進展に關する要綱」と、これに基いて「融和事業の完成十ヶ年計畫」が樹立せられて、融和事業の指導方針が決定せられてゐるので、新たにその方法について研究する必要はない、決定せられた方策を支持してその實現に邁進しようといふ結論に達した。

第六號議案「地方改善事業國庫補助率増加方陳情の件」及第八號議案「融和事業に於ける職業輔導に關する件」の二題は、孰れも融和事業の現状より見れば誠に重要な問題であるが、融和事業十ヶ年計畫が完成すれば自然にその目的が達成

せられるわけであるから、これを綜合的進展に關する件に抱括せしめることに意見の一致を見た。

第七號議案「文部當局に對し兒童融和教育に關する根本方針確立方建議の件」は、教育が國民道德涵養の根源であるのはいふまでもないことであつて、融和事業を完成せしめる上に於ても教育の力に負ふところが頗る多いのであるから、文部省に於ては特に融和教育に關する根本方針を確立しこれをもつて國民教育に臨みたいといふ意見であつた。

第九號議案及第十號議案は共に社會事業と融和事業との連絡提携に關するものである。融和事業關係者が融和事業に専心し、社會事業従事者が夫々の仕事に専念することはその事業の遂行上最も大切であるが、然しそのみではお互に各事業の圓滿な完成は望み難い。融和事業と一般社會事業とはその本質に於て異るところがあるけれども、融和の諸問題を解決する上にはどうしても社會事業機能を充分活用せしめねばならない。殊に融和事業に於ても社會事業に於ても時代はすでに方法論討論の時を過ぎて實行の時期に入つてゐるのであるから、今後一層相互の連絡提携を緊密にして行きたいといふのが提案の趣旨であつた。

第十一號議案「水平運動と融和運動との合流を圖り理想的融和運動の徹底を期する件」については最も多くの意見が戦はされて保留して然るべしといふ意見と、どこまでも結末をつけられたいとの提案者の希望もあつたが、結局この問題については、尙慎重に研究を要するといふことに大體の意見が一致した。

午後二時から文學博士椎尾辨匡氏の「國體觀念再認識と融和事業」と題する特別講演があつた。

講演が終つて午後三時再び協議會開會、二時までに議了した十一號議案を二つの委員會に分けて附託することとなり、議長指令によつて、第一、第二委員會が組織せられ、協議題第一より第八まで及び第十一號議案が第一委員會に、第九及び第十號議案が第二委員會に夫々附託せられた。

直ちに委員會を開始して、第一委員會に於ては、廣島の中村桂堂氏委員長となり、平間莊太郎氏及び山本正男氏が幹事として議事を進められ、第二委員會に於ては、委員長栃木縣社會課長伊藤輝雄氏、幹事河上正雄氏及び高塚幸榮氏の兩氏で、兩委員會とも午後五時まで審議續行、夫々成案を得られた。

幹事 小山正野
書記 上田俊夫

第五部會第一委員會委員氏名

委員長	廣島	中村	桂堂
委員	東京	中村	至道
委員	京都	河上	利治
委員	大阪	木村	善海
委員	神奈川	植木	俊助
委員	埼玉	坂本	重信
委員	茨城	橋本	哲治
委員	三重	北村	庄太郎
委員	愛知	加藤	信一
委員	静岡	岡田	荒川
委員	岐阜	中島	吉五郎
委員	富山	横越	信之
委員	和歌山	岡本	彌智夫
委員	愛媛	菅本	誠壽
委員	熊本	財津	秀三
委員	熊本	平間	莊太郎
委員	同	山本	正男

第五部會第二委員會委員氏名

委員長	栃木	伊藤	輝雄
-----	----	----	----

二十五日、午前九時開會、穂積部長不在のため、小山副部長議長席につかれた。第一及び第二委員會委員長より夫々委員の審議經過並に決議事項の報告あり、満場一致をもつてこれを可決、午前十時十五分閉會した。

部會閉會後引き続き宮地副部長座長となり懇談會が開かれたが、地方に於て實際に融和事業に携はつて居られる諸氏の談話には、熱があり、誠があり、お互ひに、相勵まされ、裨益するところ尠くなかつた。

かくて、この會の始められる頃から出席せられた穂積部長の閉會の挨拶をもつて、正午、散會した。

第五部會役員氏名

部長	男爵 穂積 重遠
副部長	小山 三郎
幹事	宮地 久衛
幹事	平間 莊太郎
幹事	高塚 幸榮
幹事	山本 正男
幹事	河上 正雄
幹事	下村 春之助
幹事	土屋 政一

委員長	東京	三好	伊平次
委員	京都	坂口	眞道
委員	兵庫	石澤	復保
委員	新潟	小柳	照次
委員	千葉	櫻井	順次
委員	奈良	吉川	吉次郎
委員	愛知	杉浦	專太郎
委員	滋賀	上杉	末吉
委員	長野	東山	龍明
委員	山形	山口	義隆
委員	徳島	浅野	文雄
委員	高知	山本	義孝
委員	佐賀	八谷	大義
委員	同	河上	正雄
委員	同	高塚	幸榮

決議事項

第一委員會決議事項

一、「協議事項一、二、三、四、五、六、八」ニ對スル決議
建國ノ大義ヲ闡明シ一視同仁ノ宗旨ヲ宣揚シ奉ルハ實ニ我方融和事業ノ要諦タリ、惟フニ人格ノ尊重同胞偕和ノ精神ヲ強調スルト共ニ自奮自勵積極的建設の更生ニ邁進シ以テ近キ將來ニ於テ問題ノ圓滿ナル解決ヲ期シ國民一體ノ成果ヲ收ムルハ眞ニ聖旨ニ副セ

奉ル所以ノ途ナリト信ズ
我等社會事業従事者ハ此ノ趣旨ニ基キ特ニ左記事項ノ貫徹ヲ期セントス

記

一、昭和十年八月全國融和團體聯合大會ニ於テ決定サレタル「融和事業ノ綜合的進展ニ關スル要綱」並ニ「融和事業完成十ヶ年計畫」ハ現下社會情勢ノ推移ニ鑑ミ融和事業完成上最モ適切ナル方途ナリト認ム

仍テ之ヲ全面的ニ支持シ衆心一致以テ之ガ實現ヲ期スルコト

一、「融和事業完成十ヶ年計畫」ノ實現方ヲ左記ニヨリ關係當局ニ建議スルコト

融和事業ノ積極的進展ニ關スル建議

我カ國現下ノ非常時局ニ際シ政府ニ於テハ所謂部落ノ疲弊困憊ヲ救済センカ爲メ時局匡救事業トシテ昭和七年度以降地方改善應急施設ヲ施行セラレ漸ク相當ノ效果ヲ擧タルコトヲ得タリ然リト雖モ現下部落ノ生活疲弊ノ根源ハ獨リ近時財界ノ不況ニ依ルモノ、ミニ非ス舊幕時代以來因襲ノ久シキニ基キ産業資源ニ恵マレス諸般ノ經濟生活ニ於テ深刻ナル缺陷ヲ有シ單ナル一時的應急施設ヲ以テシテハ生活ノ安定ヲ圖リ堅實ナル更生ノ實ヲ擧タルコト至難ナルモノアリ之カ前途尙深憂ニ堪ヘサルモノ尠シトセス茲ニ於テ曩ニ全國ノ融和團體ハ政府ニ於テ實ニ地方改善應急施設ヲ産業經濟ニ關スル恒久的施設トシテ施行スルノミナラス更ニ近キ將來ニ於テ本事業ノ目的ヲ達成スヘク積極的の方策ヲ確立センカ爲メ昭和十年二月及六月ノ二回ニ亘リ全國協議會ヲ更ニ同年八月全國聯合大會ヲ開催シテ「融和事業ノ綜合的進展ニ關スル要綱」

ヲ決定シ且之ニ基キ「融和事業完成十ヶ年計畫」ヲ樹立シ政府公共團體並ニ融和團體等官民一致ノ協力ニ依リ今後十ヶ年ヲ期シテ所期ノ目的ヲ貫徹セムコトヲ決議セリ

第八回全國社會事業大會ハ右決議ヲ堅持シ之カ實現ニ邁進セムトス政府ニ於カセラレテハ之カ事情ヲ十分查察セラレ一日モ速ニ本問題ノ圓滿ナル解決ヲ遂ケ眞ニ國民一體ノ成果ヲ收メ全國百萬ノ同胞ヲ齊シク昭和聖代ノ恩澤ニ浴セシムヘク本問題解決ニ關シ適切ナル國策ヲ樹立シ右融和事業十ヶ年計畫ヲ實施セラル、様御配慮相成度右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦 奎 吾

内閣總理大臣 岡田 啓 介殿
内務大臣 後藤 文 夫殿
大藏大臣 高橋 是 清殿

二、「協議事項七」ニ對スル決議
兒童融和教育ニ關スル根本方針確立方ヲ左記ニ依リ文部當局ニ建議スルコト

兒童融和教育ノ根本方針確立ニ關スル建議

融和問題ノ解決ニ關シ國民教育上人格尊重四海同胞ノ精神ヲ涵養シ因襲的差別觀念ヲ根絶スル事ハ最重要ナル方策トス然ルニ未タ社會ノ一部ニ之カ暗翳ヲ殘存スルハ邦家ノ爲洵ニ遺憾トスルトコロナリ此ノ

點ニ關シ昭和七年十月次官ヨリ國民融和ニ關スル依命通牒ヲ發セラレ諸般ノ事項ニ付鋭意融和精神ノ徹底ニ御盡力相成リ居ル事ハ斯業關係者ノ大ニ多トスル所ニ有之候モ因襲ノ久シキ差別ノ陋習ハ今尙容易ニソノ跡ヲ絶タス是ニ於テ當局ハ如上通牒ノ徹底ニ關シ速ニ之カ關係者ト十分ナル研究協議ヲ遂ケ融和教育上適切ナル根本方針ヲ樹立セラレ以テ同胞融和ノ實ヲ收メ國民教育ノ全キヲ期セラル、様御特別ノ御配慮相煩度旨本大會ニ於テ議決致候間何卒右實現方御盡力相成度右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦 奎 吾

文部大臣 松田 源 治殿
「協議事項第十一」繼續研究を要するをもつて保留

第二委員會決議事項

「協議事項九、一〇」ニ對スル決議

融和問題ノ解決ニ資スベキ方途固ヨリ多岐ナルベシト雖一般社會事業機能ノ活用ニ俟ツベキモノ多シ、然ルニ從來此ノ點ニ關シ遺憾ノ點紛シトセス、仍テ此際機關相互ノ連絡ヲ一層緊密ニスルト共ニ社會事業全般ノ施設ヲ通ジ國民融和ノ本旨ニ適合セシムル様其運営上取扱ヲ慎重ナラシメ社會事業從事者亦融和事業ノ本旨ヲ理解シ融和事業從事者トノ鞏固ナル精神的結合ノ下ニ相提携相補翼シテ之ガ目的達成ニ邁進スルコト

第六部會概況並に決議事項

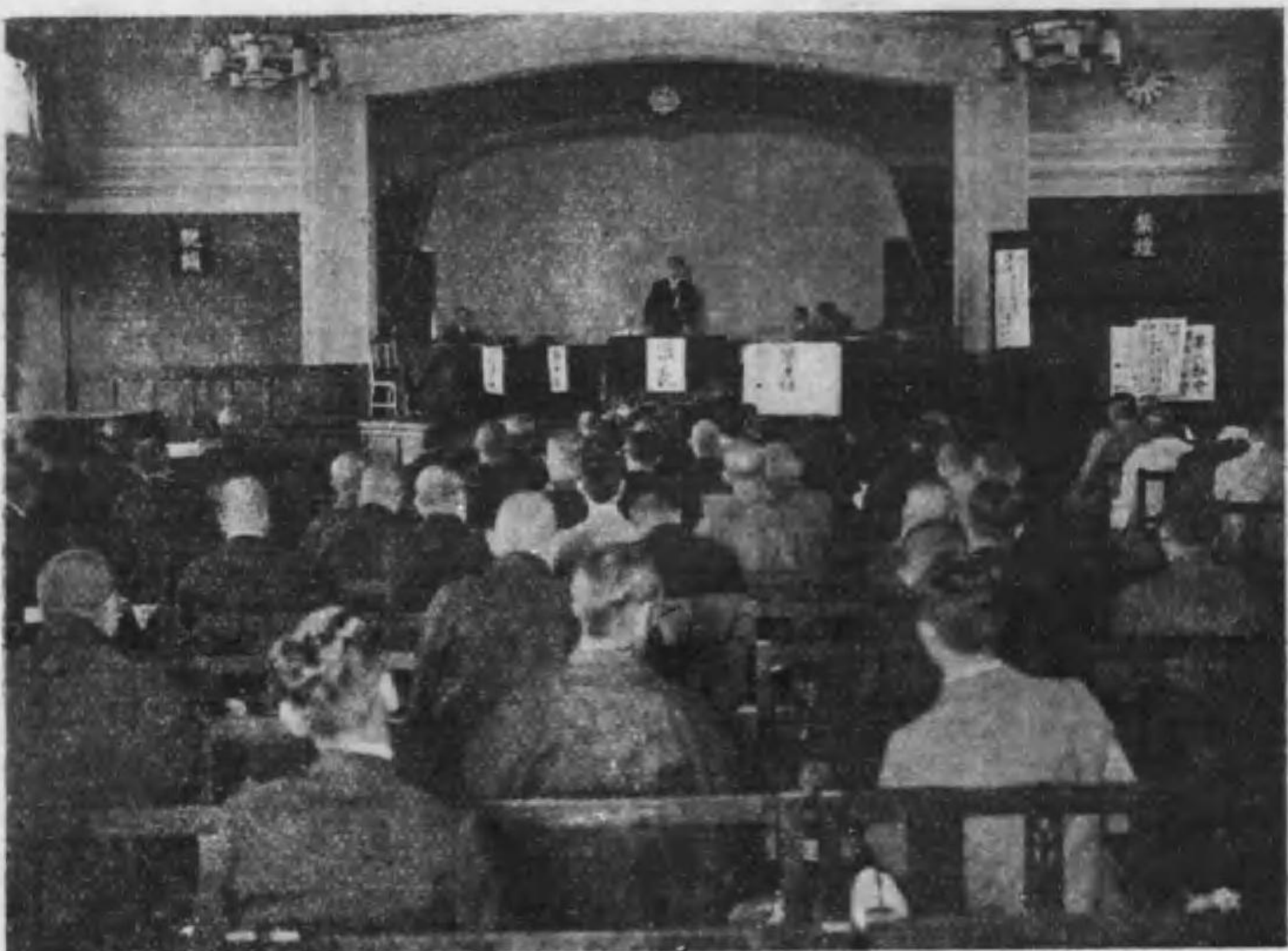
概況

第八回全國社會事業大會第六部會（司法保護關係）は、昭和十年十月二十四、五の兩日、芝公園内芝公會堂に於て開かれた。

二十四日午前九時、小原部長缺席のため、谷内、杉野兩副部長の挨拶により開會、午前中は谷内副部長議長となり、午後四時までに、協議題第一より第五まで並に第十二を審議して散會した。

二十五日午前九時より、大審院部長泉二新熊博士の「司法保護事業の最終目的」と題する講演あり、十一時より協議続行、午後三時までに、五つの委員會報告その他の協議事項全部を議了した。

谷内議長の閉會の挨拶を以て、三時閉會したが、閉會後、出席者の大多数は特に便宜を與へられ新議事堂を參觀した。本都會より綜合委員會へ送られた委員は大阪日下智性氏、



第六部會協議狀況

東京土田行學氏であつた。

第六部會役員氏名

部長	小原新三
副部長	谷内庄太郎
幹事	杉野喜祐
同	近藤亮雅
同	宇野信平
同	前田偉男
同	保美駒藏
同	伊藤眞諦
同	秋庭正道
同	早川邦道
同	織田富男
同	書記
同	森克己

第六部會各委員委員氏名は決議事項中にあり

決議事項

イ、司法保護制度確立ニ關スル事項
I、司法保護制度制定促進ノ件

東京府保護事業聯合會
群馬縣
福島縣
馬場縣

大阪府聯合保護會
愛知縣社會事業協會
廣島縣社會事業協會

提案者ヨリ夫々理由ニツキ説明アリテ後審議ニ移リタルモ本案ハ司法保護事業家多年ノ要望ニシテ且既ニ三度制度化ノ基本タルベキ司法保護法案ハ衆議院ヲ通過シタルヲ以テ贊否ノ議ヲ戦ハスノ要ナク二、三發言ヲ後委員附託トナル

委員	福井縣 東郷周吉
同	群馬縣 平野澄觀
同	東京府 岩崎潔治
同	同 武田慧宏
同	愛知縣 淺野作治郎
同	大阪府 松岡良友
同	廣島縣 福原庄五郎

委員會決議

司法保護制度ノ制定ハ刻下ノ急務ニシテ速ニ之ヲ實施ヲナス要アルヲ以テ左ノ通り建議シ尙權威アル繼續實行委員ヲ設ケ之カ實現方ニ付努力セラレンコトヲ望ム

司法保護法實施促進ニ關スル件建議

政府ハ速ニ民意ニ鑑ミ司法保護制度ヲ制定セラレムコトヲ要望ス
右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦奎吾

司法大臣 小原直殿

理由

司法保護事業ハ多年民間篤志家ノ努力ニ依リ多大ノ實績ヲ舉揚シ來リタル處現時社會ノ實相ヲ觀ルニ本事業ハ益々重要トナリ嘗ニ民間篤志家ニノミ一任スルヲ許サ、ルモノアリ仍テ政府ハ既ニ司法保護法案ノ衆議院通過三度ニ及フ事實ニ鑑ミ速ニ之ヲ法制化シ以テ所期ノ效果ヲ收メラレムコトヲ要望ス

(附帶決議)

尙繼續實行委員トシテハ左ノ諸氏ニ囑託セラレ、ヤウ參考迄ニ希望者ヲ申達スルコト

穂積重遠	大久保利武	田子一民
鷗澤聰明	丸山鶴吉	松井茂
松田竹千代	前田利定	有馬頼寧
安藤正純	向山庄太郎	鈴木慶四郎
木場貞長	大谷尊由	宮田光雄
本田政樹	川村竹治	濱尾四郎
沼田嘉一郎	小林銜	上田孝吉
手代木隆吉	一松定吉	清瀬一郎
伊禮肇	河井鹿一	平松市藏
牧野英一	下村宏	岡崎潔治
正力松太郎	香川又二郎	岩崎潔治

部會ニ於テ上ノ通り委員會ノ決議ヲ報告シ滿場異議ナクコレヲ可決ス
ロ、少年保護ニ關スル事項
2、全國ニ少年審判所並ニ矯正院ヲ設置スルノ件

富山縣ヲ除ク(出席者ナシ)提案者ヨリ説明ノ後熱心ナル討論行ハレ滿場之ヲ要望スルノ聲ニ滿チ遂ニ左記ノ通り九名ノ委員ニ附託

千葉縣	安田龜一
福岡縣	徳永誠
福井縣	中林性本
愛知縣	淺野作治郎
靜岡縣	佐竹準
廣島縣	本林勝之助
岡山縣	藤田道貫
神奈川縣	三野三郎
北海道	助川貞利

委員會決議

第八回全國社會事業大會ハ全國ニ少年審判所並ニ矯正院ヲ速ニ設置セラルル様其筋ニ建議シ尙權威アル繼續委員ヲ設ケ之カ實現方ニ付努力セラレンコトヲ望ム

少年審判所並ニ矯正院設置方ニ關スル件建議

政府ハ速ニ少年審判所並ニ矯正院ヲ全國ニ設置セラレシムコトヲ要ス
右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 吾

司法大臣 小 原 直 殿

理 由

現下ノ社會情勢ニ鑑ミ少年法ニヨル保護處分ハ極メテ緊要ナルニモ不
拘現ニ之ヲ實施セラルル地域ハ僅ニ三府五縣ニ過キス等シク全國ノ少
年ニシテ此ノ愛ノ法律ノ恩惠ニ浴シ能ハサル者ノ多キヲ見ルハ誠ニ遺
憾ノ極ナリ而モ少年ノ犯罪件數ハ日ニ月ニソノ數ヲ增加シ一刻ト雖モ
之ヲ等閑ニ附スル能ハサル實狀ニアリサレハ速ニ此ノ施設ヲ充實シ以
テ完壁ヲ期スルノ要アリト認ム

右決議ハ助川委員長代理ヨリ報告セラレ異議ナク可決確定

3、少年保護施設ニ鑑別機關ヲ特設スルノ件

東京府 錦 華 學 院

提案者説明ノ後交々意見開陳アリタルガ大様左ノ如キ意見聴取ニ
止メタリ

一、少年審判所並ニ矯正院ニ於テハ既ニ鑑別機關ヲ設ケ適切ナル

保護教養ヲ加ヘラレツツアルモ現下ノ狀況ハ尙不十分ノ點ア

ルニ付此際専門家ノ増員設備擴充ヲ圖ラルルヤウ當局ニ要望

スルコト

二、少年保護團體ニ於テモ適當ノ審査鑑別機關ヲ設クルノ要アリ

4、少年保護施設ニ對スル租稅免除ニ關スル件

東京府 錦 華 學 院

提案理由ノ説明ニ次ギ會員ヨリ意見ヲ述ベタルモ本案ノ趣旨ヲ達
成スルニハ其筋ニ建議スルノ必要アリトナシ委員ヲ擧ゲラレタキ
希望アリ仍テ五名ノ委員ニ附託トナル

委 員

神奈川縣 坪 井 俊 彦

東京府 土 田 行 學

同 横 井 武 二

三重縣 佐 々 木 毅

京都府 小 山 乙 若 丸

委員會決議

本案ハ緊要適切ナル事項ト認メ左ノ如ク其ノ筋ニ建議スルノ要アリト
認ム

少年法一部改正ニ關スル件建議

少年法中ニ「司法大臣ノ認可ヲ受ケタル少年保護施設ノ用ニ供スル土
地建物ニ對シテハ公租公課ヲ免除ス」ノ一條ヲ加ヘラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 吾

司法大臣 小 原 直 殿

理 由

少年教護法第二十一條ニハ「第七條ノ規定ニヨリ認可ヲ受ケタル少年
教護院ノ用ニ供スル土地建物ニ對シテハ地方稅ヲ課セス」ト規定シア
ルヲ以テ少年法ニ於ケル少年保護團體ニ對シテモ免稅ノ取扱ヲ受クル

ヤウ少年法中ニ前記一條ヲ加ヘラレムコトヲ望ム
右決議ハ部會ニ於テ坪井委員長ヨリ報告セラレ委員長報告ノ通可決確
定サル

ハ、司法保護事業一般ニ關スル事項

5、思想犯釋放者ノ保護ニ關スル件

大阪府聯合保護會

兵庫縣神戸善照會

長野縣社會事業協會

提案三會ヨリ夫々理由ノ説明アリ熱心ニ意見ノ開陳アリ重要議題
ナリトノ見地ヨリ九名ノ委員ニ附記サル

委 員 東京府 藤 井 惠 照

同 加 藤 專 精

兵庫縣 戶 上 訓 禮

大阪府 日 下 智 性

長野縣 戶 谷 憲 量

福岡縣 能 富 祐 昭

島根縣 安 井 大 學

京都府 江 澤 默 童

秋田縣 明 石 芳 倫

委員會決議

思想犯轉向者ノ保護ニ付テハ可成特殊機關ノ設置ヲ可トスルモ止ムヲ
得サル場合ハ各地ノ聯合會ニ思想部ヲ設ケ保護上ノ研究並ニ指導ニ任
ジ一般保護會ハ此等ト相協力シテ其ノ善導ニ助力スルヲ適當ト認ム
右決議ハ部會ニ於テ藤井委員長ヨリ報告セラレ委員長報告通可決確定

サ

6、司法保護事業ノ普及徹底方策如何

京 都 府

廣島縣社會事業協會

提案者ヨリ夫々理由ニツキ説明アリ本案ハ事業達成ノ根本問題ナ
ルヲ以テ相當討論サレ或ハ保護思想ノ普及ヲ圖ル方法ヲ説キ或ハ
理解アル工場主ヲ得テ釋放者ノ社會復帰ニ努メツ、アル實情ヲ述
ベ又ハ各種社會事業施設トノ連絡提携方ニ付キ意見ノ開陳アリタ
ルモ決議スル性質ノモノニアラザルヲ以テ意見ノ聴取ニ止ム

7、各府縣廳ト司法保護事業トノ連絡ニ關スル件

京 都 府

佐賀縣社會事業協會

提案者ヨリ實情ヲ以テ提案ノ理由ヲ説明シタル後各府縣ノ實際ヲ
報告セラレタルトコロ連絡上遺憾ナキ府縣モ多々アルヲ以テ今後
ハ各府縣ニ於テ適宜工作シテ事業ノ達成ヲ期スルヤウ取計フコト
ニ決ス

8、假釋放者ノ行狀職業及生活狀況ニ關スル調査通報(假出獄取締細
則第十四條)ハ保護團體ヨリナサシムルヤウ改正ノ件

本案ハ現ニ司法保護團體ニ於テ痛感セル問題ナルヲ以テ實驗ニ基キ討
議スルモノ不尠仍テ趣旨ヲ達成スル爲其筋ニ建議スルコトニ決シ文案
ハ議長一任トナル仍テ議長ニ於テ作成セル左ノ案ヲ朗讀シコレ又可決
サル

假出獄者取締細則一部改正ニ關スル件建議

假出獄者取締細則第十四條ニ規定スル調査通報ハ司法保護團體ヨリナ

サシムルヤウ改正セラレムコトヲ望ム
右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

司法大臣 小原直殿

理由

假出獄後ノ生活狀態並ニ行狀調査ハ住居ノ地ヲ管轄スル警察官署ヨリ
通報セシムルコト、ナリ居レルモ寧ロ當時彼等ニ接近シテ其表裏ヲ知
悉スル司法保護團體ニ於テ調査スルヲ至當トスルヲ以テ司法團體ヨリ
調査通報スルヤウ同規則ヲ改正スルノ要アリト認ム
9、法人組織ノ司法保護團體ヲ憲章條例ノ内規第二條ニ該當スル公益
團體ニ認定セラル、ヤウ其筋ニ建議ノ件

福井縣

提案者ヨリ理由ノ説明アリコレニツキ司法保護事業ノ本質並ニ事
業家ノ態度ヨリカ、ル要望ヲナスヲ好マズトナシ反對意見ノ開陳
アリタルモ亦本案通り建議スベシトノ説モ不撓採決ノ結果後者多
數ナリシヲ以テ其筋ニ建議スルコトニ決シ文案ハ議長ニ一任仍テ
議長ヨリ草案ヲ示シ滿場之ヲ承認ス但シ單ニ司法保護事業團體ニ
限ラス法人組織ノ社會事業團體ニ均霑スルヤウ字句ノ修正ヲナス

憲章條例内規第二條ヲ法人組織ノ社會事業團體ニ
適用方ニ關スル件建議

法人組織ノ社會事業團體ヲ憲章條例ノ内規第二條ニ該當スル公共團體
ニ認定セラル、ヤウ賞勳局ニ交渉セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

司法大臣 小原直殿

內務大臣 後藤文夫殿

理由

現ニ内規第二條ニ該當スル公益團體トシテ認定セラレタルモノハ少數
團體ニ限ラレアルヲ以テ此際基礎確實ナル法人組織ノ團體ヲ同規定ニ
該當スル公益團體トシテ認定セラル、ヤウ賞省ニ於テ賞勳局ト交渉セ
ラレムコトヲ切望スル次第ナリ
10、釋放者ノ生活ニ支障ヲ來スベキ各省ノ法令ヲ緩和セラレタキ件

大阪府聯合保護會

法案ハ先ニ第六回全國社會事業大會ノ決議ニ基キ特別ニ設置セラレタ
ル釋放者保護調査會ニ於テ審議ノ結果各省法令中ノ差別法規ヲ調査シ
コレニ基キ各省大臣並ニ貴衆兩院議長ニ建議シ其ノ撤廢又ハ緩和ノ方
策ヲ講ジタルモ爾來十數年ヲ經タル今日尙差別法規ハ寧ロ増加シタル
實情ナルヲ以テ各員熱心ニ討議シ左ノ通り決議ス
權威アル繼續實行委員ヲ設置シ本案ノ趣旨ヲ達成セラル、ヤウ中
央社會事業協會ニ於テ盡力セラレンコトヲ望ム

大阪府聯合保護會

11、公私立職業紹介所ニ對シ刑餘者ノ就業方ニ付尙一段ノ考慮ヲ煩シ
度キ件
本案ハ事業家トシテ切實ナル問題ナリ提案者ニ於テ理由説明ノ後職業

文部大臣 松田源治殿

理由

近時我國ニ於ケル犯罪ノ趨勢ヲ考察スルニ少年法保護法ニ依リ保護ヲ
要スル幼少年及一般犯罪者ハ年ト共ニ激増スル現象ニアリ就中次ノ時
代ニ於ケル國家ノ運命ヲ左右スル青少年ノ不良化ハ實ニ斷腸ノ憶ヒア
ラシムル一大不祥事ト云ハサルヘカラス今之レカ原因ヲ所謂生物學的
(遺傳學、優生學、精神病學)見地ヨリ看ル者ハ主トシテ之レヲ素質ニ歸
シ之レニ反シテ教育學、社會學的視野ヨリ眺ムル者ハ社會的環境ナリ
ト斷シテ兩者互ニ論議アリ固ヨリ素質、環境ハ各獨立シテ犯罪ノ原因
ト爲スコトハ極メテ少ク二者相倚リ相助ケテ青少年ヲ不良化スルハ論
ナキモ之レカ具體的研究ニ關シテハ徒ラニ歐米ノ輸入學說ヲ基礎トシ
テ論シ我カ國民ヲ對象トスル一定ノ論斷ナキハ遺憾トスルコトコトナリ
若シ不良化及犯罪ノ原因ノ重點カ果シテ素質遺傳ニ存スルモノトセハ
優生學的見地ヨリ歐米ニ於テ採用セル諸種法ヲ應用シテ我民族衛生學
界ノ啓蒙運動ヲ援助スルモノ可ナラン要スルニ其ノ何レヲ問ハス之レニ
關スル實際的調査機關ヲ設置スルコトハ刻下ノ一大急務ナリト信ス當
該機關組織ニ就テハ刑務所、矯正院、教護院及少年保護團體並ニ多數
ノ學者、實際家ヲ網羅シテ之レカ實際的調査研究ニ從事セシメ以テ我
民族ノ精神衛生ニ關スル國策ヲ定ムルヲ必要トスルハ論ヲ俟タス之レ
カ爲メニハ政府ハ內務、文部、司法三省ノ協同的勞作ノ下ニ世界ニ誇
ルヘキ我邦獨自ノ一大研究調査機關ヲ速ニ設立スルコト緊要ナリト認

東京府日本少年指導會

各員意見交換ノ後五名ノ委員ニ附託サル

委員 東京府 橋本勝太郎

同 大月義平二

神奈川縣 内山利平

宮城縣 月輪時雄

京都府 河邊賢雄

委員會決議

本委員會ハ第十二號議案ヲ現下ノ情勢ニ鑑ミ最モ適切ナルモノト認ニ
仍テ全國社會事業大會ノ名ニ於テ其ノ筋ニ建議セラレンコトヲ望ム

犯罪者ニ關スル國立研究調査機關設置ノ件建議

政府ハ速ニ國民精神衛生ノ見地ヨリ犯罪者ニ關スル國立研究調査機關
ヲ設置セラレムコトヲ要望ス
右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

司法大臣 小原直殿

內務大臣 後藤文夫殿

第七部會概況並に決議事項

概況

第八回全國社會事業大會第七部會（軍事扶助關係）は、昭和十年十月二十四、五日の兩日、芝公園内日本赤十字社博物館に於て開かれた。

二十四日、午前九時三十分、三井部長議長席につき（途中植村副部長と交替）議長挨拶について、先づ綜合委員會に送るべき委員二名（埼玉岡部鍋郎氏、東京千葉紹映氏）を選定した。續いて陸海軍省諮問事項について坂井幹事より説明があり、之に對し、質問應答があつた後、十二名の委員に審議を附託した。

次いで協議事項に移り、議題六項中三項は正午までに討議せられたが、その中二項は否決となつた。

午後一時再開、残りの三項について協議を進めたが、遂に協議事項一項より六項までを十一名の委員に附託と決定し、午後二時、第一日の協議を終つた。



第七部會協議狀況

終了と同時に、二十五日の豫定を變更して、部會講演をなすこととなり、小杉武司閣下の『軍事扶助の實情に就て』と題する講演があつた。

二十五日午前九時より委員會を開き、第一委員會は、陸海軍省諮問事項について、第二委員會は、協議事項全般について、夫々別室に於て協議を重ねた。

午後二時、部會總會を開會、各委員會報告の前に、陸軍省を代表して陸軍省人事局恩賞課長、海軍省を代表して海軍省人事局第二課長より各々出席者に對し、感謝の言葉が述べられた。

午後三時に至り、漸く第一、第二委員會の審議が終り、これを報告、二、三の質問の後、滿場一致異議なく可決決定した。

續いて、本部會に終始一貫して叫ばれて來た第七部會出席者不振に對する對策の問題が、遂に第七部會の概要報告として決議された。

第七部會役員氏名

部長 三井清一郎
副部長 植村茂夫

同	幹事	小杉武司
同	同	三浦精翁
同	同	久重一郎
同	同	坂井武
同	同	三井矢作
同	同	橋爪平兵衛
同	同	小川元保
同	書記	土橋吉明

第七部會第一委員會氏名

諮問事項に關する特別委員

委員長

推薦協議員 仙波安藝

京都	栗田治之助
神奈川	深澤知加夫
新潟	成瀬玄周
埼玉	岡部鍋郎
千葉	渡邊正義
静岡	外山良造
長野	小林幸雄
山形	村田敏雄
富山	油谷龜次郎
和歌山	貝尻良雄
佐賀	木村源吾

第七部會第二委員會名

協議事項に關する特別委員

東京	大竹	信治
同	五十嵐	幸雄
同	中村	敬介
同	石原	謙治
同	安井	正吾
三重	渡邊	増太郎
愛知	菅谷	哲山
宮城	額田	駿
岩手	久保	源太郎
廣島	川本	嘉一
津	太	鈴木
委員長	清	

決議事項

第八回全國社會事業大會ニ於ケル陸海軍省ノ諮問事項

二對スル答申案

一、傷痍軍人及軍人遺家族並除隊軍人ノ職業輔導
授産振興ノ件
一、政府ハ職業ニ關スル指導機關ヲ特設スルト共ニ各府縣ニ之ガ專任官ヲ置キ官公衛方面ノ履修、既設職業輔導授産施設ノ利用及製産品ノ處理低利金融通等ニ關スル指導ト優先的便宜ヲ與フル方法ヲ講ズルコト

二、社會事業團體ハ右ノ施設ニ連繫協力之レガ效果發揚ヲ期ス
三、除隊者ノ失業防止ニ就テハ入營者職業保障法ノ實效ヲ收ムル施設ヲ講ズルト共ニ官民協力一體トナリ組織的ニ斡旋ニ努ムルコト

二、軍事扶助事業ノ徹底ノ件

一、軍事扶助施設ノ機構ニ關スル現況ニ其根本ノ研究ヲ民間ニ於テモ進ンデ實施スルコト就中社會事業團體(家)ハ公私施設ノ擴充ニ努力スルコト

二、(イ)要軍事扶助者ニ對スル關心ヲ一層深カラシメ是等ノ者ノ發見ニ努ムルト共ニ其ノ家庭ノ情況ニ留意シ報恩感謝ノ念ヨリ生ズル扶助ヲ積極的ニ實施スルコト
(ロ)軍事扶助團體、社會事業團體(家)等ニ要軍事扶助者ノ調査ヲ委囑シ且軍事扶助思想ノ普及徹底ニ積極的努力ヲ要望スルコト

三、社會事業ノ施設ニ於テハ常ニ要軍事扶助者ヲ優先的ニ待遇スルコト

四、社會事業團體ハ軍事扶助地方委員會ト緊密ナル連絡ヲ保持スルコト

三、隣保扶助徹底ノ件

一、我國兵制ノ本義ニ鑑ミ要軍事扶助者ニ對スル扶助ハ假令物質ヲ以テスル場合ト雖モ、敬意、報恩、感謝ノ精神ヲ以テスベキモノナラコトヲ一層徹底セシムルコト

二、國、地方、又ハ公私ノ施設ニヨル扶助ハ多クハ物質的保護ヲ主トスルモ精神的方面ハ我國古來ノ美風タル隣保扶助ニ俟タザルベカラズ之ガ爲メ市町村又ハ之以下ヲ單位トスル扶助制ノ完成ハ極メ

テ必要ナリトス依テ温キ隣保厚誼ニヨル扶助施設トシテ市町村ニ於ケル種ノ種團體ヲ獎勵指導シ以テ不斷ノ保護ヲ加ヘ軍人ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルコト

隣保相扶ノ種目ヲ列記スレバ概ネ左ノ如シ

- 1、勞力扶助
- 2、看護人、附添人ノ斡旋
- 3、助産ニ關スル斡旋
- 4、就職斡旋
- 5、營業ノ保護、斡旋、指導
- 6、原料品、商品ノ仕入ノ斡旋
- 7、製品販賣ノ斡旋
- 8、得意先ノ維持、開拓
- 9、切手、煙草等ノ販賣ノ優先權享有ノ援助
- 10、慰問
- 11、弔問
- 12、恩給又ハ賜金ノ請求及受領手續ノ斡旋、受領後ノ保護
- 13、家計、配偶者其ノ他戶籍ニ關スル斡旋、援助
- 14、地方稅ノ減免並就學子弟ノ授業料免除ノ斡旋
- 15、人事相談
- 16、軍事救護法其ノ他公私施設ノ扶助斡旋
- 17、善導保護
- 18、隣保の厚誼ヲ以テスル贈與

四、不正軍事救護團體ノ取締ニ關スル件
一、傷痍軍人、軍人遺家族ヲ對象トスル救護團體ニ對シテハ關係官廳

ノ監督ヲ嚴重ニシテ特ニ財物募集願出ニ對シテハ内容ノ調査、監督ヲ徹底スルコト

二、不正ナル救護團體ニ對シテハ速ニ官憲ニ於テ嚴重ナル調査ヲ行ヒ要スレバ解散セシムルコト

五、結核ニ罹リ除役セラル、軍人ニ對スル對策ノ件

一、政府ハ此種患者ヲ救療スル爲メ特ニ病院又ハ療養所ヲ設クルコト

二、政府ハ除役ニ際シ適當額ノ療養費ヲ支給スルコト

三、政府ハ此種患者ニ對シテハ軍事救護法適用ノ途ヲ講ズルコト

四、公私施設ニ依ル療養所(暗風莊ノ如キモノヲ)普及發達セシムルコト

五、公益法人ノ經營スル病院、療養所ハ勿論官公私立病院、療養所ハ特定ノ料金又ハ無料ヲ以テ之等患者ヲ診療スルコト

六、軍事扶助團體、社會事業團體ハ前號ノ診療費ノ全部又ハ一部ヲ扶助スルコト

七、此種患者ニ對シテハ隣保の慰藉ニ努ムルコト

第七部會協議事項

一、軍事救護法トアルヲ軍事扶助法ト改メラル、様其ノ筋へ建議ノ件
(委員會決定)

「軍事救護法」ノ名稱ハ之ヲ「軍事扶助法」ト改メ規定中「救護」トアル用語ニシテ名稱ノ改正ニ相應ハシカラサルモノニ付テハ適當ニ之ヲ改正セラル、採關係大臣ニ建議スルコト

軍事救護法名稱改正ニ關スル件建議

「軍事救護法」ノ名稱ハ之ヲ「軍事扶助法」ト改メ規定中「救護」トア

ル用語ニシテ名稱ノ改正ニ相應ハシカラサルモノニ付テハ適當ニ之ヲ改正セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

內務大臣 後藤文夫殿

理由

軍事救護法ハ救護法ト同シク「救護」ノ字句ヲ用フル爲一般世人ヲシテ救護法ニ依ル被救護者ト同一視セラル、虞レアリ且貧困ニシテ生活スルコト能ハサル要救護者ヲシテ救護ヲ受クルコトヲ愧ツルノ思想ヲ懷カシムルノ虞レアリテ適當ナラサルモノト認ムルニ因ル

右建議ハ中央社會事業協會ニ之ヲ一任ス

二、軍事救護法中戸籍上ノ手續未了ナル爲私生兒タルモノ及内縁ノ妻

モ同法第三條第一號第四條第一號ニ依リ救護スルノ途ヲ講セラレ

三、下士官兵又ハ傷病兵ノ世帯ニ在ル者ニ對スル軍事救護ノ件

(委員會決定)

深澤セズ

理由

私生兒及内縁ノ妻等ハ戸籍上ノ手續了スルニ於テハ軍事救護法ニ依リ救護セラルルコトト爲リ且現行法制上之等ノ者ヲ本法ニ依リテ救護スルハ適當ナラサルモノト認メラルルニ因リ本件ハ其ノ儘之ヲ採擇シ難シト思料スルモ之等戸籍上ノ手續未了ナル者ニ付

テハ入營、應召前ニ於テ方面委員、市區町村長、軍事扶助團體等ニ於テ極力之ガ手續ノ履行ヲ斡旋シ被救護資格ヲ取得セシムル様努力シ且手續未了期間及手續不可能ナル者等ニ對シテハ軍事扶助團體等ニ於テ軍事救護法ト同程度ノ扶助ヲ爲スヲ必要ナリト認ム

四、平時ニ於テ公務ノ爲死亡若クハ傷病ヲ受ケタル軍人ノ待遇向上ニ關スル建議ノ件

(委員會決定)

平時ニ於テ公務ノ爲死亡若クハ傷病ヲ受ケタル軍人及其ノ遺族ニ對スル待遇ハ戰時ニ於テ死亡若クハ傷病ヲ受ケタルモノニ比シ甚

タ低キヲ以テ之カ向上ノ途ヲ講スル様關係大臣ニ建議スルコト

平時公務ノ爲死亡又ハ傷病ヲ受ケタル軍人ノ

待遇向上ニ關スル建議

平時ニ於テ公務ノ爲死亡若クハ傷病ヲ受ケタル軍人及其ノ遺族ニ對スル待遇ヲ戰時ニ於ケル待遇ニ近キ程度迄向上セシメラレムコトヲ望

ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

陸軍大臣 川島義之殿

海軍大臣 大角岑生殿

理由

平時ニ於テ公務ノ爲死亡若クハ傷病ヲ受ケタル軍人ノ國家ヨリ受クル待遇

(補償)カ戦死若クハ戦傷軍人ノ待遇ニ比シ著シク低率ナリ固ヨリ平戰ノ待遇ニ差アルハ事情ノ然ラシムルトコロナルヘシト雖モ遺族ノ立場ヨリ見ルトキハ其蒙ル直接間接ノ精神的物質的苦痛ハ二者選ムトコロナク又之ニ依リテ君國ニ奉スル點ニ於テモ差異アルトコロナシト認メラルル然ルニ現在兩者ノ受クル待遇ニ關シテハ格段ノ差アルハ遺憾トスルトコロナリ

而シテ航空機ニ因ル損害ニ付テハ特例ヲ設ケテ之カ補償ヲ爲サレツ、アリ之蓋シ其危險性多キニ鑑ミ當然ノ措置ナルヘキモ偶々危險率ニ於テ低位ニアル他ノ一般軍人中ノ該當者ニ就テ之ヲ見ル時ハ前述ノ戰時ニ比較スルト全ク同一ノ歸結トナルヤ明ナリ如上ノ理由ニ依リ平時ニ於テ本件該當者ノ待遇ヲ改正シテ戰時ニ於ケル待遇ニ近キ程度迄之ヲ向上セラレ國軍ノ奉公心ヲ益々發揚セシメラルコトヲ切望スルニ由ル

右建議ハ中央社會事業協會ニ一任ス

五、軍事扶助事業中生活扶助ニ關スル統制ノ件

(委員會決定)

軍事扶助事業中生活扶助ニ關シテハ之カ實行上特ニ具體的統制ヲ圖ルノ要アリト認ム依テ軍事扶助中央委員會ハ之カ統制ニ付一層其ノ徹底ニ努メラルルコト

六、軍事扶助事業ニ對スル一般認識ヲ向上セシムル方案ニ關スル件

(委員會決定)

本件ハ軍事扶助事業ニ對スル一般認識ヲ向上セシムル方案ニ付廣ク參會者ノ意見ヲ承知セントスル提案趣旨ニシテ其ノ必要アリト認ムルニ依リ參會者ハ右ニ關スル意見ヲ昭和十年中ニ中央社會事業協會ニ提出シ協會ハ取經メ適當ナル方法(機關雜誌等)ニテ發表セラレルコト

第七部會決議

第八回全國社會事業大會ニ於ケル第七部會(軍事扶助關係)參列者ハ大會參列者二千數百名中僅ニ四十五名(内出席府縣一八)ニ過ギズ軍事扶助事業ノ重要性ニ鑑ミ今後大會若クハ專門部會開催ニ際シテハ少クトモ各府縣代表一名以上ヲ出席セシメラルル様希望ス

第八部會概況並に決議事項

概況

第八回全國社會事業大會第八部會（社會事業の行政、聯絡、助成並に他部に屬せざる事項）は、昭和十年十月二十四、五の兩日、日比谷公園内市政講堂に於て開かれた。

午前十時五十分開會、丸山部長議長席につき、議長挨拶の後綜合委員會に送るべき委員二名を選定した。大阪府藤田進一郎氏、東京市安藤文司氏。

次いで、内務大臣諮問事項を上程し、社會局保護課長持永義夫氏、これが説明をなし、大阪府濱田光雄氏、富山縣蒲生恭養氏、山梨縣武井元右衛門氏、秋田縣櫻庭文藏氏、愛知縣加藤政之助氏等より意見の發表あり、委員附託となつた。

續いて協議事項の審議に移り、議案第一社會事業分類體系の確立に關する件につき、東京府金照明氏より提案理由の説明あり、これは、原案通り中央社會事業協會を中心に朝野の識者を網羅する研究委員會を設置する様大會主催者に要望す



第八部會協議狀況

ることに決定した。

議案第二社會事業統制に關する件については、東京府三輪政一氏、岡山縣横山憲勝氏等より説明乃至意見の發表があつたが、結局これは議案第六、第七、第八及び第十二と一括、その節審議を行ふこととし、午後〇時十五分休憩した。

午後一時五分再開、上山副部長議長となり、午前中に決定の通り議案第二、第六、第七、第八及び第十二を一括議題に供し、夫々について提案理由の説明、意見の發表の後、委員附託と決定した。

第三議案は否決。

續いて、議案番號順に夫々審議を重ね、結局右議案第二、第六、第七、第八、第十二を第一委員會に、議案第十、第十四、第十五を第二委員會に附託し、協議題中建議することに決定せるものについてはその建議文案作成方を幹事に依頼して、午後四時五十分散會した。

二十五日午後一時三十分開會、幹事作成の建議文案を二三の修正をもつて原案通り可決決定、更に諮問事項に關する特別委員會、第一、第二委員會の報告あり、滿場一致これを可決した。

最後に、第三號議案につき再審議の希望あり、議長はこれを許して上程したが、これは繼續委員會に於て慎重審議のことに決定し、午後三時三十分閉會した。

- (一) 建議又ハ陳情ト決定セルモノ 十一（第五、第九、第十一、第十三、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二ノ各號）
- (二) 繼續委員會設置ト決定セルモノ 九（第一、第二、第三、第六、第七、第八、第十二、第十四、第十五ノ各號）
- (三) 意見聴取ニ止メタルモノ 二（第四、第二十五ノ各號）
- (四) 其ノ他ノモノ 五（第十、第二十三、第二十四、第二十六、第二十七ノ各號）

因に、本部會に於ける特別講演は、二十五日午前九時より開かれ、講師は兒童擁護協會副會長前田多門氏であつた。演題は「當面の社會問題」。

第八部會役員氏名

部長	丸山鶴吉
副部長	小關正道
同	上山善治
同	津田正夫
同	岸田
同	到

モ要ハ農村ニ於ケル助貧の施設ノ普及徹底ヲ圖ル事最モ肝要ナリトス
茲ヲ以テ農村ニ隣保相扶ノ精神ヲ基調トスル組合組織ニヨル施設ヲ講
ジ左記要綱ニヨリ之ガ徹底ヲ期スルコトヲ現下ノ社會狀態ニ鑑ミ緊要
ナリト認ム

要綱

- 一、事業ノ種類
 - (イ) 醫療及保健
 - (ロ) 母性及兒童保護
 - (ハ) 小資融通
 - (ニ) 生活改善
 - (ホ) 救護ソノ他
- 二、運営方法
 - (イ) 村又ハ部落ノ住民ヲ以テ隣保事業組合ノ如キ農村社會事業組
合ヲ的トスル施設ヲ設立スルコト
 - (ロ) 組合ノ役員ハ村長又ハ區長ヲ中心トシ各種團體ノ代表者又ハ
各種委員ヲ網羅スルコト
 - (ハ) 之ニ要スル經費ハ原則トシテ組合ノ提出並寄附金ヲ以テシ國
道府縣及町村等之ニ對シ補助ヲ爲スコト

附帶決議
農村社會事業經營ニ最モ重要ナル點ハ之ガ中心トナルベキ人物タル
ヲ以テ國ハ之ガ養成ニ關シ特ニ意ヲ用フルト共ニ本計畫實施ニ當リ
テハ不斷ノ誘掖指導ノ方法ヲ講ゼラレ度

第八部會協議事項

第一號議案 社會事業分類體系ノ確立ニ關スル件

社會事業分類體系ノ統一改正ノ必要ヲ認メ之ニ關シ、財團法人中央社
會事業協會ヲ中心トシ朝野ノ識者ヲ網羅スル研究委員會ヲ設置スル様
本大會主催者ニ要望ノ旨決定ス

第二號議案(後記)
第三號議案 社會事業聯絡統制機關ノ確立強化ニ關スル件
社會事業聯絡統制機關ノ確立強化ヲ滿場一致必要ト認メ、其ノ具體策
ニ就テハ慎重討究ヲ要スル爲メ繼續委員會ノ設置ヲ中央社會事業協會ニ
要望スルコトニ決定ス

第四號議案 都市農村ノ聯絡協調ニ關スル社會事業ノ役割如何
都市農村ノ聯絡協調ニ關スル社會事業ノ役割ニ關シ提案者ヨリ意見發
表ヲ全出席者ニ希望シタルモ、發表者ナキ爲、後日、右ニ關スル意見
アル者ハ直接東京市宛ニ申送ルコト、決定ス

第五號議案 中央ニ社會省ノ設置府縣ニ社會部ノ設置ヲ要望スル件
本議案ハ時代ノ要求ニ鑑ミ中央ニ社會省、地方ニ社會部ヲ設置セラレ
ムコトヲ其ノ筋ニ建議スルコトニ決定

中央ニ社會省、地方ニ社會部設置方ニ關スル建議
現下ノ社會情勢ハ國民生活ヲ極度ニ脅カシ生存ノ不安、窮迫ノ慘狀愈
々深刻ノ度ヲ加ヘツ、アリ之カ救済改善ヲ圖ランカ爲ニハ各種社會事
業ノ振興刷新ニ俟タサルヘカラス而シテ社會事業ノ圓滑ナル發達ハ統
制アル有機的機構ノ確立ニヨツテ其目的ヲ達成スルコトヲ得ヘシ然ル
ニ現下ノ社會事業行政、勞働行政、司法保護制度其他斯業ニ關スル行
政ノ現狀ハ常ニ關係官署ニ分割セラル、結果其機能ヲ發揮スルニ非常
ナル支障ヲ伴ヒツ、アリ茲ヲ以テ政府ハ速ニ中央ニ社會省ヲ地方ニ社
會部ヲ設置シ統制アル社會事業行政ノ體系ヲ確立シ以テ充實セル國策

遂行ノ徹底ヲ圖ラレムコトヲ望ム
右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

内閣總理大臣 岡田啓介殿

内務大臣 後藤文夫殿

- 第二號議案 社會事業統制法制定ノ件
- 第六號議案 社會事業助成獎勵方針確立方其ノ筋ニ要望スルノ件
- 第七號議案 社會事業助成法規ノ制定ニ關スル件
- 第八號議案 私設社會事業團體助成監督ニ關スル法令制定ノ件
- 第十二號議案 社會事業施設ニ對スル租稅免除ニ關スル件
- 右五議題ハ一括シテ(第一委員會ニ附託ノ上) 研究審議ノ結果中央社
會事業協會ニ於テ全日本私設社會事業聯盟ト協議ノ上繼續委員會ヲ組
織シテ其ノ實行計畫ノ研究ヲ委託シ特ニ社會事業助成獎勵方針確立方
ヲ其ノ筋ニ建議スルコトニ決定ス

社會事業助成獎勵方要望ニ關スル建議

私設社會事業團體ノ現狀ハ要救護者ノ急激ナル増加ト共ニ之カ内容ノ
整備充實ノ必要ニ迫ラレツ、アルモ財力之ニ伴ハス充分ナル發展ヲ見
ルニ至ラサルハ誠ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ仍テ政府ニ於テハ速ニ之カ
助成獎勵方針ヲ確立シ以テ健全ナル社會事業ノ振興ヲ期セラレムコト
ヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

内務大臣 後藤文夫殿

第九號議案 農山漁村ニ於ケル社會事業施設ノ發達ヲ促ス様特別ノ方
策ヲ講ゼラレム事ヲ其ノ筋ニ建議スルノ件
本議案ニ關シテハ左記ニ依リ内務大臣ニ建議スルコトニ決定

農山漁村社會事業振興ニ關スル建議
最近社會情勢ノ急迫ニ伴ヒ農山漁村ノ疲弊ハ一層深刻ノ度ヲ加ヘツ、
アリ然ルニ各種社會施設ハ動モスレハ都市ニ厚クシテ農山漁村ニ極メ
テ薄キ憾アリ之カ振興ハ焦眉ノ急ナリト思料セラル依テ資源ニ乏シキ
該地方ニ特ニ助成ノ方途ヲ講セラレ以テ個々ノ實情ニ合致セル有效適
切ナル施設ノ整備ヲ計ラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

内務大臣 後藤文夫殿

農林大臣 山崎達之輔殿

第十號議案 住友合資會社助成金繼續交付方要望ノ件
本案ハ提案者ノ意志ニ依リ撤回ス
(但シ本案ノ主旨ハ第十四號議案ノ決議中)
(ニ充分包含セシムルコトノ申合セラレ爲ス)

第十一號議案 災害地社會事業團體ニ對シ特別助成方其ノ筋ニ建
議スルノ件

本議案ハ左ノ如ク内務大臣へ建議スルコトヲ可決ス

災害地社會事業ニ對スル特別補助要望ニ關スル件建議

近時國內ニ於ケル非常災害ノ頻發ハ誠ニ憂慮ニ堪ヘサル事象ニシテ此カ爲メ要救護者ノ異常ナル激増ヲ招來スルニ對シ罹災地方ニ於ケル社會事業團體ハ亦甚大ナル被害ニ因リ其活動ノ徹底ヲ期シ難キ事情ヲ伴ヒツ、アリ依テ政府ニ於テハ災害地方ノ社會事業團體ニ對シテ特別助成ノ方途ヲ講セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎吾

内務大臣 後藤 文夫殿

大藏大臣 高橋 是清殿

第十二號議案(前記)

第十三號議案 外地ニ於ケル社會事業助成ニ關スル件

本議案ハ左記文案ニ依リ各助成機關ニ對シ陳情スルコトニ決定ス

外地ニ於ケル社會事業助成方要望ニ關スル陳情

内地ニ於テハ各種強力ナル助成機關設立セラレ全面的ニ助成援助セラレツ、アリ夫等ノ助成機關ニハ既ニ外地社會事業ニ對シ内地同様援助セラレ居ルモノアレトモ未ダ全面的ノ惠澤到ラサルノ實情ニアリ今後ハ出來得ル限り外地ニ於ケル社會事業ヲシテ内地ト相等シクソノ振興ヲ計リ之ヲ指導助成セラレムコトヲ希望ス

右及陳情候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎吾

- 慶福會 殿
- 三井報恩會 殿
- 森村豐明會 殿
- 原田積善會 殿
- 服部報公會 殿

第十四號議案 社會事業恒久財源確立ノ件

本案ハ(第十五號議案ト一括シ第二委員會ニ附託)慎重審議ノ結果左ノ如ク決議ス

決議

現下ニ於ケル社會事業ハ其ノ運営資金調達ノ爲稀有ノ困難ニ陥リツ、アル實狀ニ鑑ミ全力ヲ舉ケテ以テ財政難打開ノ血路ヲ見出ササル可カラサルコトヲ認メ之カ財源トシテ郵便貯金法並ニ簡易保險法ヲ改正シ其ノ留置金、配達不能ノ金品、及簡易生命保險掛捨金及鐵道遺留失金品等ハ從來運動ヲ繼續中ノ主動體ニ委ネ、之ヲ社會事業恒久財源トスルコトハ最モ適當ナリトスルヲ以テ其ノ實現ヲ政府ニ建議スルコトトシ地方財政交付金、特別稅設定、財界有力者ノ寄附其他ノ財源ニ付テハ第八回全國社會事業大會ヲ代表スル繼續委員會ヲ設置シ研究且實行ヲ徹底セシムルコトヲ期ス

右決議ス

第十五號議案 共同儲金制度實施ノ件

本議案ハ慎重審議ノ結果左ノ如ク決議ス

決議

私營社會事業團體ノ財政難打開並ニ經營合理化ヲ計リ他方一般社會事業ノ知識ヲ普及シ國民協力ノ精神ヲ高調スルハ全國的統制ノ下ニ共同儲金制ヲ實施シソノ實現ヲ期スルニアリ、依テ其ノ實現ノ機運ヲ醸成シ諸般準備工作ヲナスコトヲ第十四號議案ノ繼續委員會ニ委囑スルコト

右決議ス

第十六號議案 簡易保險積立金貸付規定改正方要望ノ件

本議案ハ左ノ如ク選信大臣へ建議スルコトヲ可決ス

簡易保險積立金貸付規定改正方要望ニ關スル件建議

政府ハ昭和十年六月ヨリ社會事業各般ニ對スル貸付資金ノ利下ヲ斷行セラレタルモ本年六月以前貸付ヲ受ケタルモノニ對シテノ恩典無之社會事業團體ハ財政窮乏ノ裡ニ在リ此際舊債關係ノ分モ同率ニ利下ヲ斷行セラレ社會事業ノ進展ヲ圖ル爲便宜ノ途ヲ啓キ爾後ノモノト同一處置ニ出ラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎吾

選信大臣 望月 圭介殿

第十七號議案 罹災救助基金利子ノ社會事業費充當ヲ昭和十一年度以

降ニ於テモ認メラレンコトヲ其ノ筋ニ建議ノ件

本議案ハ罹災救助基金附則ノ適用ヲ充分ノ間繼續セラレンコトヲ望ム

罹災救助基金法附則適用ノ繼續方要望ニ關スル件建議

罹災救助基金法改正案ハ第六十二回帝國議會ニ提出セシ其第二十四

會長 伯爵 清浦 奎吾

- 慶福會 殿
- 三井報恩會 殿
- 森村豐明會 殿
- 原田積善會 殿
- 服部報公會 殿

第十四號議案 社會事業恒久財源確立ノ件

本案ハ(第十五號議案ト一括シ第二委員會ニ附託)慎重審議ノ結果左ノ如ク決議ス

決議

現下ニ於ケル社會事業ハ其ノ運営資金調達ノ爲稀有ノ困難ニ陥リツ、アル實狀ニ鑑ミ全力ヲ舉ケテ以テ財政難打開ノ血路ヲ見出ササル可カラサルコトヲ認メ之カ財源トシテ郵便貯金法並ニ簡易保險法ヲ改正シ其ノ留置金、配達不能ノ金品、及簡易生命保險掛捨金及鐵道遺留失金品等ハ從來運動ヲ繼續中ノ主動體ニ委ネ、之ヲ社會事業恒久財源トスルコトハ最モ適當ナリトスルヲ以テ其ノ實現ヲ政府ニ建議スルコトトシ地方財政交付金、特別稅設定、財界有力者ノ寄附其他ノ財源ニ付テハ第八回全國社會事業大會ヲ代表スル繼續委員會ヲ設置シ研究且實行ヲ徹底セシムルコトヲ期ス

右決議ス

第十五號議案 共同儲金制度實施ノ件

本議案ハ慎重審議ノ結果左ノ如ク決議ス

決議

條ニ「當分ノ内必要ナル經費ニ充ツルコトヲ得」ト修正可決セラレタルモノニシテ其基金利息ノ一部ヲ以テ窮乏セル社會事業ヲ助成シ且ツ救濟土木事業等ノ必要ナル經費ニ充テントスル趣旨ニ外ナラス然ルニ政府ハ法律ニ當分ノ内トアルヲ理由トシテ本法ノ適用ヲ昭和十一年度ニ於テ打切り議ニ第六十六回帝國議會ニ内務大臣ノ「十一年度以降ノコトニツキテハ更ニ考慮ス」トノ言明ハ遺憾ナカラ實行ノ運ヒニ至ラズ勿論ソレニハ大藏當局ノ強硬ナル反對アルヤニ懸クモ現今ノ民間社會事業ハ深刻ナル財界不況ノ影響ヲ受ケ更ニ加フルニ災害相次キ不況ノ實態ハ到底コ、數年ニシテハ好轉ノ曙光ヲ觀ルコト能ハサル實情ニ鑑ミ昭和十一年以降財界ノ常調ニ復スルマテ本法ノ適用ヲ繼續セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎吾

内務大臣 後藤 文夫殿

大藏大臣 高橋 是清殿

第十八號議案 公私設社會事業從事者ノ優遇要望ノ件

第十九號議案 方面委員優遇ニ關スル件

第二十號議案 優良方面委員會表彰ニ關スル件

右ノ三議案ハ其ノ内容近似セルヲ以テ一括議題ニ供シ審議ノ結果其ノ趣旨極メテ妥當ト認ムルモノ一面之ヲ具體的ニ強調スルハ奉仕の本質ニ鑑ミ求ムル所有ルノ誤解ヲ生ズル虞無シトセズ、依テ左案ニ依リ本大會ノ決議ヲ内務大臣ニ建議スルコトト決定

本議案ハ左ノ如ク内務大臣へ建議スルコトヲ可決ス

災害地社會事業ニ對スル特別補助要望ニ關スル件建議

近時國內ニ於ケル非常災害ノ頻發ハ誠ニ憂慮ニ堪ヘサル事象ニシテ此カ爲メ要救護者ノ異常ナル激増ヲ招來スルニ對シ罹災地方ニ於ケル社會事業團體ハ亦甚大ナル被害ニ因リ其活動ノ徹底ヲ期シ難キ事情ヲ伴ヒツ、アリ依テ政府ニ於テハ災害地方ノ社會事業團體ニ對シテ特別助成ノ方途ヲ講セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會
會長 伯爵 清浦奎吾

内務大臣 後藤文夫殿

大藏大臣 高橋是清殿

第十二號議案(前記)

外地ニ於ケル社會事業助成ニ關スル件

本議案ハ左記文案ニ依リ各助成機關ニ對シ陳情スルコトニ決定ス

外地ニ於ケル社會事業助成方要望ニ關スル陳情

内地ニ於テハ各種強力ナル助成機關設立セラレ全面的ニ助成投助セラレツ、アリ夫等ノ助成機關ニハ既ニ外地社會事業ニ對シ内地同様投助セラレ居ルモノアレトモ未タ全面的ノ惠澤ヲササルノ實情ニアリ今後ハ出來得ル限り外地ニ於ケル社會事業ヲシテ内地ト相等シクソノ振興ヲ計リ之ヲ指導助成セラレムコトヲ希望ス

右及陳情候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

- 慶福會 殿
- 三井報恩會 殿
- 森村豐明會 殿
- 原田積善會 殿
- 服部報公會 殿

第十四號議案 社會事業恒久財源確立ノ件

本案ハ(第十五號議案ト一括シ第二委員會ニ附託)慎重審議ノ結果左ノ如ク決議ス

決議

現下ニ於ケル社會事業ハ其ノ運営資金調達ノ爲稀薄ノ困難ニ陥リツ、アル實狀ニ鑑ミ全力ヲ舉ケテ以テ財政難打開ノ血路ヲ見出ササル可カラサルコトヲ認メ之カ財源トシテ郵便貯金法並ニ簡易保險法ヲ改正シ其ノ留置金、配達不能ノ金品、及簡易生命保險掛捨金及鐵道遺留失金品等ハ從來運動ヲ繼續中ノ主動體ニ委ネ、之ヲ社會事業恒久財源トスルコトハ最モ適當ナリトスルヲ以テ其ノ實現ヲ政府ニ建議スルコトトシ地方財政交付金、特別稅設定、財界有力者ノ寄附其他ノ財源ニ付テハ第八回全國社會事業大會ヲ代表スル繼續委員會ヲ設置シ研究且實行ヲ徹底セシムルコトヲ期ス

右決議ス

第十五號議案 共同贖金制度實施ノ件

本議案ハ慎重審議ノ結果左ノ如ク決議ス

決議

私營社會事業團體ノ財政難打開並ニ經營合理化ヲ計リ他方一般社會事業ノ知識ヲ普及シ國民協力ノ精神ヲ高調スルハ全國的統制ノ下ニ共同贖金制ヲ實施シソノ實現ヲ期スルニアリ、依テ其ノ實現ノ機運ヲ醸成シ諸般準備工作ヲナスコトヲ第十四號議案ノ繼續委員會ニ委囑スルコト

右決議ス

第十六號議案 簡易保險積立金貸付規定改正方要望ノ件

本議案ハ左ノ如ク選信大臣へ建議スルコトヲ可決ス

簡易保險積立金貸付規定改正方要望ニ關スル件建議

政府ハ昭和十年六月ヨリ社會事業各般ニ對スル貸付資金ノ利下ヲ斷行セラレタルモ本年六月以前貸付ヲ受ケタルモノニ對シテノ恩典無之社會事業團體ハ財政窮乏ノ裡ニ在リ此際舊債關係ノ分モ同率ニ利下ヲ斷行セラレ社會事業ノ進展ヲ圖ル爲便宜ノ途ヲ啓キ爾後ノモノト同一處置ニ出ラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

内務大臣 望月圭介殿

第十七號議案 罹災救助基金利子ノ社會事業費充當ヲ昭和十一年度以降ニ於テモ認メラント其ノ筋ニ建議ノ件

本議案ハ罹災救助基金附則ノ適用ヲ當分ノ間繼續セラレムコトヲ望ム

罹災救助基金法附則適用ノ繼續方要望ニ關スル件建議

罹災救助基金法改正案ハ第六十二回帝國議會ニ提出セラレ其第二十四

條ニ「當分ノ内必要ナル經費ニ充ツルコトヲ得」ト修正可決セラレタルモノニシテ其基金利息ノ一部ヲ以テ窮迫セル社會事業ヲ助成シ且ツ救済土木事業等ノ必要ナル經費ニ充テントスル趣旨ニ外ナラス然ルニ政府ハ法律ニ當分ノ内トアル理由トシテ本法ノ適用ヲ昭和十一年度ニ於テ打切り議ニ第六十六回帝國議會ニ内務大臣「十一年度以降ノコトニツキテハ更ニ考慮ス」トノ言明ハ遺憾ナカラ實行ノ運ヒニ至ラズ勿論ソレニハ大藏當局ノ強硬ナル反對アルヤニ聽クモ現今ノ民間社會事業ハ深刻ナル財界不況ノ影響ヲ受ケ更ニ加フルニ災害相次キ不況ノ實態ハ到底コ、數年ニシテハ好轉ノ曙光ヲ觀ルコト能ハサル實情ニ鑑ミ昭和十一年以降財界ノ常調ニ復スルマテ本法ノ適用ヲ繼續セラレムコトヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

内務大臣 後藤文夫殿

大藏大臣 高橋是清殿

第十八號議案 公私設社會事業從事者ノ優遇要望ノ件

第十九號議案 方面委員優遇ニ關スル件

第二十號議案 優良方面委員會表彰ニ關スル件

右ノ三議案ハ其ノ内容近似セルヲ以テ一括議題ニ供シ審議ノ結果其ノ趣旨極メテ妥當ト認ムルモ一面之ヲ具體的ニ強調スルハ奉仕の本質ニ鑑ミ求ムル所有ルノ誤解ヲ生ズル虞無シトセズ、依テ左案ニ依リ本大會ノ決議ヲ内務大臣ニ建議スルコトト決定

方面委員、社會事業從業者優遇方要望ニ關スル件建議

現下社會ノ狀勢ハ益々複雜多岐ヲ極メ社會事業ノ全面的振興ヲ望ムノ聲切ナルモノアリ此ノ秋ニ當リ眞ニ適材ヲ得テ之カ運用ノ任ニ當ラシムルカ如キハ極メテ緊要ノコトナリト思料セラレ

由來方面委員、公私社會事業從業者等ハ或ハ名譽職トシテ奉仕の努力ヲ續ケ或ハ社會的薄遇ニ甘シテ劇務ニ没頭シツ、アリ之等ニ對シ何等カ國家的優遇ノ途ヲ講シテ其ノ熱意ヲ振興シ併セテ人材ヲ得ルニ努メラレ度尙又優良ナル方面委員會等ニ對シテモ他ノ社會事業施設同様表彰ノ規定ヲ設ケ以テ其ノ活動ヲ獎勵助長セラレ、様御配慮ヲ望ム

右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫殿

第二十一號議案 社會事業從業者並被救護者ニ對スル汽車汽船旅客運賃割引方政府ニ建議スルノ件

本議題ニ關シテハ第二部會第二十號議案「カード階級者救護ノ爲國有鐵道船舶等ノ便ヲ必要トスル場合ニ於ケル乘車船賃減免方其ノ筋ニ建議スルノ件」ト同様ナルヲ以テ之ヲ本議案ニ一括取扱ハシメントノ要望アリ依ツテ別紙ノ通り本大會ノ決議ヲ以テ鐵道大臣滿鐵總裁宛建議スルコト

社會事業從業者並被救護者ニ對スル汽車汽船旅客運賃割引方要望ニ關スル件建議

社會事業從業者並被救護者ニ對スル汽車汽船旅客運賃割引方要望ニ關スル件建議

テ政府ニ於テハ速ニ救護法ノ施行ニ關スル指導監督職員ヲ設置シ或ハ方面事業職員制ヲ制定シ或ハ地方社會事業職員制ニ依リ定員ヲ増加スル等ノ方途ヲ講スルト共ニ右ニ關シテハ凡テ國庫支辨トシ以テ圓滑ナル事業ノ運用ト人的機關ノ整備ヲ計ラレムコトヲ望ム

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 吾

內務大臣 後 藤 文 夫殿

大藏大臣 高 橋 是 清殿

第二十三號議案 日本社會事業會館建設方要望ノ件

東京ニ日本社會事業會館建設ノ必要ヲ認メ之ガ實現促進方ヲ財團法人中央社會事業協會ヘ要望スルコト、決定ス

第二十四號議案 萬國社會事業大會ヲ東京ニ於テ開催スルノ件

國際社會事業大會ヲ皇紀二千六百年ヲ期シ東京ニ於テ開催スル様最善ノ努力ヲ拂ヒ更ニ全國社會事業大會ヲ今後毎四年目ニ開催シ之ニ關シテハ常設準備委員會ヲ設クル様中央社會事業協會ヘ一任スルコトヲ決

國有鐵道旅客及荷物運送規則ニハ特定社會事業施設ニ於ケル被保護者並ニ附添人ノ旅行ニ對シ運賃低減ノ規定アルモ其ノ範圍極メテ狭ク一切ノ被救護者ニ及ハサルハ救護ノ徹底ヲ期スル上ニ支障尠カラズ且亦社會事業從業者ハ概ネ奉仕の活動ヲ餘儀ナクセラレ社會的薄遇ノ中ニ獻身の努力ヲ爲シツ、アルヲ以テ之ニ對シ國家的優遇ノ途ヲ拓キ其ノ熱意ヲ高揚シテ以テ事業ノ進展ニ資スルハ極メテ緊要ノコトナリト思料ス

依テ前掲規則ヲ改メ被救護者ノ凡テニ均霑セシムル外社會事業從業者ニ對シテモ學校職員同様乘車船賃低減ノ恩典ヲ與ヘラル、様格別ノ御配慮相願度右第八回全國社會事業大會ノ決議ヲ以テ及建議候也

昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦 奎 吾

鐵道大臣 內 田 信 也殿

第二十二號議案 國庫支辨ノ社會事業指導監督專任職員ヲ地方廳ニ設置セラレタキ件

本議題ニ關シテハ第二部會第十號議案「救護法ノ施行ニ關スル指導監督職員設置ニ關スル件」並ニ第十四號議案「方面事業職員制々定方政府ニ建議スルノ件」ト相關聯スルヲ以テ右ヲ本議案ニ一括取扱ハレタキ要望アリタルヲ以テ左様取計ヒ內務大臣ニ左ノ通り建議スル事ト決定ス

國庫支辨ノ社會事業指導監督專任職員ヲ地方廳ニ設置方要望ニ關スル件建議

最近社會事業ノ興隆ニ伴ヒ人的機關ノ整備ハ愈々急ヲ告ケツ、アリ依

議ス

第二十五號議案 寺院ヲ中心トシタル社會事業施設ヲ促進スヘキ良法如何

寺院ヲ中心トシタル社會事業施設ノ促進方良法ニ關シ、提案者ヨリ意見發表ヲ求メタルニ對シ神奈川縣並ニ佐賀縣出席者ヨリ當該縣下ノ實情報告アリ

大體以上ニ止ムルコトニ決定ス

第二十六號議案 二府縣以上ヲ設置範圍トスルヲ適當トスル社會事業施設ニ付キ中央社會事業協會ニ於テ全國的設置案ヲ講究セラレムコトヲ要望スルノ件

二府縣以上ヲ設置範圍トスルヲ適當トスル社會事業施設ニ關シ之ガ充分ナル研究ト全國的設置案ノ作成トヲ財團法人中央社會事業協會ヘ要望スルコトニ決定

第二十七號議案 社會事業ニ依ル日滿不可分精神ノ具現ニ關スル件

本議案ハ提案者ノ主旨ニ滿場一致ヲ以テ賛成シ左記ノ如ク決議ス

我等ハ社會事業ヲ通ジ日滿不可分關係ヲ一層強調センコトヲ期ス

綜合委員會概況並に決議事項

概況

第八回全國社會事業大會綜合委員會は、昭和十年十月二十五日、虎の門同潤會館六階に於て開かれた。

本委員會の任務は、各部會に於ける協議事項中、當該部會のみにて議決することを不適當と認め回議して來た事項を審議すると共に、各部會に於てなされた決議につき矛盾抵觸若くは重複する點の有無を照査することにあつた。

これがため本委員會は大久保侯爵を委員長とし、各部會より二名宛選出された委員十六名をもつて組織された。

二十五日午後二時開會。

本委員會に回附された案件は左の五件であつた。

一、第一部會第九號議題

兒童局設置方促進に關する件

二、第三部會第二十二號議題（第三部會より第一部會に、第

一部會より本委員會に廻附）

就勞少年保護を徹底する最良策如何

三、第三部會第二十五號議題

最低就職年齢引上並年少失業者保護に關する件

四、第四部會第四號議題

隣保地區に於ける年少失業者保護に關する件

五、第四部會第二號議題

農山漁村隣保事業の振興並に經營に關する件

右の内勞頭協議に上つた「兒童局設置方促進に關する件」

に就いては、各委員より夫々異つた見地から、極めて熱心な意見が發表されたが、その論旨は自ら二つに分れた。一つは第八部會に於て社會省の創設方を其筋に建議することに決議されてゐるから、先づ以て社會省の實現に全力を注ぎ、之に依つて、同時に兒童局設置の目的を達成せんとする主張であり、他は兒童保護の重要性を強調し、現在之に關する行政の

分裂せる弊を指摘して、別個に兒童局設置運動を興すことの急務を力説するものであつた。斯くて論議は數刻に亘つて盡きざるものゝ如くであつたが、遂に議長の採決によつて前者の議に一決された。

次に(一)、(三)、(四)の三議題は何れも就勞年少者の保護に關する問題なので、一括して上程された。就中(三)に就いては、態々提案者が出席されて、その趣旨を説明さるゝ所があつたが、尙本年度の國際勞働總會では締盟各國に對し此種の問題を内容とする勧告が採擇され、事は國際的問題となつてゐるので、本委員會に臨席された國際勞働局東京支局長鮎澤巖氏より右勧告の内容に就き詳細御説明を願ひ、斯くて是等は今日國際間の眞剣な問題となつて居り、極めて重要性を帯びてゐるものであることがはつきりした。仍て不取敢政府に對し、右勧告に基き速かに適當なる措置を講ぜられんことを建議要望すると共に、他面中央社會事業協會の斡旋に依り常設機關を設けて、上記各問題の内容及び之が對策に關する調査研究に努むる様滿場の一致を以て表決された。

最後に「農山漁村隣保事業の振興並に經營に關する件」に就いては、第四部會の決議が添へられて居り、之に關し第四

部會の委員と他部會の委員との間に質問應答があつたが、結局その決議通りに可決された。其全文を掲ぐれば次の如くである。

現下農山漁村ニ於ケル隣保事業ノ使命ニ鑑ミ之カ劃期的

振興ヲ計ルノ要アリト認ム

其ノ方法トシテハ

一、小範圍ノ區域居住者ヲ單位トスル隣保組合（五人組制度ノ長所ニ據ル）ヲ設置シ以テ親隣友愛精神ノ普及發達

ニ資シ併セテ共助相扶ノ機關タラシムルコト

一、前項ノ外昭和七年十一月開催全國隣保事業協議會決議

ニ依ル事項ヲ參考シ之カ實現ヲ期スルコト

一、經營助成機關ノ設置並ニ擴充ヲ計ルコト

一、本議決事項ノ具體化促進ノ爲メ繼續委員會ヲ設置スル

コト

尙右繼續委員會設置に關する手續方法は中央社會事業協會に一任することゝなり、其他本議題に關聯して内務省よりの諮問事項に對する第八部會での答申案の内容も一應吟味されが特に修正すべき點なきものと認められた。

以上本委員會に附議された議題の審議を終り、續いて各部

會に於ける決議事項の照査に移つた。時間節約の爲め全會の協賛を得て、幹事に於て豫め全協議事項を検討した上、特に留意すべき三十六議題を抽出し、之について各決議案の内容を照査することとしたが、何れも特に矛盾抵触乃至重複する所なしと認め各部會の決議その儘にて不可なきものと所見の一致を見た。

斯様にして本委員會にかけられた全案件を議了して閉會したのは、正に午後六時、議長副議長始め、各委員が終始熱誠を罩め、時の移るを忘れて慎重審議せられた。

綜合委員會委員名

委員長議長	侯爵 大久保利武
副議長(第二部會)	古田誠一郎
委員(第一部會)	松村榮一
同(第二部會)	井上清四郎
同(第三部會)	古田誠一郎
同(第四部會)	小林半三郎
同(第五部會)	白井清藏
同	阿部治三
同	金澤甚衛
同	渡邊益吉
同	植木俊助

決議事項

一、第一部第九號議題	兒童局設置方促進に關する件	同(第六部會)	伊藤雄
二、第二部第二十二號議題(第三部會より第一部會に、第一部會より本委員會に廻附)	就勞少年保護を徹底する最良策如何	同(第七部會)	日下智性
三、第三部會第二十五號議題	最低就職年齢引上並年少失業者保護に關する件	同(第八部會)	土田行學
四、第四部會第四號議題	購保地區に於ける年少失業者保護に關する件	(缺)	岡野鍋郎
右三議題ヲ一括上程、左ノ通り建議ノコトニ決定セリ		安藤文司	千葉紹映
		中島千枝	中島千枝
		兼	福山政一
		幹事	

就勞少年並年少失業者保護ニ關スル件建議

兒童ハ總テ社會ノ基礎トナリ生産要素タルヘキモノニシテ國家社會ノ隆盛産業ノ發達ハ未來ノ市民タリ且ツ又生産者タルヘキ勞働兒童ノ教養、品性、健康、技能等ニ俟ツ所多キ多言ヲ要セザル所ナリ
然ルニ新産業組織ノ發達ニ伴ヒ徒弟制度ノ崩壞ヲ來シツ、アルニ拘ラス之ニ代ルヘキ現産業制度ニ於テ兒童ハ單ニ低廉ナル勞務ノ提供者トシテ劣惡ナル勞働條件ノ下ニ置カレンノ人格ハ無視セラレ教育的考慮ハ拂ハレスツノ結果年少勞働者ノ健康ノ低下、不良少年ノ増加、不熟練勞働者ノ簇出、失業増大等トナリ國家經濟ニ於ケル人的資源ノ涸渴ヲ來シ人道上ヨリミルモ尙由々シキ事態ヲ招來シツ、アリ
我國ニ於テハ年少者ノ失業ハ未ダ顯著ナラストナス者アルモ産業組織ノ發達、社會生活ノ進歩並ニ人口増加ノ趨勢ニ鑑ミ就勞少年ノ保護並ニ失業對策一日モ忽ニスヘカラル問題タルノミナラス勞働兒童間ニ多キ職業轉換且ツハ又青壯年期ニ顯著ナル失業等ノ事實ハ青少年期ニ於ケル社會生活並ニ職業生活ニ對スル準備ノ缺如ト相俟ツテ國家社會並ニ産業ノ將來ニ就テ憂慮スヘキ事態ヲ醸シツ、アリト云フヘシ

本年度ノ國際勞働總會ハ上述ノ事情ニ鑑ミ年少者ヲ失業ノ惡影響ヨリ保護シ延イテハ將來ノ社會生活並ニ職業生活ニ對スル準備ノ充實ニ努メシメントスル趣旨ニ基キ滿場一致ヲ以テ青少年ノ失業ニ關スル勸告ヲ採決シタリ第八回全國社會事業大會ハ我國現下ノ狀勢ニ照シ右勸告カ緊要ニシテ不可缺ナル原則ヲ示スモノナルコトヲ認メ茲ニ政府當局ニ對シ速ニ本勸告ニ基キ適當ナル措置ヲ採ラレンコトヲ要望ス
昭和十年十月二十六日

第八回全國社會事業大會

會長 伯爵 清浦奎吾

內務大臣 後藤文夫殿

文部大臣 松田源治殿

五、第四部會第二號議題

農山漁村購保事業の振興並に經營に關する件

第四部會決議通り可決決定セリ

各種行事の概況

一三六

新宿御苑拜観

大會初日十月二十三日午前十時より、大會出席者に限り新宿御苑の拜観が差許された。

午前十時、一同新宿御苑甲門内廣場に整列し、二〇人宛に分れて、順次御苑内を拜観した。今回は特別の思召をもつて御苑内にてお茶を賜はり、各班毎に水池宮内書記官より有り難き大御心を傳ふる挨拶まであつた上に、恒例により、兩陛下下賜の御紋菓を拜受し、一同唯廣大無邊の聖恩に恐懼感激して退出した。

高松總裁宮殿下社會事業功勞者 並に大會役員を御召宴遊ばさる

第八回全國社會事業大會が、未曾有の盛會裡にその全プロ

立にて、伺候の者に順次謁を賜ひ、忝くも御懇ろなる御言葉をおさへ下し賜ふに、一同は恐懼措くところを知らざる儀である。

やがて、賜謁の間に續く御廣間とバルコニーの此處彼處と御設けの食卓が開かれ、御心盡しの御宴が和やかに開かれたのであるが、ほのかにうかがへば、兩殿下には清浦會長以下大會役員を召され、種々御下問あらせられ各々其擔當部門につき奉答申上げたる處更に思召を以て光榮の諸氏を召され、種々専門的に御下問あらせ給ふなど、御仁慈の深きに感激するは勿論、兩殿下が御日常如何に我國社會事業に御熱心遊さるゝかを目のあたり拜し奉り、誠に恐懼の極みに存じあげたのである。

賜餐の儀は申すも長き次第ながら、御獻立に至るまでも、特に、妃殿下が御心盡しの御命を遊されたと漏れ承つたのであるが、殊に、賜餐場は午前中に御用意を命ぜられ、御中庭の中央芝生上にて結構なる秋色を賞しつゝ、寛ろぎと共に相賜るやの難有御豫定の處、正午過頃より細雨の爲め、御廣間に御移し相成つたとの御事である。

さるにても御ひろやかなる御苑の趣、晩秋の細雨に烟る築

グラムを決した二十六日午後三時、畏くも

高松總裁宮殿下には、本大會に際し榮譽ある表彰をうけた社會事業功勞者並に大會役員一同に對し、難有思召を以て特に高輪の御殿に御召宴を賜つた事は、眞に恐懼に堪へざる事である。

この難有御召に當り特に平服にて參る様との御傳達を蒙つた一同は、畏き御仁慈の程を偲びまつりて只々感泣し、せめて心神の清淨を念じつゝ總會場から直ちに自動車に分乘し、白き玉砂利を敷き詰めた御殿正門よりの御道を、表御車寄に參じた。

控室にて各自身つくろひなどするうち、御紋章燦然と輝く大時計は、表廣間の静けさに和して麗朗の響きを傳へる。定刻である。左方光琳風の金屏風の側に美事な懸崖の菊が香る邊り、係職の呼ぶに應じて順次賜謁の間に伺候すれば、一段小高き御座席に、殿下には妃殿下を御左側に伴はせられ御起

山の邊り、爽々と高鳴るは放飼の白鷺が寵を叫ぶ聲でもあらうか、御文庫の離れ家に據りて枝もたわゝに實る柿の色、其下に立つ面白き案山子にまで御恵みの程も偲ばれて、自然の結構につひ心身の寛濶をさへ覺ゆるうちやがて係職の御誘導の下に、一同は御苑内の拜観を差許された。

御殿の御敷地は舊幕の頃細川五十萬石の江戸屋敷で、現に御外苑の一角には、元祿快樂の砌、細川家御預けとなつた大石良雄以下十六士自刃の遺跡が特命によつて「義士遺跡」として保存せられて居る。

一同は恐れ多き御款待に只々感激しつゝ、午後五時、御見事なる御紋菓を賜り、光榮の限りなきに心身を震はせつゝ謹しみて退下したのである。

内閣總理大臣並に各大臣招待會

大會初日第一次總會直後、日比谷公園舊音樂堂前廣場に設けられた天幕内に於て、内閣總理大臣始め内務、陸軍、海軍司法、文部、逓信、拓務各大臣の大會出席者招待茶會が催された。

岡田首相、後藤内相、松田文相の三大臣列席せられ、岡田

首相より挨拶あり、之に對して、出席者を代表して、佐賀養老院長渡邊鐵肝氏謝辭を述べ、後茶菓を喫し、各大臣の好意を味ひつゝ懇談の後喜悅に充ちて散會した。

内閣總理大臣挨拶

今回第八回全國社會事業大會が催サレマシタニ付キ諸君が全國各地カラ御上京相成リ一堂ニ相會シテ社會事業ニ關スル各般ノ事項ニ就イテ研究協議ヲ遂ゲラレ互ニ相勵マシテ將來ノ方策ヲ檢討セラレマス。而モ十年前ノ大會當時ニ比シテ萬事ニ深イコトト存ジマス。而モ十年前ノ大會當時ニ比シテ萬事著シイ發展振リヲ示シテ居リマス。諸君ガ平素能ク此ノ事業ノ本領ヲ體セラレ御勉勵ニ相成ツテ居ラレハ私共ノ夙ニ敬服致ス所デ御座イマシテ此ノ機會ニ於キマシテ深ク敬意ヲ表シマス。ト共ニ今後モ一層ノ御熱意ヲ以テ社會事業ニ深キ御心ヲ注ガセ給フ我ガ 皇室ノ御恩召ヲ奉體セラレ全ク私心ヲ去ツテ此ノ崇高ナ御仕事ニ御精進アラムコトヲ切望致シマス。

今日ハ諸君ノ平素ノ御苦勞ヲ聊カ御慰勞申上度イ微意ニ基キマシテ關係各大臣相謀リマシテ茲ニ御集リヲ願ヒマシタ次

第デアリマス。設備其他頗ル不行届デアリマスガ私共ノ意ノアル所ヲ御波取下サイマシテユル御歡談アラムコトヲ御願申上ゲマス。茲ニ杯ヲ舉ゲテ諸君ノ御健康ヲ祝シ度イト存ジマス。

東京府知事 招待會

第二次總會に引續き、十月二十六日午前十一時より、東京府知事 招待會が、歌舞伎座に於て催された。參會者一同この古典と現代との間然するところなきまでに調和された、宏麗豪華なる演劇の殿堂に於て、暫し平素の勞苦を離れ連日の疲れを忘れて、名優の演技に恍惚たるを得たるは、全く東京府市當局の遠來の客をねぎらはんとの特別の厚意と、利害を離れた松竹當局の好意によるものであつて、來會者一同は深き感謝と満足を感じたのであつた。

社會事業功勞者の表彰

社會事業功勞者の表彰に關しては、道府縣、朝鮮、臺灣、樺太、關東州及び南洋の各地に亘つて、原則として、現に社會事業を經營し又は之が事業に従事し、或は社會事業團體の

役職員を擔任して、多年勤續せる人々の中より功勞者を選定することとして、之が該當者を、内務省、司法省、拓務省等の官廳その他について調査したのである。而して大會準備委員中に、社會事業功勞者表彰に關する特別委員會を設けて、大久保侯爵外七名に委員を委嘱し、昭和十年九月十日及び同年十月四日の二回委員會を開催して慎重銓衡の結果、被表彰者を決定した。被表彰者は一三一名に上り、此等功勞者は、大會式典に於て、畏くも 總裁高松宮殿下 台臨の下に、清浦大會長より表彰狀を授與し、尙本大會に於て新しく制定せられた社會事業功勞章が贈與せられた。又式典に參列して表彰狀を受けた功勞者は、十月二十六日大會閉會後 總裁高松宮殿下の難有き御恩召により、高輪御殿に於て、特に御茶の會が催され、之が盛宴に列するの光榮に浴した。(被表彰者名三二頁にあり)

社會事業功勞者表彰特別委員會

- 委員長 中央社會事業協會 候爵 大久保利武
- 委員 宮内省 岩波武信
- 同 内務省社會局 特永義夫
- 同 同 灘尾弘吉
- 同 司法省 森山武市郎

各部會特別講演

第八回全國社會事業大會各部會に於ては、各部會の議事進行並に講師の都合により、時間その他には多少の變更はあつたが、凡そ一時間に亘つて、専門的講演が行はれた。今その演題、講師名等を掲ぐれば左の通りである。

各部會特別講演一覽

部會名	日	時	演題	講演者
第一部會	廿五日午前	九時	異常兒童の科學的研究	村松常雄
第二部會	廿五日午前	九時	家族生活と社會問題	戸田貞三
第三部會	廿五日午前	十二時	我國の人口と職業	上田貞次郎
第四部會	廿五日午前	九時	社會事業と社會教育	春山作樹
第五部會	廿四日午後	三時	國體觀念再認識と融和	推尾辨匡
第六部會	廿五日午前	十一時	司法保護事業の最終目	泉二新熊
第七部會	廿四日午後	二時	軍事扶助の實狀に就て	小杉武司
第八部會	廿四日午前	九時	當面の社會問題	前田多門

大會記念ラヂオ放送

大會初日十月二十三日午後七時半より、大會記念放送として、清浦大會々長は、我國社會事業發達の概況と題して、東京中央放送局より全國中繼をもつて放送せられた。今その要旨を掲ぐれば左の通りである。

我國社會事業發達の概況 (清浦大會々長放送要旨)

財團法人中央社會事業協會主催の下に、本日より向ふ四日間、東京市に於て第八回全國社會事業大會を開催せられます。此の機會に、聊か我國社會事業の概況を御話して社會共同の福祉増進を目指して、進みつゝある斯業の爲めに、將來諸君の一層深い理解を得たいと思ふのであります。

御承知の通り、我國に於ては、明治の中頃迄は、庶民の生活は概ね農業を本位として、貧富の懸隔は猶甚だしきに至らず、加ふるに堅固な家族制度と隣保相扶の風習がありました。爲めに、社會事業の進歩は極めて遅々たるものであつたのであります。

然るに明治三十年前後から、産業の發達に伴つて人口の増加、都市の發達が著しく、貧富の懸隔が次第に顯著となつて

設置され、中央には内務省の外局として社會局が創設され、又此の間社會事業立法も大正六年の軍事救護法以後結核豫防法、職業紹介法、住宅組合法、不良住宅地區改良法、公益質屋法等が相次で制定せられ、近くは救護法、兒童虐待防止法、少年救護法等の公布があり、斯くて社會事業今日の隆盛を見るに至つたのであります。

今、明治以降我國の社會事業發達が發達して來た跡を顧みますと、十年毎にその數は二倍以上の増加を示してゐます。明治三十六年第一回の全國社會事業大會が開かれた當時は、施設の總數は四百足らずで、大會の出席人員も僅かに百名を數へたに過ぎませんでした。所が今日では施設數は驚くべし七千の多きに達し、その事業の種類も養老、育兒、貧困病者の救療等昔からあつた所謂慈善救濟的事業許りでなく、もつと積極的な妊産婦、乳幼兒の保護、就勞兒、被虐待兒の保護等の兒童保護事業、輕費診療、健康相談其の他保健衛生に關する施設、結核其の他特殊疾病に對する豫防的施設等を始め、更に住宅及日用生活必需品の供給、公益質屋、職業紹介、投産、失業救濟等の防貧的事業、各種の綜合施設を有する隣保事業其の他の社會教化事業等に至る迄、其の範圍は極

生活困難を訴ふる者や不良に陥る者が漸く多くなりましたので、所謂感化救濟事業の必要が頓に認めらるゝ様になりました。罹災救助基金法、行旅病人及行旅死亡人取扱法、感化法等を始め、漸次社會事業法制的發達を見るに至りました。從て内務省に於ても明治四十年代に入つてから、或は講習會を開いたり、或は民間の優良な社會事業に對して、獎勵助成をしたりして、その普及發達を圖りましたので、此の頃から斯業の施設數は次第に増加し、其の内容も亦漸く充實して參りました。

次で世界大戰後、經濟上並に思想上の急激な變動に因つて、彼の米騒動を始め各種の社會問題が發生した爲め、國民生活の安定を圖る目的を以て勞働者の保護、失業の防止、住宅難の緩和、生活必需品の廉價供給等の社會施設を急速に實施する必要に迫られました。その結果勢ひ都市及び府縣が大いに自ら斯業の實施經營に力を致す様になり、之と同時にその經營方法が科學的に組織的に進んで參つたのであります。

斯様に近代的新しい社會事業が勃興して參りますと同時に、他面には斯業の行政機關も亦顯著な進展を示しまして、各府縣及び大都市には次第に社會課又は社會部、社會局等が

めて擴大され、從つて他方には是等各般の事業施設を最も有効に運用する爲めに、聯絡統制、調査研究、獎勵助成、從事員の養成、方面委員制度等斯業全般に關する諸機關も著しい發達を遂げつゝあるのであります。現に今回の大會も中央に於ける社會事業聯絡機關たる中央社會事業協會が主催し、内務省始め各官廳の後援と、社會事業に關係ある中央諸團體の協賛とを得、更に地方に於ける府縣當局並に地方社會事業協會の支援を受けて開催されたものでありまして、内地は勿論、朝鮮、臺灣、樺太、關東州等より約三千人の斯業關係者が東京に參集して、夫々當面せる共通の問題を慎重に討議研究し、以て將來一層社會福祉の増進に貢獻せんことを期してゐるのであります。

惟ふに我國の社會事業が斯様に異常な發展を遂げましたことは、一面には勿論時代の變遷の然らしめた所だとも考へられますが、其の間にあつて、直接斯業の興隆に與つて大いなる力のあつたものとして、私共の常に忘れることの出来ないのは、我が皇室の厚い恩眷であります。申すも畏れ多いこととありますが、我が皇室と社會事業との密接な關係は、他國に類例を見ざる一大特徴として誇るに足る事實であります。

す。誠に 歴代皇室に於かせられては、常に國民の安危を御
 軫念遊ばされ、國內に天災地變の起れる都度、又御大典御大
 葬等に際して、賑恤慈惠を行はれた事は枚擧に追がありません。
 其の外畏き思召に依り、宮内省から特に社會事業團體に
 對して金品の御下賜のあることも殆ど毎年の例であります。
 斯様に社會事業御獎勵の爲め、歳と共に深き思召を加へ給ふ
 ことは、國民の等しく感激措く能はざる所でありまして、我
 國の社會事業は偏に此の 皇室の優渥なる御庇護の下に、今
 日の盛運を見るに至つたものと申すべきであります。

斯様にして現在では上 皇室の限りなき御仁徳を奉戴し
 て、約六萬の社會事業従事員と四萬に近い方面委員とが、熱
 烈なる犠牲的精神を以て、世の弱者、無告の兒童窮民を保護
 する爲めに、又國民大衆を窮迫に陥らせない爲めに日夜營々
 として、社會奉公の誠を致してゐるのであります。然しながら
 ら翻つて現時社會の實状を見ますと、最近打ち續く經濟界
 の不況に加ふるに、比年相續ぐ自然災害の爲めに都市と農村
 とを問はず、國民生活の困難は次第に甚しく、窮民の數も亦
 年を逐うて増加の傾向にありまして、今日では約二百萬人か
 らの數に上つて居るのであります。そして犯罪者の數も不良

青少年の數も著しく増加致して居るのであります。

今更申上げるまでもなく今日の社會は昔と違つて凡ての方
 面が有機的に密接な關係を有つ様に組織立てられて参りまし
 て、お互は目に見えない糸を以て、全社會人と繋がれてゐま
 す。お互の衣食住の何一つとして、他の協力に俟たないもの
 はなく、お互の一言一動と雖も多かれ少かれ、全社會人に影
 響を及ぼしてゐるのであります。故に私共の共に住む此の社
 會に、たつた一人でも貧困の爲め衣食に窮する者があるなら
 ば、その社會は決して健全であるとは申されません。況んや
 多數のさうした人々のありますことは此世の中の大きな悩み
 であり、悪い病根であります。そしてそれが又屢々恐るべき
 社會的不祥事變を起す原因ともなつて居るのであります。従
 つてさうした貧困とか、失業とか、犯罪とかといふ社會の病
 氣を治療し豫防することは、當然社會人全般の共同責務とし
 て果さなければならぬことでもあります。社會事業は實に斯う
 した共同責務を、一般社會人に代つて果しつゝあるものであ
 ります。殊に今日、對外的には國際關係益々複雑に赴いて、
 我國が其の間に克く列強と伍して國威を失墜するなきを得ま
 す爲めには、全國民の異常なる覺悟を要することは謂ふまで

もありません。

此の秋に當りまして、民衆生活の安定を圖りその活力の涵
 養を任務とする社會事業關係者に對しては、今一段の奮勵努
 力を望まねばならぬことは勿論であります。然し斯業は決
 して獨り社會事業家のみに任すべきものでなく、社會共同の
 責任として、國民相互に之を念とし共進共榮を圖るべきもの
 であります。従つて國家社會の充分なる理解と支持とがなか
 つたならば斯業は斷じてその期待さるゝ様な成果を收むるこ
 とは出来ないであります。此の意味に於て私は今日以後世
 間一般の方々がどうか此の事情を充分に認識せられまして、
 晉に一身一家の事ばかりでなく、深く國民全般の活力の充實
 と、廣く社會全人の幸福とを念頭に置かれまして、社會事業
 に對して一層同情ある理解を有たれ各自その立場に於いて、
 斯業の爲め直接間接に應分の力を藉されんことをお願いする
 次第であります。斯様にして私共國民全部が協力階和、互に
 手を携り相携へて進む時、今日私共の周圍にある陰惨な光景
 は消滅して、やがて明朗なる日本の輝きを見ることが出来る
 と固く信するのであります。

大會記念公開講演映畫會

大會第二日十月二十四日午後六時より、大會記念公開講演
 映畫會が、青山會館に於て行はれた。原中央社會事業協會總
 務部長の挨拶に次いで、東京朝日新聞社副社長下村宏博士の
 「エチオピアより沖繩まで」と題する講演あり、後、兒童虐
 待防止映畫として、最近兒童擁護協會の手によつて作られた
 「明朗日本」並にフランス映畫「母の手」の映畫があつた。
 會衆約八〇〇名、下村宏氏の講演要旨は左の通りである。

エチオピアより沖繩まで (下村宏氏講演要旨)

社會事業は極めて多方面に互つて居ますが、今夕私は其
 の中の二三に付てお話を致す積りであります。それを「エチ
 オピアから沖繩まで」と題してあるのは、是は私が新聞人で
 ありますから矢張り見出しは斯う云ふ少し際物を狙つて居る
 ので、何を話すだらう、一體社會事業と云ふものがエチオピ
 アとどんな關係があるのか、下村がどんなことを話をするの
 か聽いて見ようと云ふ、詰り聽衆を引張り出す宣傳策として
 斯う云ふ題を選んだのであります。(笑聲) 併し私の話す趣
 旨はエチオピアの社會事業をお話する積りではないのであつ

て、社會事業を行ふ其動機と云ひますか、理由と云ふものは皆さん萬々御承知でありますが、其の社會事業を行ふ時に私共が今お話するやうな變つた見方に依りましたも社會事業がいかに必要であるかと云ふ、詰り社會事業の必要な所以を普通の見方よりも又變つた見地から考へ得ると云ふことが私の題材の骨子であります。それで、どう云ふ場合に社會事業へ引張つて来るか、初の内は一寸縁が遠過ぎるやうであります、まあ時間の極めて短い内でエチオピアから沖繩まで這入つて行くつもりです。

エチオピア問題が何故に起つたかと云ふと、言ふ迄もなく膨脹する伊太利の伸びる場所がない、それがエチオピアへ伸びた云ふことであります。日本が膨脹して朝鮮から滿洲へ伸びて行くのも是も一つの伸び方ではありますが、伊太利が又同じくエチオピアに伸びた。何故にエチオピアに伸びたかと云へば、世界の大戦が始まつてから、佛蘭西に獨逸の軍隊が這入り込んで巴里の町に大砲の弾が落ちる頃、獨逸なり埃太利から伊太利に我等の味方をせよと頻りに突ついたのであります、其時に伊太利は、伊太利の東のアドリアチック海を距てた向ふ岸の、今ユーゴスラヴィアと云ふ國に屬して居り

まするが、其のユーゴの對岸のダルマシアと云ふ土地と、それから阿弗利加にある獨逸の植民地を自分に寄越すならばお前の味方をすると言つたのであります。所が其話がまだ纏まらぬ内に、獨逸は勝戦さで佛蘭西の中へ這入つて来て居るのでありますから、佛蘭西なり英吉利側は餘計に伊太利を自分の方へ引張らうと云ふので倫敦で伊太利を口説いた時に、伊太利はそれなれば今のダルマシアの土地と阿弗利加にある獨逸の植民地を呉れと云ふのであつた。さうすると英吉利や佛蘭西が負戦さになつて居るし、それからダルマシアと云ふ土地は獨逸の南へ降りて行く大事な御成街道であります、佛蘭西や英吉利の方から見ると縁の遠い場所であるから、それは他人のもので義理をするならお安いことだと二つ返事で承知する。それで伊太利が英佛側になり、その後日本も加勢しましたが、亞米利加合衆國は百萬の軍隊を送る、かれこれ三十餘箇國が此戦争に参加する事になつたのであります。

それで四年半経つてやつとのことで獨逸が降服した。其の時に倫敦密約の證文の示す如くにダルマシアの海岸なり又阿弗利加に於ける獨逸の植民地を伊太利に與へたならば、エチオピアの今日の騒動は起らなかつた。所が戦が済んでしまふ

と此の證文がものを言はなかつた。阿弗利加の植民地は呉れない、ダルマシアも遣らない、伊太利の北の方のアルプスに近いチロールと云ふ土地を呉れたのみである。それで憤慨してあのダヌンチオと云ふ詩人が飛行機でヒューメと云ふ處を占領した、それ位ぢや腹が癒えない。何故癒えないかと云へば、エチオピアと愈々戦を開く時にムッソリーニが羅馬の有名なヴェネチアの宮殿のバルコニーに立つて群衆に呼掛けた中に、吾々は世界大戦に参加した結果六十七萬人の戦死者と四十萬人の不具者と百萬人の負傷者を出したのだ、それで英吉利や佛蘭西はうんとことと有り餘る上に更に澤山の獨逸の植民地を受取つたが、俺達にはパンの欠片しか呉れなかつた。而も其の後の世界の状態を見よ、人間が動くにしても品物が動くにしても、關稅は高くする、移住民は制限する、禁止する、吾々は何處へも伸び得ない、是ぢや行詰まつて窒息する外はない、吾々は膨れて爆發するか、然らずんば縮まつて自滅する外はない。世界の大戦は御承知の通り、今迄ナポレオン戦争以後百年の間に、日本だけでも日清、日露を初め西南の役とか或は臺灣征伐とか色々な戦がありました、百年の間に世界中で戦つた其の戦死者を全部通算しても四百四

十五萬人にすぎない。然るに此度の世界の大戦は四年半に千三百萬人死んだのであります。其の千三百萬人死んで居る中で伊太利の兵隊は六十七萬人死んで居る。六十七萬人の青年を殺し四十萬人の不具者を出し、百萬人の負傷者を出して、その欠片も呉れない、しかも伊太利民族は年々十萬、二十萬、三十萬と海外へ出稼ぎに進出するのであります。それが御承知の一番お得意である北米合衆國は、世界から毎年百萬近い人間が移住してどん／＼這入つて来るから、是では又吾々が行詰まると云ふので移民の數を制限した。特に日本などは有色人種だと云ふので絶対に禁止した。日本は禁じられても禁じられなくても元々出掛けた人が少いのであります、伊太利は毎年十萬、二十萬と云ふ民衆が合衆國へ出掛けたのであります。それだからこそ制限されてしまつた、而も國內では人口は段々殖えて来る、此始末をなんとかつつけねばならぬ。ところが阿弗利加で植民地を有つて居る。それと境して居るエチオピア、殊に永い間色々と縫れ縫れた歴史を有つて居る。更に四十年前にはアドワと云ふ處で伊太利軍はうんとやられて敗けて居る。歴史に誇つて居る羅馬人は黒人に負かされたのである。由來日本は外と戦すると何時も勝つことに

定まつて居りますから餘り氣にならぬかも知れませぬが、假に日本が日清戦争で敗けたとする、さうすると四十年の間其敗けたのを唯口惜しいと云ふばかりで黙つて辛抱して居れるかと云ふと、中々日本人は辛抱し切れぬと思ふ。此處に年配の方もおいでですが、日露戦争の時に、上村艦隊が浦潮艦隊を濃霧の爲に取逃がしたのが怪しからぬと云ふので、東京の一部の連中は上村さんの自宅へ石を投げた。それでもまだいかぬと云ふので學校へ通ふ上村家の子供を窘める。何も浦潮艦隊に敗けたのぢやない、見えなくて逃がした。逃がしても自宅へ石を投げる位の勇氣がある(笑聲)、之が敗けたらどうでせう。況や相手は黒ん坊なのである。伊太利はグリークの文明を享けて、一時羅馬は世界に覇を唱へて居つた。羅馬帝國は非常な誇りある歴史を持つてゐる。それが相手に事を缺いて黒ん坊に敗けた。それらが込み合つて今回のエチオピア問題になつたので、弱者であるエチオピアに吾々は心から同情はしますが、併し伊太利のやうな立場で若し日本があつたならば矢張り何處かで破裂せずには置かない。殊に敗けて居れば雪辱戦をやらすには濟まない筈であります。

一方で伊太利の人口が増して来る、一方で出る口が塞がつ

て居る、に拘らずムツソリーニは伊太利の國民に産めよ殖えよと言つて居る。子供を澤山産むと褒美を遣る、獨身者には獨身税を課する。新婚旅行の汽車賃は只にする。總ゆる方面から外へ出られずに張切つて居るに拘らず、内に産めよ殖えよと言つて居る。何故さう言つて居るか云へば、歐羅巴には澤山小さい國があります、さう云ふ國は幾ら氣張つて見ても追着かない。しかし恰度伊太利のやうに一流又は一流に近い國は、人口が四千萬人である。しかし佛蘭西なり獨逸と肩を並べやうと云ふのはどうしても六千萬の人口がなければならぬ。現に佛蘭西が何故獨逸に敗れたかと云へば人口で敗れた。百年前には佛蘭西一箇國の人口が獨逸と埃太利を合したよりも尙多かつた。所が佛蘭西の人口が増す率が段々弱つて来て餘り殖えなくなつて來た。獨逸民族はどん／＼殖えて行く。到頭佛蘭西は四千萬人だが獨逸は六千八百萬人になつた。之が世界大戰の起つた所以である。又佛蘭西が何時も獨逸を怖がる所以である。獨逸と佛蘭西は境を接して居つて此處で兩軍が相對した時に一方四千萬、一方は六千八百萬、甲種の體格の者だけであつても一方は甲種の外に乙種も出なければならぬ。此方が乙種が出れば一方は丙種まで出なければ

ばならぬ。戦後には一方は四十歳以下の人だけで澤山だと云つても一方は六十歳迄出なければならぬ。そんな事では數の少ない方が敗けになる。だから伊太利は六千萬人を目標にして生めよ増せよといつてる。同じやうに戦後の獨逸は戦に依つて今度三百萬人殺されて居る。此の三百萬人と云ふのは女ぢやない、子供ぢやない、年寄ぢやない、兵隊に出掛けて居る一番大事な年頃の者が三百萬人殺されて居る。爺や婆が順々に死ぬのなら片が付いて宜い。(笑聲)それが年寄りや婦人子供ばかりになつちや困る。

一番大事な子供を造る連中が死ぬと云ふことは、本人が死んだと云ふ外に、更に何百萬と云ふ人間を後へ残すべき人が死んだといふことである。尤も戦の最中に戦線に居る者を折々歸した。其の間に皆子種を造るべく努力した、しかし皆出來るとは限らなかつた。(笑聲)又生れた子供も榮養不良で體格は良好で無かつた。いづれにしても一番血氣盛んな大事な年輩の人達が死ぬと云ふことは非常なことである。

況んや戦が休むと獨逸の東の國境には波蘭と云ふ國が出來る。チェコスロヴァキヤと云ふ國も出來る。東では白耳義、佛蘭西へ土地を割きとられる。植民地は全部皆取られる。そ

れが爲に獨逸の人口は一層少くなつてしまつた。そこでヒットラーは御承知の如く一方に猶太人排斥と云ふことを言つて居り、一方で吾々獨逸人は集れと云ふてゐる。時間がありませぬから唯簡單に申しますが、獨逸人種はチェコスロヴァキヤに三百五十萬人、瑞西に二百八十萬人、埃太利に六百三十萬人、アルサス・ローレンには百七十萬人、波蘭には百三十萬人、ユーゴスラヴィヤに三十萬人、洪牙利に三十萬人と云ふ風に四方八方に散らばつて居る。それら隣國の土地を獨逸に取返すと云つたら言葉が荒立つからさうは言はぬ。吾々獨逸民族集れ、と斯う言つてる。今の獨逸は如何にも人間が手不足である。であるから獨逸人集れといふ。

ヒットラーは又政權を得る時には現存せる六百萬人ほどの失業者をなくして見せると言ひましたが、事實政權を握つてから失業者を半分位に減らしました。其の減し方にも色々あるがそれらは皆略します。其の中の一つには職業婦人を罷めてゐます。女と云ふものは外へ出て職業をやるもんぢやない。家で女房になつて子を産めば宜いといふので職業婦人を罷める。職業婦人を罷めると其の仕事が失業の男子の方にふりむけられる。それで女は家庭の人となつて子を産む。尤も新に

一軒の家庭を持つと云ふことは困難である。だからヒットラーは新家庭をつくる連中には金を貸すことにしました。一家庭に一千馬克を貸す、其の金は八年間無利子で据置く、八年間の間に子供が一人産れると二割五分宛借金を棒引してやる。さうすると四人産むと借金は全部棒引になる。(笑聲) まあさうしたいろくの政策により戦で亡くなつた獨逸人、又領土を割き取られた爲に減つた獨逸人、それらの缺陷を埋立てゝをります。

所でヒットラーは唯子供を生みさへすれば宜いと云ふのではない。産むのは宜いけれども、その人如何によつては社會に有害な者がある。みすく本人なり、一家一族なり、又社會なりが迷惑することが分つて居れば、寧ろさう云ふ人は無いがよい、さうした子供は産まされ方が宜い、所謂優生運動であります。是は既に和蘭でも、丁抹でも、ロシアでも、亦亞米利加の各州でも、近頃の文明國の主だつた所では、やり方に程度の差はありますが、今日ではやらない所は少ないのであります。一番著しい例は精神病患者であります。精神病患者は大抵遺傳であります。既に生れて居れば氣違ひであつても殺すといふ譯には行きませぬ。干乾しにする譯にも行か

ない。家に置けば見張りの人も要る。そのすきをねらつて狂人は何をするか分らない。だから之を精神病院に收容する。

其の精神病院は矢張國なり府縣市町村が吾々の税金を持ちよつて建てられ維持されてる。此の精神病患者が世の中へ迷惑を掛けるばかりぢやない、中に兇暴の性質を有つて居る者は人殺しさへする。幾ら人間の數が殖えて宜いと云つても本人は氣違で、世の中に迷惑を掛ける、序でに人間を殺すのでは差引人間は減つて来る。殺人犯の精神的惡質者などは能く五人斬とか、七人斬とか、十人斬とか、ピストル強盜とか、貫ひ子殺しなどをやりますから、幾ら人口が殖えて宜いと云つても、さう云ふ連中は何人か殺すのでありますから、人口が減つて来るのみならず、其の男を警察が捕へる、裁判所で取調べる、刑務所に容れる、最後に死罪にするまでに國が費す手數と經費と云ふものは夥しい。だから人間の頭數を殖して宜いと云つても、みすく社會を毒し世間に害ある者は始めから産まぬやうにする。さうした遺傳性の子を生む危險ある者の性慾は満足しても宜いが、子は生まぬやうにする。さう云ふ惡質者の生殖機能をとめる。その範圍なり程度なりには國に依つてそれく違ひがあるが、各國それく優生の道を

講じてゐる。

現在獨逸でヒットラーは一面人口の増加に一生懸命であります。優生運動について最も手きびしくやつてます。今獨逸では大體遺傳性の精神病患者約十一萬人、それから氣違ではないが馬鹿、阿呆、是が約二十萬人、其の他の遺傳性の惡質患者を併せて約四十三萬人あると見て居る。さう云ふのをすつかり掃除してしまふ。それが爲に獨逸は苦しい財政の中で千四百萬馬克の豫算を出し、それらの患者を調べたり、手術をしたり、それから又それを調べる爲にお醫者さんや裁判官を置く。裁判所は全國に千百箇所程又第二審としてもう一つ高級の裁判所を二十二箇所置いて、それが爲に四百萬圓の經費を出して居る。併し四百萬圓新たに出してもさう云ふ惡質者を世の中へ産出する爲にうくる損害の方が大きい。だから優生運動を勵行して、將來獨逸民族は皆精神的にも肉體的にも健全な者にしようといふのである。

今世界中を探すと、面積は割合少いのにならが多過ぎる國は獨逸と伊太利と日本とであるが、此の間亞米利加のハリストが一つ世界の植民地をもう一度検討し直して、餘分に持つて居る土地を日本なり伊太利なり獨逸なりへ分けてやるやうにし

ないと、世界の平和は保てないと言つた。日本は人口が稠密である。更に人間の住み得る土地から比例を取れば更に日本の方が人口は一層稠密である。世界一の稠密であるが、今度日本は日本人の體格、健康状態と云ふ點から見ると、どうもよろしくない。日本ではトラホーム患者が殆ど千萬人に近い。是は一流の文明國へ行くと、探してもあまりない。日本ぢや探さなくつても千萬人居る。それから蛔蟲、十二指腸蟲さう云ふ寄生蟲を保存して居る者が農村へ行くと約八割に及んで居る。蛔蟲と一緒に大小便と田畑へ肥料にやる。其の出來た作物を喰べるのですから、ぐるぐ廻つて、いつ根絶するか分らない。淨水、下水の設備が充分に發達するまで待たねばならぬ。更に又チブスは近頃歐羅巴邊りでは非常に稀になつたが、日本では御承知の通り春夏秋冬の別なく、貴賤老若の別なく流行して居る。日本人は皆馴れて居りますから、「誰が死んだ」「何だ」「チブスだ」「ア、さうか」とばかり、丸で當然のやうに皆簡単に片付けてますが、此のチブスの如きも下水の設備がもう少し行届いて來れば無くなるはずであります。それから肺結核。是は自慢ぢやありませんが、日本では患者が先づ百三十萬人あります。肺結核で死ぬのが十三四萬、

それで肺結核と云ふと、何だか遺傳で、「あゝあの家は肺だ」と云ふことになりすから、事實は肺結核で死んでも、肺炎だとか胸膜炎ぢやとか氣管支カタルだとか云ふことに名を變へますから、もう一層能く調べて、洗ひ潔ひ出すと、此數に何割か増すことになりす。私は今、朝日新聞社に居りますが、朝日新聞社では文部省の指導の下に全國の小學兒童の健康のレヴェルを高める爲に先づ健康兒の標準を定め、健康兒の表彰と云ふことを毎年つゞけてます。それで全國一だとか、準日本一だとか、優良兒十五人の中だとか、或は各府縣で一番良いと云ふ子供が出ると、其の學校でも家庭でもその子のやうにお前等もならなければいかぬと云ふので、運動もする、間食もしない、養生もすると云ふことで、自ら全體の體格が良くなる。又良くなつて來て居るのでありますが、併し今年の優良兒の表彰審査會の席上で文部省の當局の方から聞いたのでありますが、今日は義務教育により殆ど九十九パーセント以上皆學校へ入れて居る。是が日本の今日強くなつて來た所以であります。其の學校へ兩親が随分苦しい中から子供を學校へ通はせる。又町村でも教育費は年々殖える一方である。子供が殖えて來るから、先生も増さねばならぬ。

建物も増築せねばならぬと云ふので、教育費では到る處財政的に苦しんで居りますが、併し是は義務教育は何より大事だからと云ふので、子供に智慧を付けたい子供を丈夫にしたいと云ふ心持で小學校へ通はして居る。所が此の二十餘萬人の小學校の先生の中で約五千人は結核患者であり、其の約五百人位づゝ毎年死んで行きます。此の病氣は罹つてから死ぬまで相當時が掛る。愈ゝ起てなくなり、學校へ通へなくなるまでは先生も學校を罷めちや食へないし、又斯う云ふ病人に限つてなには自分は結核ぢやないとか、大したことはないとか云ふ自信が強くて學校へ教へに行くのであるが、其の間に、子供に學科を教へますけれども、まあ序でだと云ふので結核もうつして行くのである。(笑聲) 是は非常に困る。此の結核の傳染と云ふことは皆さん御承知の通り、もう吾々のやうな年になれば抵抗力が出來て結核菌ならば丸薬にして嚥んでももうつらない。(笑聲) といふほどでも無いがうつりにくい。子供には最も傳染しやすい。長い間都會生活で、絶えず電車の中汽車の中と云ふ風に結核菌を始終吸うて、體內に抵抗力が出來て居ると、新に入つて來ようと思つても體內に先客が居るから「やあ失敬」と云ふ譯ではが出てしまふ。

(笑聲) つまり免疫になつてる。(笑聲) 所が子供にはそれがないんだからよくうつる。田舎の山の中でさう云ふ病氣の丸でない空氣の良い所から女工などが都會地の紡績工場に入つて來ると殆ど罹る。と云ふのは、今の抵抗力がないからである。

私は此處で時間がありませんから餘り申し上げませんが、小學校なり、中學校なり、高等女學校、高等専門學校、大學各方面に結核の患者がどの位あるか、其の爲にどの位休學し退學して居るかと云ふ、さうした表を持つて來て居りますけれども、是は凡て略します。兎に角此の結核患者が多くそれが爲に年々の壯丁の體格にも、検査の時に結核患者の比率は年々多くなつて居る。入營する時も入營後の結核の發病者も年々比率が多くなつて來て居る。是はもう一々數字は擧げませんが、兎に角徴兵の時でも亦學校でも、或は紡績の女工などを調べても、どうも抵抗は低下の氣味がある。日本の人口は毎年八十萬前後殖えては居りますが、併し其の率から言ふと出生は一年々減つて來る。是にはまあ産兒制限と云ふやうなこともありませう。色々な理由もありませうが、それよりも憂ふべきことは死亡の率が増して來て居ることでありま

す。出生の方は例へば昨年は二百四萬で、其の前年の二百十二萬に比較すると七萬七千何がしと云ふのが生れる數が減つて居るのであります。今度は死亡する方は前年の百十九萬に比較すると今度は百二十三萬死んで居りますから、四萬人以上餘計死んで居るのです。で今の所では少々位出生の率が減らうと、死亡する者の率が増さうと、兎に角八十萬も殖えるんだからいゝぢやないかと云へばそれまでとありますが、段々減つて來ると、今度は取戻さうと云つても、佛蘭西の例ぢやないが中々難かしい。詰り死亡率の多いと云ふことは全體の體格が悪いと云ふことである。だから世の中へ人間が生れた平均の壽命にしても日本人は先づ平均が四十二三歳であります。歐羅巴の各國はみんな五六十年は長い。亞米利加などは十年以上も長い。吾々は世の中へ生れて、さうして世の中で働いて死ぬんですから、切めて世の中で餘計働いてから死なねば申譯は立たないのであります。日本人は外國人よりも四五年短い。之も長くしなければならぬ。詰り國民全體の體育を高めなければならぬ。先づ此の結核の豫防方法、さう云ふことは、此處に社會事業に關係されて居る方が多いのでありますから略します。もう時間もさし迫つて來ました、早

く沖繩まで行かなくちやならないのですから。

何故話を沖繩へ持つて来たかと言ひますと、昨年、私は四國廻路をしまして、其の時に徳島から香川、愛媛の寺々を廻つて居ると、平地の往き來の樂なお寺へ行けば、山門なり、或は御堂へ行つても、其處に癩病患者が必ず二人、三人、多い所は十數人居る。此の癩病患者は今日では英吉利ではもうゐない。初めからないんぢやない、なくしたのである。獨逸は今七人か八人居ります。諸威も今十人ばかり居ります。もう是が皆死んでしまふと今後研究材料がなくなると云つて弱つて居る。(笑聲) 所が日本では研究材料がなくなつちや困ると云ふので、表向で約一萬五千人居ることになつて居る。所が實際は倍位ありませう。結核の患者はお前結核だからと云つて一々隔離し、收容すると云つても、百四五十萬もある患者を收容することは難かしいが、癩病の患者は御承知の通り相貌も頽れて來るのでありますから、本人が吾々と一緒に居らうと云つても居れぬし、又皆も之を嫌ひますから、隔離しやすい。之を手當をする場所へさへ容れてしまへば、傳染病ですから決して殖える筈がない。又傳染力は極めて鈍いのです。さればこそ此の癩病の患者を療養して居る所のお醫者

さんや看護婦も皆澤山居りますが、中々うつらないのです。此の癩病患者が今日世界の文明國では殆どない。あつても百名臺或は二百三百が精々と云ふ時に、どうも日本と云ふ國は總て第一を誇りたりがるが、癩病患者は一萬五千居る。而もそれを隔離してあれば毎年減る一方ですが、隔離せずに往來へ散らかして居るんですから、是がうつる事にもなる。段々減少するにしてもその足取りがおそい。癩病は遺傳ぢやない。もう此處ではさう云ふ方面に御理解の多い方ばかりが御いででありませうが、折角皆様東京へお集りになつて居るのですから、全國各地に療養所もありますが、近く又古くて有名な村山の全生病院、池袋の所から電車でさう遠くない所澤の先にありますから、此處へ御出でになつて見るとよく分る。私其處へ行つて一番感じたことは、ボーイスカウトの歓迎を受けた。其の子供達は兩親も病氣で入つて居るからかと思つたが、其の子供の八割は皆他から傳染されて居る。何處でうつたかと云へば多くは學校でうつた。遊び友達からうつたのである。

世の中に何が不幸と云つて此の病氣に罹つた人程氣の毒なことはない。之を救つてやらなければならぬと云ふことは誰

しも考へることでありますが、日本では一般に、斯う云ふ人達を救つてやる、日本から無くすると云ふよりは、先づそれを忌嫌ふ方が先になつて居る。之を眞に救ふと云ふことを始めたのは、古い時代は兎も角明治以後になつて始めたのはみんな西洋人です。目黒に慰癩院と云ふのがありますが、是も亞米利加のミツシンの事業で始めた。熊本の本妙寺で癩病患者がすつと兩側に居るのを見て之を救はねばならぬと、其處へ足を留めて五十年間此の癩病患者の友となつて死んだ。熊本に更に待癩病院と云ふのがありますが、是も外人がやつて居る。それから静岡の復生病院、是も佛蘭西人のベルトマンと云ふ人が始めた。或は草津のバルナバ醫院と云ふやうに、まあ内地で六箇所程ありますが、其の中の五箇所が皆外人の手に依つて手掛ければ、漸く後から身延山に綱脇玄妙師が深敬病院と云ふのを拵へて居る。是が日本人側の佛教徒に依つて出來た唯一の療養所である。併て政府のやつて居るのは御承知の通り國立のものは今岡山、草津それから今の沖繩の宮古、それから今度鹿兒島へも出來ますが、其の他府縣が共同で公立のものが今五

箇所程出來て居ります。今の村山は東京府を中心として關八州の合同した場所でありますが、何れにしてもさう云ふ場所を通計五千人が收容されて居りますが、併し結核の時でも癩病の時でもさうであります、兎に角其の病氣が酷くなつてもう治ならぬと此の療養所へ入つて來る。是が初めの中に入つて來れば皆治る。癩病などは初期で入れれば必ず治る。所が手遅れになつて治らなくなつた時分に入つて來るからいけない。で内地で一番患者の率の多いのは、沖繩でありまして、沖繩には實際は三千位居ります。あの小さい六十萬人位しか人口のない所に表向いて千人と言つて居ります。が中々千人ぢやきかない。所が此の沖繩の或場所へ療養所を拵へよう云ふことが一寸新聞に出ると、あの附近の人は其處へ療養所を置かれると如何にも是が癩病患者の巢のやうに思はれる。是はいかぬと云ふので、其の邊の濱に掘建小屋を建て、居る者に立退きをさせた。さうすると此の病者達は住馴れた所であるからそれを嫌がる。どうしても立つて行けと云ふので、其小屋へ火をつける。或は叩出す。其の二三十人の浮浪者が到頭其處を逃げて何處へも行く場所がないので附近の内海の島の岩の洞穴の中へ漸く逃げたと云ふやうなことがあつ

たのであります。私は此春沖縄に旅をしその土地で講演した時に、癩病患者にして住むに家がないと云へば何とかして救つてやらなければいかぬぢやないか。世の中には人を殺したり、人を傷けたり、或は婦人を凌辱したり、或は詐欺を働いたりした者は、うんと手数を掛けて警察が之を捉へ、裁判所は之をさばき、それから今度は刑務所へ入れる。さうして「さあおあがんなさい」と飯を食はして居る。(笑聲) 癩病患者は何も悪いことをしたのではない。不幸にしてさう云ふ病氣に罹つたまでである。世の中に悪いことをした者は立派な刑務所の中で朝夕食扶持を付けて居る。さうして此處に食へない者があるのに追立てると云ふのはよくない。一面にはその附近の人達の身になつて見りや無理もないと思ひますがこゝは慈悲心をおこさねばならぬといつた事であります。もし此不幸なる患者を隔離してしまへば、二十年、三十年経つと日本では全然患者はなくなるのである。

皇太后陛下には特に宮中の經費を節約遊ばされていつも御下賜金の御沙汰があります。又、癩豫防協會と云ふものも出来て、内地で約二百萬圓の金を集めようと云ふことがあつたが内地の癩豫防協會では二百萬圓の金が半分まだ集らない。

所が朝鮮には此の患者が矢張り二三千人ありますが、朝鮮で六七十萬圓の金を集めようと言つた所が百三十萬圓集つた。朝鮮でも大邱と釜山など三箇所現在療養所があります。到る處六百人、七百人の不幸な患者が療養されて居りますが、それはみんな外國人がやつて居る。大概英吉利の癩病のミッションの金でやつて居るが、それが今度朝鮮では百二十萬圓の金が出来たので、今小鹿島と云ふ島へ三千人だけ收容し得る立派な療養所が出来つゝある。此の點から言ふと内地人は朝鮮人よりも甚だ遜色がある。

私は近頃は日本も有ゆる點に於て世界に誇つては居りますが、社會事業に於ては日本は残念ながらまだ海外には誇れない。若し日本の國の中の結核の患者も少くなる、殊に此の不幸なしかし一昔始末のしよい癩病患者の如きが一般の社會の力に依つて隔離されて、それが何年か経つてすつかり無くなる、日本人が滿洲に眼を注ぐ、比律賓に癩の患者が居る、支那印度には是れだけの患者が居る、期う云ふ患者を一つ吾々が手掛けて行つて助けてやらうぢやないかと云ふので、日本の社會事業が海外へ進出し其の不幸な人達に手を伸して救つる。早くせぬともう其の中海外でもさうした患者が無くなつてしまふかも知れない。(笑聲) 日本は動植物の改良ばかりぢやない、人間そのものゝ改良にも一層力を盡すことが自分達の民族に對する使命であるのみならず、更に之を外に及ぼすと云ふ所に私は大きな人間愛がある、大日本人の國民性であるべきであると思ひまして、この話をいたした次第であります。(拍手)

てやると云ふ所まで、一體行くものか行かぬものか。私の生きて居る間は一寸是は六つかしいかも知れないけれども、兎に角今斯う云ふことを此處で述べて置いて、是から何十年経つか、何百年経つか知らないが、其の後になつて、ああ云ふことを昭和十年頃に下村といふ男が言つて居つたが、我々は海外へ出掛けて、印度、阿弗利加、南米さう云ふ所の癩病患者を救済にゆく事になつたといふ時の一日も早きを期待して

福島縣 郡山子守學校長 三三 松山 政治
 同 田村郡小野新町兒童遊園 三三 時田 得壽
 同 薰陶園長 三三 南崎 兼左衛門
 同 若松南町保育園 三三 金子 德三郎
 同 高田町幼児保育園 三三 塚原 祐道
 同 福島隣保館書記 三三 天笠 隆元
 同 方面委員(白河町) 三三 堀田 謙次郎
 同 同 三三 寺西 大龍
 同 社會事業主事補 三三 錦織 剛男
岩手縣 花卷町書記 三三 伊藤 直三
 同 方面委員(花卷町) 三三 宮澤 政次郎
 同 同(盛岡市) 三三 稻田 泰堂
 同 社會事業家(遠野町) 三三 三浦 榮
 同 城山保育園主 三三 藤澤 嶺道
青森縣 託兒園主 三三 山鹿 元次郎
 同 託兒園主事 三三 金 日出磨
 同 青森兒童ホーム 三三 城戸 ちよ
 同 私立和光園長 三三 西村 正雄
山形縣 方面委員(南村山郡西郷村) 三三 秋葉 政吉
 同 同(西置賜郡豊田村) 三三 鈴木 政義
 同 同(山形市) 三三 前田 よね

秋田縣 聖心天使園 三三 聖園 テレジア
福井縣 縣立金橋學校長 三三 磯田市 太郎
石川縣 石川縣育成院長 三三 池田 實道
 同 同 保母 三三 石本 すすて
 同 方面委員 三三 島田 久子
 同 同 三三 西村 外見尾
 同 同 三三 堀 信元
 同 同 三三 龜山 寂音
 同 同 三三 杉本 直
富山縣 富山市社會事業囑託 三三 中林 武夫
 同 同 三三 森丘 とめ
 同 同 三三 法 富子
 同 同 三三 谷井 初太郎
 同 同 三三 淺尾 久晴
 同 同 三三 竹中 德保
鳥取縣 少年教護委員(日野郡日野上村) 三三 伊藤 密雅
 同 同(西伯郡庄内村) 三三 中原 茂吉
 同 同(鳥取市) 三三 田中 新次郎
島根縣 託兒所經營者 三三 藤原 常温
岡山縣 濟世委員 三三 原田 海豊

岡山縣 成徳學校長 三三 菅 濟治
 同 石井記念協會理事 三三 赤澤 乾一
 同 吉備撫育院保母 三三 佐藤 綾子
 同 邑久郡行幸村長 三三 徳田 知次
廣島縣 字品學園長 三三 伊藤 恕介
 同 廣島修道院長 三三 北村 孝義
 同 廣島社會事業婦人會評議員 三三 大谷 文子
 同 景先會長 三三 信岡 錦一
 同 同 保母主任 三三 信岡 エイ
 同 方面委員 三三 山本 ミツ
 同 同 三三 有地 寅吉
和歌山縣 縣立仙溪學園長 三三 松島 治兵衛
徳島縣 同仁社主事 三三 土屋 寶治
愛媛縣 縣立家庭實業學校長 三三 奥山 春二
 同 今治市愛兒園代表者 三三 高木 眞一郎
 同 方面委員(宇和島市) 三三 參川 恂五郎
福岡縣 若松幼花園託兒所保母 三三 池田 幸
大分縣 方面委員(日田町) 三三 南木 融
 同 同(大分市) 三三 佐藤 觀暢
 同 大分少年教護院長 三三 藤 香晃超
 同 別府保育園主事 三三 首藤 得雄
 同 大分郡石城川村託兒所長 三三 西山 布山

大分縣 社會事業主事補 三三 伊藤 隆
佐賀縣 縣立進徳學校長 三三 御厨 勝一
 同 神埼双葉園主 三三 細川 智英
 同 濱崎双葉園託兒所長 三三 久賀 政雄
熊本縣 縣社會事業協會書記 三三 日隈 富士男
 同 縣佛教社會事業協會和光童園長 三三 佐々木 純性
 同 縣社會事業協會 三三 大關 等洋
鹿兒島縣 ナザレット寮主 三三 カブリ エル
 同 縣立牧ノ原學校長 三三 奈古 屋登植
沖繩縣 私立少年教護院球陽學園長 三三 菅 深明
 同 同 教諭 三三 藤本 純孝
 同 同 保母 三三 菅 澤子
朝鮮 總督府永興學校長 三三 阿部 虎之助
樺太 鎮海立正慈教團長 三三 旭 寛成
 同 同 私立大泊託兒所長 三三 勝部 清憲
東京府 府少年教護員 三三 山田 常順
大阪府 府立修徳學院長 三三 小池 喜八
愛知縣 北市民館書記 三三 熊野 隆治
 同 愛知學園長 三三 池川 清
靜岡縣 靜岡ホーム長 三三 淺野 靈麟
 同 三三 石丸 隆

京都府	方面委員(待鳳學區)	一五	尾瀬盛之助	大阪府	財團法人日本慈濟會主事	三五	三木正一
大阪府	財團法人朝日新聞社會事業圖書記	一六	横田大助	大阪府	財團法人弘濟會總務部長	三六	木村 稔
同	財團法人日本生命濟生會理事長	一七	小島 公子	同	財團法人日本慈濟會顧問	三七	青木秀虎
同	財團法人愛育社理事	一八	弘世助太郎	同	關西M・T・L理事	三八	遊佐敏彦
同	同 保姆	一九	井上政友	神奈川縣	横濱市方面委員	三九	北村太郎
同	大阪曉明館主事	二〇	井上喜代子	同	同	四〇	上保慶三郎
同	四天王寺施療病院常務理事	二一	伊藤秀治	同	同	四一	庄 博 造
同	關西M・T・L幹事	二二	森田湖應	同	同	四二	須藤半三
同	同 幹事	二三	高田しづ子	同	同	四三	越野文治郎
同	財團法人堺養老院長	二四	杉村あい子	同	同	四四	伊藤太郎
同	四貫島セツルメント保姆	二五	大上良忍	同	同	四五	橋澤鏡太郎
同	同	二六	吉田 幸	同	同	四六	瀧谷 胸藏
同	財團法人堺養老院理事	二七	吉田 敬子	同	同	四七	竹内彌之助
同	同	二八	旭 經 磨	同	同	四八	中村清兵衛
同	財團法人大阪汎愛扶植會事務員	二九	中野 徳 成	同	同	四九	小林周輔
同	大阪盲人協會理事	三〇	渡邊光太郎	同	同	五〇	小尾 丑 八
同	同	三一	木村 數市	同	同	五一	加藤 辨 治
同	財團法人大阪養老院長	三二	吉岡 正浩	同	同	五二	矢澤玄道
同	財團法人聖ヨハネ學園長	三三	岩田民次郎	同	同	五三	川口藤太郎
同	財團法人博愛社長	三四	古田誠一郎	同	同	五四	内田 權 藏
同	石井記念愛染園常務理事	三五	小橋カツエ	同	同	五五	上野 丑 五郎
同	大阪市醫師會長	三六	富田 魚 吉	同	同	五六	相澤 豊 茂
同	財團法人日本慈濟會理事長	三七	薄 恕 一	同	同	五七	杉山 常 三
		三八	板 東 洋	同	同	五八	内藤 四 郎

神奈川縣

神奈川縣	横濱市方面委員	三九	針山勘二	神奈川縣	川崎市書記	三九	小井土岩多
同	同	四〇	梶木泰一	同	社會委員	四〇	山田 錄 郎
同	財團法人横濱孤兒院主事	四一	牛頭伊之松	同	平塚市書記	四一	鈴 木 榮
同	財團法人浴風會横濱分團長	四二	山中兼太郎	同	橋本郡橋本村書記	四二	宮田藤之助
同	同 書記	四三	菅澤 威 夫	同	社會委員	四三	土屋 慈 順
同	大本山總持寺社會事業部書記	四四	澤野 榮 松	同	逗子町書記	四四	宮崎 賢 藏
同	同	四五	沼倉 良 仙	同	鎌倉保育園長	四五	佐 竹 昇
同	同	四六	佐伯宗光	同	同 園母	四六	須田權太郎
同	同	四七	北島 妙 禪	同	同 主事	四七	長崎 義 隆
同	横濱市鶴見方面事務所主任	四八	時田鐵五郎	同	鎌倉郡中川村書記	四八	熊澤 八重次郎
同	同 保土ヶ谷方面事務所主任	四九	半田 隆 彦	同	同	四九	池田 昌 久
同	同 第一方面事務所主任	五〇	坂本孝三	同	同	五〇	青山 密 順
同	横濱市書記	五一	小 松 榮	同	同	五一	岸 澤 藤 藏
同	横濱市社會奉仕協會書記	五二	久保 清 行	同	同	五二	平田 勝 治
同	社會委員	五三	永島 唯 直	同	同	五三	村野虎五郎
同	同	五四	桐山 雅 之	同	同	五四	難 波 建
同	同	五五	石渡作二郎	同	同	五五	松岡 彰 吉
同	同	五六	横澤 政 一	同	同	五六	小林 幸 助
同	同	五七	古谷安五郎	同	同	五七	川口 朝 光
同	同	五八	石渡 三 郎	同	同	五八	劍持富太郎
同	横須賀市社會課長	五九	佐藤榮五郎	同	小田原町書記	五九	江口 玄 亮
同	市立横須賀救護所員	六〇	中島初次郎	同	同	六〇	杉山 金 重
同	社會委員	六一	菊池 勇 助	同	同	六一	梅崎 英 雄
同	同	六二	坂本 貞 融	同	社會事業主事	六二	

神奈川縣

縣書記

恩賜財團濟生會神奈川縣主事

財團法人戰役保育會常務理事

西播慈光學園々母

財團法人神戶孤兒院書記

財團法人神戶矯修會々長

同 主事

神戶盲人後援會長

神戶市須磨方面委員會々長

尼崎市書記

高野山療養院總理

神戶市葦合方面委員會幹事

同 三宮方面委員會幹事

同 桐生橋方面委員會幹事

同 菊水橋方面委員會幹事

同 兵庫方面委員會々長

同 林田方面委員會々長

同 神戶市方面委員會聯合會書記

同 加西郡方面委員會方面委員

同 姫路市方面委員會方面委員

同 市立神戶市民病院書記

同 揖保郡方面委員會々長

同 方面委員

同 加西郡方面委員會方面委員

長崎縣

長崎慈光園理事

同 長崎市社會課長

同 海光園託兒所主事

同 佐世保託兒所主事

同 方面委員(嚴原町)

同 (川棚町)

同 (佐世保市)

同 社會事業主事

同 社會事業主事補

同 方面委員(兩津町)

同 見附町社會事業助成會幹事

同 高柳村社會事業助成會幹事

同 方面委員(西蒲原郡四ッ合村)

同 (高田市)

同 (新潟市)

同 同

同 同

同 濟生會新潟診療所

同 五泉町社會事業助成會副會長

同 方面委員(五泉町)

同 長岡市社會課長

同 長岡市西部託兒園長

同 長岡幼稚園長

同 長岡幼稚園長

- 三一 林 正行
- 三二 神田 荒太郎
- 三三 川添 謙信
- 三四 木山 十彰
- 三五 三木 律造
- 三六 田崎 儀靖
- 三七 北 峯吉
- 三八 荻野 憲祐
- 三九 内田 憲吉
- 四〇 土屋 亮興
- 四一 大久保 喜七
- 四二 大塚 文吉
- 四三 福島 正充
- 四四 中村 紋作
- 四五 山田 英源
- 四六 鹿野 愈
- 四七 英木 正一
- 四八 吉田 辨學
- 四九 長谷川 太郎
- 五〇 近藤 久三
- 五一 根津 眞治
- 五二 高島 易太郎
- 五三 木曾 一雄
- 五四 岩田 藤左衛門

埼玉縣

社団法人埼玉育兒院長

同 埼玉官廳學校長

同 大宮町社會事業協會主事

同 常光村方面助成會副會長

同 熊谷官學校長

同 財團法人埼玉共濟會尙和團長

同 常務方面委員(忍町)

同 (本庄町)

同 (加須町)

同 (入間村)

同 (桶川町)

同 (中川村)

同 (幸松村)

同 (倉尾村)

同 (小川町)

同 (尾間木村)

同 (内間木村)

同 北吉見村方面書記

同 大河原村同

同 大寄村同

同 東吾野村同

同 方面委員(勝呂村)

同 (川口村)

同 社會事業主事補

埼玉縣

社會事業主事補

同 方面常務委員(前橋市)

同 方面常務代理(同)

同 方面委員(同)

同 同

同 財團法人上毛孤兒院長

同 同

同 同

同 同

同 財團法人上毛孤兒院長

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

- 五九 松永 一雄
- 六〇 久保田 喜代太郎
- 六一 高山 藤四郎
- 六二 松村 眞鬼多
- 六三 野口 嘉一郎
- 六四 大島 芳信
- 六五 高荷 久三郎
- 六六 高橋 庄吉
- 六七 金子 尙雄
- 六八 後藤 仙鳳
- 六九 田中 佐吉
- 七〇 須藤 早太郎
- 七一 田邊 熊藏
- 七二 須藤 平三郎
- 七三 大林 智明
- 七四 齋藤 完二
- 七五 大澤 租鏡
- 七六 靜谷 暢純
- 七七 蛭間 幸三郎
- 七八 大島 宗太郎
- 七九 稻邊 倉太郎
- 八〇 谷津 由太郎
- 八一 岩木 釜太郎
- 八二 林 行薰

和歌山縣 和歌山市佛教各宗協同會常任幹事 書記 七〇 重松 實亮
 同 新宮託兒園主 七〇 岩橋 永太郎
德島縣 方面委員(德島市) 七〇 山口 大信
 同 (加茂名町) 七〇 田中友太郎
 同 (小松島町) 七〇 上田庄三郎
 同 財團法人阿波國慈惠院主事 七三 井上佐十郎
 同 阿波養老院主事 七三 高島利平
 同 好生社病院書記 七四 笠井九十九
 同 大津村助役 七五 藤井 清
 同 方面委員(大津村) 七六 藤幸岩喜知
 同 七六 吉成弘尋
 同 七六 横井幸次郎
 同 七六 東 太助
香川縣 社會事業主事補 七〇 廣直武夫
 方面委員 七一 長谷川寛三
 同 七二 紀太理平
 同 七三 岡品八
 同 七四 岡崎庄太郎
 同 七五 岸本滋太
 同 七五 大西忠助
 同 七六 岡田佐次郎
 同 七六 岡田直枝
 同 七六 村尾源次
 同 七六 津 慈善

香川縣 方面委員 七一 森田 祐之
 同 仲多度郡象鄉村役場書記 七三 大西幸太郎
 同 大島療養所長 七三 野島 泰治
愛媛縣 社會事業主事 七四 泉田 一
 社會事業主事補 七五 松本 熊衛
 方面委員(松山市) 七六 尾奈正典
 同 同 七七 池田 光藏
 同 同 七七 高田 猛
 同 同 七九 市村佐治衛
 同 同 八〇 眞鍋義一
 同 同 八〇 田島 俊定
 同 同 八〇 村上 春治
 同 同 八〇 天時百猷
 同 同 八〇 田窪 八東
 同 同 八〇 芝 順一
 同 同 八〇 宮地 速
 同 同 八〇 得居 武市
 同 同 八〇 横田 玉好
 同 同 八〇 大野 政廣
 同 同 八〇 豐田 房吉
高知縣 高知慈善協會理事 八二 伊尾木禮馬
 方面委員 八三 上田 虎次
福岡縣 方面委員 八三 西島 淳一
 門司市昭和保育園保母 八四 法中ミキコ

福岡縣 方面委員 八五 森 淵宜寛
 八六 三尾 義隆
 八七 石田 丑二
 八八 谷口 勝次
 八九 茅野兵太郎
 九〇 木庭福太郎
 九一 德永 誠
 九二 金丸 實理
 九三 竹林喜代志
 九四 藤森 善平
 九五 刀 根 勝

大分縣 縣方面委員聯盟長 八六 郷田 兼安
 方面委員(三重町) 八七 大津市五郎
 同 (高田町) 八七 玉田 盛久
 同 (日出町) 八八 松浪 清太
 同 (中野村) 八八 松木三郎
 同 (東飯田村) 八八 江藤 法鑑
 同 (臼杵町) 八八 島崎 要一
 同 (日田町) 八八 宮川章治郎
 同 (大分市) 八八 秦 喜久治
 同 (別府市) 八八 田澤 周平
 同 (中津市) 八八 矢野 嶺雄
 同 (中津市) 八八 山本 武

大分縣 中津市社會課長 八三 幸 新作
 社會事業主事 八四 遠藤 三郎
佐賀縣 社會課長 八四 加茂 關治
 縣立病院好生館書記 八四 仁戸田 亮三
 佐賀養老院常務理事 八四 渡邊 鉄肝
 佐賀育兒院副院長 八四 西村 常純
 鹿島濟貧會理事 八四 織田 簡一
 縣醫師會長 八四 迎 俊造
 恩賜財團濟生會唐津診療所書記 八四 松本繁太郎
 濟昭園主 八四 小佐々 祖傳
 有田村長 八四 青木 甚一郎
 大町村書記 八四 森 傳次
 方面委員(佐賀市) 八五 島 津 詳
熊本縣 方面常務委員(熊本市) 八五 十時 英三郎
 同 (砥用町) 八五 長谷川 等治
 同 (人吉町) 八五 廣畑 美明
 同 (伊倉町) 八五 木下 竣次
 同 縣社會事業協會大江學園書記 八五 塘林 邦介
 同 慈愛園 八五 野 伸ミサ
 同 方面委員(三岳村) 八五 一 森 茂
宮崎縣 宮崎救護院長 八五 アントニオ・カフリ
 同 顧問 八六 栗田 喜久馬
 同 監督 八六 長船 タキ
 同 保母 八六 甲斐 タツノ

